

目 次

第 1 号 3月11日(火曜日)

平成26年第1回下郷町議会定例会会議録(第1号).....	1
議事日程第1号.....	2
開会.....	3
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
町長の施政方針及び提案理由の説明.....	5
請願・陳情.....	14
休会の件.....	15
散会.....	15

第 2 号 3月14日(金曜日)

平成26年第1回下郷町議会定例会会議録(第2号).....	17
議事日程第2号.....	18
開議.....	19
一般質問.....	19
猪股謙喜君.....	19
室井亜男君.....	25
佐藤盛雄君.....	32
星 輝夫君.....	42
議案第37号 平成26年度下郷町一般会計予算.....	48
議案第38号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計予算.....	48
議案第39号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算.....	48
議案第40号 平成26年度下郷町介護保険特別会計予算.....	48
議案第41号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計予算.....	48
議案第42号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算.....	48
議案第43号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算.....	48
請願・陳情.....	49
閉会中の継続審査申出について.....	50
散会.....	51

第 3 号 3月19日(水曜日)

平成26年第1回下郷町議会定例会会議録(第3号).....	53
議事日程第3号.....	54
開議.....	57
議案第 1号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第1号 平成	

	25年度下郷町一般会計補正予算(第4号)	57
議案第2号	専決処分につき承認を求めることについて(専決第2号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号))	57
議案第3号	下郷町過疎地域自立促進計画の変更について	59
議案第4号	教育委員会委員の任命について	63
議案第5号	特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の設定について	63
議案第6号	下郷町公有財産審議会条例の一部を改正する条例の設定について	63
議案第7号	下郷町振興計画審議会条例及び下郷町定住促進計画審議会条例を廃止する条例の設定について	65
議案第8号	下郷町地域安全条例の一部を改正する条例の設定について	67
議案第9号	下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について	68
議案第10号	下郷町支援費支給条例を廃止する条例の設定について	69
議案第11号	下郷町小学校入学祝金支給条例の設定について	71
議案第12号	下郷町河川流水占用料等徴収条例及び下郷町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例の設定について	76
議案第13号	下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について	77
議案第14号	下郷町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の設定について	78
議案第15号	下郷町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の設定について	79
議案第16号	下郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の設定について	80
議案第17号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について	85
議案第18号	町道の路線変更について	87
議案第19号	下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定について	88
議案第20号	下郷町観光案内施設の指定管理者の指定について	88
議案第21号	下郷町(桑取火)簡易給水施設の指定管理者の指定について	88
議案第22号	下郷町(戸石)簡易給水施設の指定管理者の指定について	88
議案第23号	下郷町(大倉)簡易給水施設の指定管理者の指定について	88
議案第24号	下郷町(枝松)簡易給水施設の指定管理者の指定について	88
議案第25号	下郷町(大沢)簡易給水施設の指定管理者の指定について	88
議案第26号	下郷町(赤土)簡易給水施設の指定管理者の指定について	88
議案第27号	下郷町林業集落排水施設の指定管理者の指定について	88
議案第28号	下郷町小松川集会所の指定管理者の指定について	88
議案第29号	自然体験交流施設の指定管理者の指定について	88
議案第30号	道の駅しもごうの指定管理者の指定について	88
動議について		88

議案第31号	平成25年度下郷町一般会計補正予算(第5号)	93
議案第32号	平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	93
議案第33号	平成25年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	93
議案第34号	平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第5号)	93
議案第35号	平成25年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	93
議案第36号	平成25年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)	93
議案第37号	平成26年度下郷町一般会計予算	108
議案第38号	平成26年度下郷町国民健康保険特別会計予算	108
議案第39号	平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	108
議案第40号	平成26年度下郷町介護保険特別会計予算	109
議案第41号	平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計予算	109
議案第42号	平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算	109
議案第43号	平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算	109
議員提出議案第1号	下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定について	111
議員提出議案第2号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	112
議員派遣の件		112
日程の追加		113
閉会中の継続審査申出について		113
平成26年度行政視察について		114
日程の追加		114
議長の辞職許可		115
日程の追加		115
議長の選挙		115
日程の追加		118
副議長の辞職許可		118
日程の追加		119
副議長の選挙		119
日程の追加		120
議席の一部変更		121
総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更		121
議会広報常任委員会委員の選任		122
議会広報編集特別委員会を廃止する決議		122
日程の追加		123
議会運営委員会委員の辞任許可		123
日程の追加		124
議会運営委員会委員の選任		125

日程の追加.....	1 2 5
南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可.....	1 2 5
日程の追加.....	1 2 6
南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙.....	1 2 6
日程の追加.....	1 2 7
南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可.....	1 2 7
南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙.....	1 2 7
閉会中の継続審査申出について.....	1 2 8
閉会.....	1 2 8

平成26年第1回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	平成26年3月11日			
本会議の会期	平成26年3月11日から3月19日までの9日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	平成26年3月11日	午前10時00分	議長 佐藤 孔一
	散会	平成26年3月11日	午前11時04分	議長 佐藤 孔一
応招議員	1番 星 正延	2番 佐藤 一美	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	6番 星 政征	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男
	9番 山田 武	10番 星 輝夫	11番 佐藤 勤	12番 佐藤 孔一
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 正延	2番 佐藤 一美	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男	9番 山田 武
	10番 星 輝夫	11番 佐藤 勤	12番 佐藤 孔一	
欠席議員	6番 星 政征			
会議録署名議員	4番 星 嘉明		5番 佐藤 盛雄	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	総務課長 室井 孝宏	生活課長兼町民班長 星 敏恵	事業課長兼建設班長 湯田 純朗
	総務課総務班長兼企画財政係長 室井 一弘	総務課税務班長兼会計管理者 佐藤 昌平	生活課健康福祉班長 渡部 善一	事業課産業振興班長 佐藤 壽一
	教育委員会委員長 白石 光史	教育 長 大竹 康隆	教育次長 五十嵐 正俊	代表監査委員 渡部 正晴
	農業委員会会長 渡部 和夫	農業委員会事務局長 湯田 真澄		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長 大竹 義則	書記 室井 哲	書記 星 数喜	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成26年第1回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：平成26年3月11日（火）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

日程第 1

会議録署名議員の指名

4番 星 嘉 明

5番 佐藤盛雄

日程第 2

会期の決定

日程第 3

町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第 4

請願・陳情

委員会付託

（産業厚生常任委員会）

陳情第1号 町道湯野上小野線無散水消雪施設の設置に関する陳情

陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の陳情

日程第 5

休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長 (佐藤孔一君) 皆さん、おはようございます。

未曾有の東日本大震災から、きょうで3年を迎えました。厳しい環境の中で震災の復旧、復興、原発事故対策などを進めている方々のご努力に敬意を表しますとともに、一日も早い復旧、復興を念願するものであります。本議会といたしまして、震災で犠牲となられた方々に哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと存じます。

ご起立をお願いいたします。

黙祷始め。

(黙 禱)

○議長 (佐藤孔一君) 黙祷終わります。着席を願います。ありがとうございました。

開会に先立ちご連絡申し上げます。本日の会議の散会后、全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。6番、星政征君から欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回下郷町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次願います。

議会事務局長、大竹義則君。

○議会事務局長 (大竹義則君) おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に、昨年12月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してあります。

次に、表彰状の伝達を行います。去る2月6日に開催されました全国町村議会議長会第65回定期総会の席上、佐藤盛雄議員が町村議会議員として27年以上在職し、地方自治の振興にご尽力されたその功績に対しまして表彰の榮譽に浴されました。まことにおめでとうございます。

この場をおかりいたしまして、議長より表彰状の伝達をさせていただきます。

議長、演壇の前までお進みください。5番、佐藤盛雄君、演壇の前までお進みください。

○議長 (佐藤孔一君) 表彰状。

福島県下郷町、佐藤盛雄殿。

あなたは、町村議会議員として長年にわたり、地域の振興、発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成26年2月6日、全国町村議会議長会会長、蓬清二。

(表彰状授与、拍手)

○議会事務局長(大竹義則君) それでは、受賞されました佐藤盛雄君よりご挨拶をお願いいたします。

○5番(佐藤盛雄君) おはようございます。ただいま全国町村議会議長会より表彰を受けることができました。ご挨拶を申し上げます。

昭和61年11月10日の初当選から、昨年(平成25年)の11月10日で議員在職27年が経過し、このたび全国町村議会議長会より表彰を受けることができました。身に余る光栄に存じております。このたびの表彰は、長きにわたりご指導、ご鞭撻賜りました議会の皆様、町長を初め職員の皆様のご指導、ご協力のたまものと深く感謝申し上げます。また、私を温かく見守っていただいた町民の皆様にも心より感謝申し上げます。

顧みますと、多くのことがございましたが、その中でも国道289号線の要望活動、何年も建設省、国交省に赴いた経験がございます。そういう要望活動と、念願かなった開通式、役場庁舎の建設場所の検討と、それと竣工、また平成7年に行われました国体の空手競技の誘致など、またその国体の開催、さらにJRから民営化した会津鉄道の開業式、また賛否両論ありました平成の町村合併問題など、多くのことが私の胸に去来いたします。本当に長かったようで短かったというのが実感でございます。

今後は、今までの議員生活の経験を生かし、さらに研さんを重ね、より一層光り輝く下郷町をつくるため、さらに議会改革のため、町民の皆様の代弁者として頑張る所存でございます。今後とも温かいご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御礼の言葉にいたします。まことにありがとうございました。平成26年3月11日、下郷町議会議員、佐藤盛雄。(拍手)

○議会事務局長(大竹義則君) 以上で諸般の報告といたします。

○議長(佐藤孔一君) これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐藤孔一君) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において4番、星嘉明君及び5番、佐藤盛雄君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長(佐藤孔一君) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（佐藤孔一君） 日程第3、町長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案にかかわる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第1回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

まず、先ほどの諸般の報告及び表彰伝達披露でもご紹介されましたが、去る2月6日開催の全国町村議会議長会定期総会の席上、佐藤盛雄議員が自治功労者として表彰を受けられましたことにつきまして町を代表し、お祝いを申し上げます。

佐藤議員におかれましては、議会議員として27年以上にわたる活動の功績が評価され、表彰されますことは、町民にとりまして大変名誉なことであり、ご同慶にたえないところであります。このたびの表彰は、常に町民の声の代弁者として住民の利益のため努力されている日ごろの議員活動が実を結んだものであり、このたびの表彰をよい機会とし、住民福祉のより一層の充実を図り、町民が愛着と誇りを持てるような地域社会の実現に向け邁進されますことをご期待申し上げます。これまで賜りました町政に対するご指導とご尽力に対しまして深甚なる感謝を申し上げますとともに、今後ますますご活躍をご期待申し上げます、お祝いの言葉といたします。

提案理由の説明に先立ち、新年度の町政に対する基本姿勢と所信の一端を申し述べ、町議会及び町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

長引くデフレからの脱却と経済再生を図るため、第2次安倍内閣は大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、いわゆる3本の矢を一体として推し進めてきました。その効果もあって、実質GDPが四半期連続でプラス成長になるなど、日本経済は上向いてはおりますが、景気回復の実感はまだまだ浸透してはおりません。

また、4月からの消費税引き上げを控え、駆け込み需要とその反動も予想されます。地方財政の現状としては、職員数削減や歳出削減などにより、財政健全化に努力はしておりますが、リーマンショック後の景気低迷もあり、厳しい状況が続いております。そのため政府は、地方行財政制度の再構築に向けた取り組みとして地方財政の健全化、自立促進に向け、地方税収をふやす歳入の充実、歳出の抑制などの改革に取り組み、地方の安定的な財政運営に必要な一般税源確保をすとしております。地方の元気創造プランの推進等により、地方税収をふやすことや社会保障、税の一体改革を着実に推進し、地方歳出の質の向上のため、その重点化、効率化を図る頑張る地方支援として地方交付税について地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地方経済活性化の成果の2つの観点から行うこととし、頑張る地方を息長く支援する方針としております。

国の平成26年度一般会計当初予算は、前年度から3兆3,000億円ふえ、総額95兆8,823億

円となり、過去最大となりました。経済再生、デフレ脱却と財政健全化をあわせて目指す予算、社会保障、税一体改革を実現する最初の予算としており、まさに日本経済を再生するための予算だと胸を張っておりますが、年金、医療などの社会保障予算、公共事業や防衛、教育、借金利払いなど、軒並み膨らんでおります。新年度税収は、消費税等景気回復で今年度より7兆円近くふえ、50兆円を見込み、新たな借金は41兆3,000億円、高齢化に加え、景気対策、公約実現に向け、規模が大きくなっております。

また、社会保障費の膨張がとまらず、初めて30兆円の台を突破いたしました。公共事業は2年連続の増額、防衛費についても尖閣諸島の防衛強化に向け増額しております。国の借金は849兆円を超える国債残高や、金融機関からの借入金など、平成25年度末時点で過去最大規模となり、総額1,017兆9,459億円、国民1人当たり800万円となります。これらのことから消費税10%増税後の再増税も議論され始めるなど、国民としては財政の悪化を心配しないわけにはまいりません。

また、消費税増税後の景気落ち込みを防ぐため、総額5兆5,000億円の平成25年度補正予算も成立し、公共事業や子育て世帯への給付金など、景気下支えをする経済対策を盛り込んでおります。消費税増税を和らげる給付金の内容としては、低所得者向けの臨時福祉給付金が市町村民税非課税世帯が対象となり、1人1万円、年金や児童手当受給者は5,000円が上乘せとなります。

子育て世帯向けの臨時特例給付金につきましては、児童手当を満額受給世帯で児童1人当たり1万円となります。これらの事務は、市町村が行う現金支給事務となり、対象者からの申請受け付け審査など、事務量の増大が懸念されるところであります。

次に、福島県における平成26年度一般会計当初予算の規模は、原発事故からの復旧、復興策に重点配分され、平成25年度予算に次ぐ1兆7,145億円となっております。うち震災、原発事故関連が約半分の8,705億円を占めました。また、土木費と農林水産部の公共事業費も災害公営住宅整備の本格化に伴い2,804億円となっております。

次に、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の平成26年、27年度福島県保険料が決定されました。1人当たりの平均額は4万8,062円、現行より2,371円の引き上げとなります。

なお、県広域連合の試算では、収入に応じ減免措置が受けられることから、加入者の半数の負担増は100円から200円程度になるものと試算額が示されております。

次に、我が町も東日本大震災及び原発事故の影響から、観光客の減少や農産物の販売不振など、暗い影を落としておりましたが、空間線量が低いこともあり、町は観光協会を初め、各関係機関と連携し、いち早く風評被害に関する対策を講じ、東京スカイツリーでの誘客、宣伝活動や地元産品販売などに力を入れてまいりました。これらのことから、昨年から徐々に大内宿を中心としてほぼ回復、町内に明るさが見られるようになりました。今後は、地域の特性をもとに町を活性化させ、地域の魅力発信に向け、さらなる努力を講じなければならないと考えております。効果的な経済対策の実行には、地方の存在は欠かせません。それには、地方分権の推進を図り、権限と財源を得て、地方が自立することが必要であります。地域経済の回復なくして地域再生はありません。防災、

減災事業の実施や中小企業への支援、農林水産業の活性化や子供を産み育てる子育て環境への支援などを推し進めなければならないと考えております。

次に、会津縦貫南道路の事業促進があります。湯野上バイパスが国の直轄事業として採択され、今年度はいよいよ用地買収に着手することになります。それに関連し、国土交通省から当町に事務所を開設したいとの申し出がありました。町といたしても事業促進に向け、全面的に協力したいと考えておりますので、役場庁舎の一室を当面の間お貸しすることにいたしました。我が町にとって甲子道路の開通がもたらした効果は明らかのように、将来この道路が完成した暁には郡内はもとより、会津地方を縦断する大動脈として広域的に限りない恩恵をもたらすことと思っておりますので、その早期完成を目指し、関係機関に強力に働きかけ続けていく所存であります。

防災面では、1月30日、南会津の4町村と西白河の矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村との間で災害時における相互応援協定を締結しました。両郡は那須連峰を東西に挟み、地理的にも災害の同時発生が低いと予想されることから、大規模災害発生時に相互協力し、効果的な対応がとられるような体制づくりを目的としております。応援協定の中身は、物資や機材、人員の支援などとなっており、定期的な情報交換や訓練を想定しております。

また、あわせて郡内4町村と新潟県三条市との間においても同様な相互応援協定を締結しております。協定では、互いの災害時に住民の集団避難の受け入れ、三条市の中心部が柏崎刈羽原発から40キロ圏内にあることから、事故発生時には郡内町村が協力することも想定しております。

また、この協定により住民の安全確保はもちろん、県境区間の国道289号の早期開通にも弾みがつくものと期待するものであります。

次に、安倍政権は食品の市場開放を迫る米国、豪州などを含めた環太平洋連携協定、TPPを進めようとしており、先月25日、交渉の閣僚会合が大筋合意に至らないまま閉会し、交渉は長期化する予想が強まっております。当初政府は米など、重要5品目を関税撤廃の例外としておりましたが、日本以外の11カ国はなぜ市場開放ができないのかと求めており、予断を許さない状況となってきております。これらのことから、町の基幹産業である農業への影響が懸念されるところであります。日本農業の再生は、豊かな穀倉地帯や果樹、畜産地帯での規模拡大や、付加価値農業の推進だけではなく、高齢化と後継者不足の遊休農地の増大や鳥獣被害の拡大などであり、多くの問題を抱える中、山間地をどのように守っていくか、その活性化策こそが最重要課題であると考えます。これらに加え、消費税の増税、脱原発、社会保障制度、さらには隣国中国、韓国との諸問題など、国益がぶつかり合う問題が山積し、町政運営にも大きな影響を及ぼす可能性が大であり、町といたしましても国、県の動向や投資対効果を見分けながら健全財政堅持しつつ、住民からの要望に対してはできる限り柔軟性を持った財政運営をしてまいります。

今年度の重点施策といたしまして、私の公約とする基本政策及び第4次振興計画の6項目の大綱に沿って町民福祉の向上のため、平成26年度当初予算を編成いたしました。

振興計画の第1、基盤条件整備として総額5億2,000万円を計上、内容は生活路線バス、会津鉄道、野岩鉄道などの公共交通機関維持対策事業、町道整備事業、行政システムの更新事業、集会所整備事業などです。

第2の交流促進として、総額1億1,228万2,000円を計上、内容は今年度も継続して着地型ツーリズム事業や風評被害対策として町観光協会への助成事業、観光客の利便性向上策として塔のへつりや会津下郷駅のトイレ改修への助成、光通信網整備に伴い、町内観光地への情報を発信するウェブカメラ映像配信事業などです。

第3の産業経済対策としては、総額1億4,987万2,000円を計上、内容は新たに農業再生に向けた農業再生協議会特別補助金、農林業機械購入援助施策として利子補給や貸付制度預託金を創設、その他中山間地域等直接支払交付金事業、近年被害が増大する有害鳥獣への対策補助金、商業の活性化策としてプレミアム商品券発行の助成金などです。

第4の生活環境整備としては、総額2億4,278万5,000円を計上、内容は定住促進住宅整備事業、合併処理浄化槽設置助成、防災体制の充実として落合小型動力ポンプ積載車の更新や町防災無線各改修などです。

なお、この中には広域消防救急無線のデジタル化に伴う負担金として1億930万円が含まれております。

第5の健康福祉面としては、総額3億6,150万1,000円を計上、内容には新たに小学校入学者に対する祝金事業や高齢者に対する高齢者タクシー助成事業を創設、その他児童手当、子供医療無料化事業、各種予防接種、各種検診の負担軽減事業、高齢者、障害者等支援事業などです。

第6の教育文化としては、総額1億5,631万3,000円を計上、内容は新たに学校給食費の3分の1の補助を創設、学校環境整備として小中学校の扇風機設置、防火シャッター改修、放課後子ども教室の推進、大内宿保存整備事業、給食の調理及び配送業務委託などです。

以上、重点施策として予算化をいたしました。

それでは、平成26年度一般会計予算の概要につきましてご説明を申し上げます。予算総額は44億5,000万円です。前年度比5,000万円の減額です。

歳入についてであります。町税全体で10億7,788万1,000円を計上し、前年度比2.4%、2,651万6,000円の減額です。このうち個人町民税については、所得の伸びなどにより前年度比0.9%、140万2,000円の増額、法人町民税については景気回復などにより前年度比25.9%、541万円の増額です。また、固定資産税については大規模償却資産の減により前年度比3.4%、2,739万6,000円の減額です。

地方譲与税については8,395万6,000円で、前年度比3.7%、326万2,000円の減額です。

地方消費税交付金については3,140万2,000円で、前年度比14%、386万5,000円の増額です。

自動車取得税交付金については691万2,000円で、前年度比46.9%、610万6,000円の減

額であります。

地方交付税につきましては15億8,700万円で、前年度と同様な金額を計上しております。

国庫支出金については3億24万1,000円で、前年度比14%、4,904万7,000円の減額であります。主な要因は、消費税増税に伴う臨時福祉給付金事業補助金や子育て世帯臨時給付金事業の増額、防災安全交付金事業補助金の増額によるものです。減額としては、辺地共聴施設整備事業補助金及び下郷中学校耐震事業補助金の終了による減額であります。

県支出金につきましては2億3,259万6,000円で、前年度比23.6%、7,165万1,000円の減額であります。主な要因は、市町村公共施設支援事業として太陽光発電の補助金の減額であります。

繰入金につきましては4億5,044万8,000円で、前年度比15.4%、6,012万4,000円の増額、今年度の財源として財政調整基金、復興基金及び教育施設整備基金から繰り入れることとしております。

町債につきましては4億7,020万円で、前年度比6.2%、2,740万円の増額であります。主な要因は、広域消防デジタル無線の整備、道路新設改良や定住促進住宅整備に過疎対策事業債で約2億500万円を充当。減額としては、パークゴルフ場整備事業費の減少及び中学校耐震化事業の終了により約1億8,500万円が減額になりました。

歳出につきましては、人件費は8億1,228万9,000円で、前年度比1.7%、1,376万4,000円の減額であり、主な要因は私の給与削減や職員の採用、退職に伴う構成の変化に伴う減額であります。

物件費は7億35万円で、前年度比16%、9,672万7,000円の増額であります。主な要因は、次期行政システム更新経費や町防災計画作成委託料及び県知事選挙経費の増であります。減額としては、戸籍事務システム構築委託料、標準宅地鑑定委託及び参議院選挙や町長選挙の終了によるものであります。

維持補修費は8,643万3,000円で、前年度比9.9%、776万8,000円の増額であります。これらは、町道維持費及びコミュニティーセンター修繕経費などの増額であります。

扶助費は3億1,759万5,000円で、前年度比27.1%、6,780万2,000円の増額であります。主な要因は、歳入でも申し上げました新規の臨時福祉給付金や子育て世帯臨時給付金事業及び高齢者タクシー助成事業によるものであります。

補助費等は9億265万4,000円で、前年度比24.9%、1億7,972万6,000円の増額であります。増額の主な要因としては、施設老朽化に伴う南会津地方環境衛生組合負担金として4,595万6,000円の増、南会津地方広域市町村圏組合負担金として1億83万3,000円の増、緑資源幹線林道負担金の繰上償還経費や農家に対する経営所得安定化対策事業、学校給食費及び入学祝金などであります。このうち広域組合等に対する一部事務組合負担金が、消防無線デジタル化にもよりますが、総額5億710万2,000円となり、1億4,550万1,000円、40.2%の大きな伸びを示しております。

普通建設事業費は7億3,842万3,000円で、前年度比34.1%、3億8,247万7,000円の減額であります。主な増額要因は、防災行政無線操作卓改修工事、コミュニティー助成事業、観光情報配信システム整備事業、定住促進住宅整備事業などあります。減額要因

としては、中学校の耐震化事業、コミュニティーセンター太陽光発電事業、防災ステーション建設事業及びパークゴルフ場整備事業などによる減額であります。

公債費は4億3,379万7,000円で、前年度比4.2%、1,903万8,000円の減額であります。公債費につきましては、将来の財政負担をできるだけ軽減し、健全財政を維持するという方針に基づき、償還金が交付税によって措置される地方債の起債以外は極力抑えてまいりましたので、減額となっております。

貸付金は3,400万円で、前年度比41.7%、1,000万円の増額であります。この要因は、農林業機械等購入貸付育成制度預託金の増額であります。

繰出金は3億4,684万5,000円で、前年度比0.8%、282万7,000円の増額であります。この主な内容は、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び農業集落排水事業特別会計の増額、国民健康保険特別会計及び簡易水道事業特別会計の減額によるものであります。

昨年9月の就任以来、皆様と約束しました地域の特色を活かし、活力ある町、安全・安心・健康で暮らせる住みよい町、思いやりのある教育と文化の町を基本政策に掲げ、その確実な推進を図ることが私の使命であると考え、予算を編成し、町づくりに取り組んでいきたいと思っております。

以上、平成26年度一般会計予算の概要につきましてご説明を申し上げます。今後とも議会の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ご提案申し上げます議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 平成25年度下郷町一般会計補正予算（第4号））につきましては、既決予算に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、総額を46億3,246万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、障害者自立支援給付支払等システム改修事業補助金の補正計上であります。

歳出につきましては、介護保険システム改修に伴う介護保険特別会計への繰出金及び先ほど歳入で申し上げました障害者自立支援システムに係る改修費、土木費として先月14日から16日にかけて、全国的な豪雪となり、本町でも除雪関連経費が不足することから、総額2,695万円を増額するものであります。

議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号））につきましては、既決予算額に歳入歳出それぞれ59万8,000円を追加し、総額を7億1,432万6,000円とするものであります。歳入につきましては、介護保険システム改修事業補助金及び一般会計からの歳入金の補正計上であります。歳出につきましては、介護保険システム改修費であります。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成26年2月18日専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

議案第3号 下郷町過疎地域自立促進計画の変更についてにつきましては、町内観光情報の配信システム整備事業、除雪ドーザの更新、広域消防に係るデジタル無線整備負担金を追加するものであり、これら施設整備の財源として過疎対策事業債を充当いたし

まして、本計画を変更するものであります。

議案第4号 教育委員会委員の任命についてにつきましては、このたび教育委員会委員のうち、1名の委員が任期満了となりますので、下郷町大字湯野上字五百地乙193番地の10、五十嵐紀子氏を新たに任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。五十嵐氏は、湯野上保育所保護者会長を歴任、現在は江川小学校父母と教師の会副会長を務められている方であり、教育へ積極的に取り組んでおられる方であり、教育に対する任務の必要性を認識し、教育委員として町教育行政の発展のため、必ずご活躍をしていただけるものと確信しておりますので、議会の同意を求めるものであります。

議案第5号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の設定について及び議案第6号 下郷町公有財産審議会条例の一部を改正する条例の設定についてにつきましては、このたびの機構改革により名称が変更になることから、総務課総務班を総務課と改める一部改正であります。

議案第7号 下郷町振興計画審議会条例及び下郷町定住促進計画審議会条例を廃止する条例の設定についてにつきましては、地方自治法の一部改正により振興計画の策定義務及び議案提案が任意となったことから、関係条例を廃止するものであります。

なお、条例は廃止しますが、町政の計画的な運営には町振興計画は必要であると判断いたしますので、計画策定に必要な審議会を要綱により設置するとともに、計画を策定し、従来に沿った形で議会に示していく考えであります。

議案第8号 下郷町地域安全条例の一部を改正する条例の設定についてにつきましては、議案第6号と同様に、生活課町民班を町民課に改め、あわせて田島警察署長を南会津警察署に改める一部改正であります。

議案第9号 下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてにつきましては、消防組織法の改正に伴い、条項が変更になったことにより条例の一部改正を行うものであります。

議案第10号 下郷町支援費支給条例を廃止する条例の設定につきましては、従来の支援費制度は平成15年4月からの改正障害者基本法のもとで推進されてきましたが、新たに難病患者も含めた障害者総合支援法が施行されるに当たり、旧法に基づいて施行されていた本条例を廃止するものであります。

議案第11号 下郷町小学校入学祝金支給条例の設定についてにつきましては、町立小学校及び特別支援学校小学部への入学者の保護者に対し、子育て支援のため1人当たり3万円の入学祝金を支給するものであります。

議案第12号 下郷町河川流水占用料等徴収条例及び下郷町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例の設定についてにつきましては、本年4月1日から5%から8%とする改正消費税法が施行になりますので、それに合わせ、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてにつきましては、消費税法の改正及び道路法改正により国の行う事業については免除となることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 下郷町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の設定についてにつきましては、心身障害児の名称が障害者を特別視することから、心身障害児の部分で削る条例の一部改正であります。

議案第15号 下郷町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の設定についてにつきましては、社会教育法の一部改正により社会教育委員の委嘱の基準を当該公共団体で定めるとされたことに関し、本条例を制定するものであります。

議案第16号 下郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の設定についてにつきましては、全国においていじめ問題が問題視され、いじめ防止対策推進法が制定されました。同法では、国、県、地方自治体、教育委員会、学校などがいじめ問題への対応することに関し、本条例を制定するものであります。

議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてにつきましては、先ほど説明しました改正制定条例に関し、報酬等を支給する委員の名称削除、追加や変更をする一部改正であります。

議案第18号 町道の路線変更についてにつきましては、クラインガルテンに接続する県単農道整備工事が完成したことに伴い、落合ミノノスケ1号線及び鶴ヶ池7号線の起点、終点、延長などを変更するものであり、道路法により議会の議決を求めるものであります。

議案第19号から議案第38号までの12議案につきましては、下郷町公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者制度は、当初平成18年度から3年間、その後平成21年度から5年間管理運営され、現在に至っており、これらの施設は本年度をもって指定管理期間は満了といたします。このことから町指定管理者選定委員会において、直営及び指定管理の町施設を検討した結果、全施設が良好に管理運営されていることから、再度17施設の管理運営を委託するものであります。

議案第31号から議案第36号までの6議案につきましては、平成25年度一般会計及び特別会計に係る補正予算であります。

議案第31号 平成25年度下郷町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既決予算の総額から8,305万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億4,941万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、主な増加要因は特別交付税3,244万3,000円の交付によるものであり、地方交付税総額は17億2,985万1,000円となります。また、町民税が712万7,000円、地方消費税交付金が1,457万円、国庫補助事業であります地域の元気臨時交付金として988万円であります。その他は、町たばこ税など、各町税の収入見込み額の精査や補助事業等の確定による基金繰入金の減額などの整理予算となります。

歳出につきましては、太陽光発電施設、下郷中学校耐震改修及びパークゴルフ場建設工事等の事業費確定や各種事業の精査による減額であります。それら含め精査した結果、剰余金が発生しますので、橋梁整備基金積立金に1億円を積み立ていたします。

議案第32号 平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既決予算の総額から1,366万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億

2,909万1,000円とするものであります。歳入につきましては、療養給付費の再算定や高額医療費共同事業等の確定によるものであります。歳出につきましては、医療費の確定に伴う調整であり、予備費にて調整をしております。

議案第33号 平成25年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましては、既決予算の総額から112万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,876万8,000円とするものであります。歳入につきましては、保険料等の収入見込み額の再算定によるものであります。歳出につきましては、広域連合納付費の精査により減額補正計上するものであります。

議案第34号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第5号)につきましては、既決予算の総額から3,396万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,035万7,000円とするものであります。歳入につきましては、国、県支出金等の再査定による精査及び介護給付費基金の繰入金の減額であります。歳出につきましては、各種サービス給付に係る経費見込みの精査による減額補正計上であり、予備費にて調整しております。

議案第35号 平成25年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、既決予算の総額から593万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,455万8,000円とするものであり、歳入につきましては水道使用料の増収を見込んでおり、それらの精査により一般会計からの繰入金を減額しております。歳出につきましては、委託料及び工事請負費等の事業確定及び決算消費税の精査による減額補正計上であります。

議案第36号 平成25年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既決予算の総額から586万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5万1,000円とするものであります。歳入歳出につきましては、当初やごしま団地の宅地分譲地、残り1区画分の販売を見込んでおりましたが、残念ながら販売ができず、予算上残っている1区画分を減額するものであります。

議案第37号 平成26年度下郷町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億5,000万円とするものであり、さきに重点施策について説明しましたとおりであります。

議案第38号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,000万円とするものであります。前年度比1.0%、1,000万円の増額であります。主な要因として、歳入におきまして保険税では保険者所得の増加等を見込んだことによる増額、国庫支出金では療養給付費負担金の医療費増を見込み、増額、共同事業交付金では高額医療費共同事業交付金の減額、保険財政安定化事業交付金の減額などであります。歳出につきましては、共同事業拠出金の増額によるものであります。

議案第39号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,177万8,000円とするものであります。前年度比3.7%、255万円の増額であります。主な要因は、制度の財政運営を行っている福島県後期高齢者医療広域連合の算定により示された数字をもち推計したことによるものであります。

議案第40号 平成26年度下郷町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,315万4,000円とするものであります。前年度比4.8%、3,350万7,000円の増額であります。主な要因は、本会計の約9割を占める給付費については平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画及び本年度の給付額をもとに算定、居宅サービス給付金については介護施設が依然として飽和状態にあることから、訪問介護サービスや有料老人ホームの利用が増加傾向にあることによるものであります。

議案第41号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,696万3,000円とするものであります。前年度比1%、246万3,000円の減額であります。主な要因は、過去の建設事業費に係る借入金の減少によりますが、経年劣化等により施設修繕に係る経費が増大傾向にあるため、予断を許さない傾向にあります。

議案第42号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,694万5,000円とするものであります。前年度比較7.8%、194万円の増額であります。主な要因は、機能強化事業に伴う施設の管理経費などの増加であります。

議案第43号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ602万円とするものであります。前年度比1.7%、10万3,000円の増額であります。やごしま団地全12区画中、今年度も残り1区画の販売促進に取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様におかれましても情報等がございましたら、ご協力をお願いいたします。

以上、本定例会にご提案いたしました主な施策及び諸議案につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては後ほど議案審議及び各常任委員会時に所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

(何事か声あり)

○町長(星學君) では、訂正をお願いします。

18ページ、右から2行目の教育文化費としては総額1億5,679万7,000円を計上という本文でございますが、31万と読みましたので、79万の誤りでございます。

次、38ページ、右から6行目ですが、議案第19号から議案第30号までの12議案につきましてはというところを38と読み違えたそうでございますので、この2点を訂正方お願いしたいと思います。

ありがとうございました。

日程第4 請願・陳情

○議長(佐藤孔一君) 日程第4、請願・陳情を議題とします。

陳情第1号 町道湯野上小野線無散水消雪施設の設置に関する陳情及び陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件、2件を一括議題とします。

ただいま議題となっております陳情第1号、第2号の2件を会議規則第36条の規定に基づき朗読を省略したいと思います。お手元に配付した陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第1号 町道湯野上小野線無散水消雪施設の設置に関する陳情の件及び陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件、2件を産業厚生常任委員会に会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長(佐藤孔一君) 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。3月12日及び13日は議案思考のため、3月15日は土曜閉庁で休日のため、3月16日は日曜日のため、3月17日及び18日は委員会審査のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) ご異議なしと認めます。

したがって、3月12日、13日、15日、16日、17日及び18日の6日間を休会とすることに決定いたしました。再開本会議は3月14日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤孔一君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。(午前11時04分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年3月11日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成26年第1回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	平成26年3月11日			
本会議の会期	平成26年3月11日から3月19日までの9日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成26年3月14日	午前10時00分	議長 佐藤 孔一
	散会	平成26年3月14日	午後 1時42分	議長 佐藤 孔一
応招議員	1番 星 正延	2番 佐藤 一美	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	6番 星 政征	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男
	9番 山田 武	10番 星 輝夫	11番 佐藤 勤	12番 佐藤 孔一
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 正延	2番 佐藤 一美	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	6番 星 政征	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男
	9番 山田 武	10番 星 輝夫	11番 佐藤 勤	12番 佐藤 孔一
欠席議員	なし			
会議録署名議員	4番 星 嘉明	5番 佐藤 盛雄		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	総務課長 室井 孝宏	生活課長兼町民班長 星 敏恵	事業課長兼建設班長 湯田 純朗
	総務課総務班長兼企画財政係長 室井 一弘	総務課税務班長兼会計管理者 佐藤 昌平	生活課健康福祉班長 渡部 善一	事業課産業振興班長 佐藤 壽一
	教育委員会委員長 白石 光史	教育 長 大竹 康隆	教育次長 五十嵐 正俊	代表監査委員 渡部 正晴
	農業委員会会長 渡部 和夫	農業委員会事務局長 湯田 真澄		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長 大竹 義則	書記 室井 哲	書記 星 数喜	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成26年第1回下郷町議会定例会議事日程(第2号)

期日:平成26年3月14日(金)午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第37号 平成26年度下郷町一般会計予算
(総務文教常任委員会付託)

日程第 3 議案第38号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計予算
(産業厚生常任委員会付託)

日程第 4 議案第39号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
(産業厚生常任委員会付託)

日程第 5 議案第40号 平成26年度下郷町介護保険特別会計予算
(産業厚生常任委員会付託)

日程第 6 議案第41号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計予算
(産業厚生常任委員会付託)

日程第 7 議案第42号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算
(産業厚生常任委員会付託)

日程第 8 議案第43号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算
(総務文教常任委員会付託)

追加日程第1 請願・陳情

委員会報告

(産業厚生常任委員会)

陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の陳情

追加日程第2 閉会中の継続審査申出について

散 会

(会議の経過)

○議長 (佐藤孔一君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。(午前10時00分)

日程第1 一般質問

○議長 (佐藤孔一君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。

7番、猪股謙喜君。

○7番 (猪股謙喜君) 7番、猪股謙喜、一般質問を行います。

質問項目は2つでございます。まず、災害時における相互応援に関する協定についてでございます。

まず、ことしは東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から3年が過ぎた年でございます。改めて震災で亡くなられた方、またその関連で亡くなられた方に対し哀悼の意を表したいと思っております。

下郷町は、被害は少なく、人的被害もございませんでした。当時原発事故による避難者の受け入れ等、下郷町は積極的に受け入れた町ではなかったかと思っております。ふれあいセンター、コミュニティーセンターなどへ避難された方が多数、当時いらっしゃいました。また、湯野上の温泉、民宿等で長期にわたって避難された方もいらっしゃいました。

さて、先般締結された西白河郡及び三条市との災害時における相互応援に関する協定について質問いたします。

1番目、この2つの協定が締結されるまでの経過をお聞かせ願います。

2番目、それぞれの協定の内容はどのような内容なのかをお尋ねいたします。

3番目、この2つの協定には、原発による放射能拡散からの避難の受け入れ等が明記されているのかどうかお尋ねいたします。

4番目、下郷町からの職員の派遣と物資や機材等の提供といった支援を行うに当たり、派遣できる職員数や提供する物資の備蓄などの試算はしたのかどうかお尋ねいたします。

5番目、東日本大震災や新潟・福島豪雨災害での下郷町の対応は当時どうだったのか、改めてお尋ねいたします。

6番目、今後平時における人的交流が進んでいくと考えられます。下郷町は、町単独での交流をどのように考えているのかお尋ねいたします。

7番目、道の駅しもごう、下郷町物産館は避難者の一時立ち寄りや災害派遣の集合場所として重要な施設と考えられます。その機能を強化すべきではないかと私は思いますが、その件に関してご質問いたします。

次、2つ目の質問でございます。先般の大雪の件でございます。2月の大雪の対応の

件でございます。2月14日に降り始めた雪は、15日にピークを迎え、80センチ以上の積雪を記録いたしました。当時大雪警報が発令され、通行止めの道路も発生いたしました。この日、町内では除雪のおくれによる町民の不満が多く聞こえました。このときの星町長の指揮と職員の対応についてお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、猪股謙喜議員の質問に対して答弁をいたします。

去る1月30日午前中には、南会津郡4町村と西白河郡4町村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町との締結式が白河市の合同庁舎で、午後には新潟県三条市と郡内の4町村との締結式が南会津広域行政センターで各市町村長が出席して行われました。この災害時の相互応援協定に伴い、大規模災害時における町民の安全の確保が充実されたものと思ひます。

この災害時の相互応援協定に伴い、大規模災害時における町民の安全の確保が充実されましたが、1つ目のご質問の2つの協定が締結されるまでの経過は、経緯はについてでございますが、初めに西白河郡4町村につきましては西郷村から電話があり、昨年8月に協定に向けた担当者会議、その後担当課長会議等を開催しながら、今回の協定の締結につながったものでございます。

三条市につきましては、昨年11月、三条市と南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方広域市町村圏組合と三条市との消防の相互応援協定に関する協定が締結されました。これを機に、三条市長及び郡内の町村長から防災相互応援協定も必要との意見が出され、昨年11月22日付で三条市長より協定の依頼が文書でございました。その後、三条市の副市長と担当課長が来町され、双方基本的な協定内容について確認が行われ、その後郡内の町村との協議を重ねながら、今回の締結につながったものでございます。

次に、2つ目の協定内容についてのご質問でございますが、内容につきましてはいずれの地域で地震、風水害、その他災害等による大規模な災害が発生した場合において応急対策等の相互応援に対し必要な事項を定めております。

応援内容の主なものについては、食料、飲料水、生活必需品、救援用物資の提供及びあっせん、救助活動に必要な車両の貸与並びに応急対策用資材の提供及びあっせん、被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣、ボランティアの派遣、各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項との内容になっております。

以上の内容については、三条市との協定と西白河郡の各町村の協定締結内容はほぼ同じ内容となっております。

3つ目のこの2つの協定には、原発による放射能拡散から避難の受け入れ等が明記されているかとの質問につきましては、原発関係についての明記は特にございませんが、三条市は柏崎刈羽原発から中心街まで距離が約40キロで、万が一の事故の場合、会津地方が飛んでくる放射性の物質が避ける方向にあることから、原発事故に備えた住民の避

難受け入れ先の確保を想定したものと確認しております。

4つ目の支援に当たり、派遣できる職員の数や提供する物資の備蓄などの試算はしたのかとのご質問でございますが、派遣の職員につきましては初動態勢については先発隊1人から2名の職員を派遣し、情報を得ながら職員を派遣することになります。

備蓄につきましては、大規模災害時の避難先には分散されることから、今後年3回程度の担当課レベルの災害支援協定協議会等が予定されますので、協議会の中で確認していきたいと思っております。

町では、町民の安全、安心の充実と今回の協定締結に伴い、これまでも年次計画で備蓄品を購入してまいりましたが、26年度当初予算におきましても予算を増額し、予算を計上したところでございますので、よろしく理解していただきたいと思っております。

5つ目の東日本大震災や新潟・福島豪雨災害での下郷町の対応はどうだったのかとの質問ですが、東日本大震災時については震度5弱の地震の発生により、午後2時58分に特別警戒配備体制をとり、第1回目の会議により町内の人的被害、家屋等交通機関等の被害状況等を職員と行政区長さん、民生委員等の協力を得ながら確認したところです。幸いに人的被害もなく、建物等については壁の崩れや窓ガラスの割れ、道路では落石等がございましたが、それぞれの部署で対応してきたところでございます。

ボランティア活動につきましては、職員、日赤奉仕団、婦人消防隊、給食センターの職員等により、被災地に届ける炊き出しを行ってまいりました。

また、避難民の受け入れでございますが、原発事故も伴いまして、3月16日に2施設を避難所として開設し、コミュニティーセンターでは最大25名、ふれあいセンターでは南相馬市の雲雀ヶ丘病院の精神患者165名、スタッフ16名、計181名の方を受け入れ、他の病院等へ移るまで6日間、職員、社会福祉協議会、その他多くのボランティアの方々により炊き出しや患者への介護等を行ってまいりました。

また、7月19日から29日までの9日間につきましては、いわき市に家屋の瓦れき処理に延べ48人の職員をボランティア派遣してきたところでございます。

新潟・福島豪雨災害時については、被害の大変大きかった只見町へ8月4日から31日まで14日間、延べ73人の職員ボランティアを派遣したところでございます。

6つ目の今後、平時における人的交流が進んでいくと考えられるが、下郷町は単独での交流をどのように考えているかの質問でございますが、西郷村とは隣接していることもあり、これまでスポーツ交流等を行ってまいりましたが、これを機に、国道289号とも結ばれ、情報の交換等も容易になったことから、西白河郡との交流も今後深めていきたいと思っております。

三条市につきましては、國定市長もこれを機に、平常時における南会津郡との交流を図りたいと申しておりますので、下郷町の観光資源等をアピールしながら交流を深め、また国道289号の整備促進につながっていけばと思っておりますのでございます。

7つ目の道の駅しもごう、下郷町物産館は、避難者の一時立ち寄りや災害派遣の集合同場所での重要な施設と考えられる。その機能を強化すべきではないかとの質問でございますが、平成16年の東越地震で当時県内や県外の道の駅が避難所や災害復旧拠点として

活用され、国土交通省においても道の駅避難施設等となれば、情報提供装置、非常用電源、非常用トイレ等の整備も必要となることから、今後町ではまちの駅や物産館を含め、避難施設整備等となれば、多大な予算化が必要であり、今後関係機関との協議や検討会を設け、協議していかなければならないと思っております。

次に、2月の大雪の対応についてでございますが、2月14日未明に降り出した雪が15日、16日と降り続け、役場前の観測場所においても15日に20センチ、16日に50センチ、17日には8センチと、合計78センチの降雪がありました。

本町の除雪作業については、除雪業務を1市10業者に除雪車両17台を委託し、町直営による除雪は4台の車両を稼働させ、計21台にて対応したものでございます。昨年度より1業者をふやし、町直営による除雪も1名の臨時職員を増員して対応したところでございます。しかし、この両日は雪質が湿気を持った大変重い雪で、委託業者も同じコースを3度も4度も回らなければならなかったために、同じく3倍から4倍の時間を要したとの報告がありました。もちろん職員も早朝より出勤し、町民のたび重なる要請を聞きながら、作業に間に合わない路線は職員自身が4トンダンプの除雪車により直接除雪を行った集落もございます。また、交通止めに関しては福島県との連絡調整を行いながら対応してまいりました。

次に、町長の指揮と職員の対応はどうだったのかというご質問でございますが、2月15日土曜日につきましては中山の雪月火が開催される日となっていましたので、私は自宅において天気予報を注視していました。天気予報によりますと、大雪警報が出される見込みであったことから、午前8時半に生活安全係の担当職員2名を早目に待機させました。その後、9時38分に大雪警報が出され、担当係長も含め、道路情報、鉄道の情報収集により町民への情報提供に当たらせました。建設班では、町道の除雪対応と、町民班との連携により国、県道の通行止め等の情報を生活安全係に提供しながら、町民の安全確保のため防災無線により情報提供を努めてまいりました。また、総務班につきましては道路、鉄道情報を町のホームページに掲載しながら町民への情報提供に当たってまいりました。

私の指揮については、大雪による落雪事故の防止や交通機関、道路の交通止め等の情報について町民への早目の情報を提供するなど、大雪警報に対応する町民班への電話により指示してまいりました。

午後5時12分に大雪警報が解除され、町民班については午後7時30分に自宅待機とさせました。建設班につきましては、町道の倒木による伐採等を行い、除雪対応の職員については夜12時ごろまで対応に当たらせました。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 再質問ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） ありがとうございます。

それでは、災害時における相互応援に関する協定についての再質問をしたいと思います。

この2つの協定結ばれる前から、町では他の業者、市とも協定結んでいますが、今回の協定で備蓄品や食料水、車両などのあっせんという町長、先ほど答弁で答えておられました、このあっせんというのはどういうことなのか、具体的なものがあればお答えしていただきたいと思います。

それから、東日本大震災でいわきに48名派遣され、只見町には延べ人数で79名ボランティア派遣ということの答弁でございましたが、このときの派遣した職員は公務の派遣であったのかどうか。

それから、今後こういった防災協定での職員の派遣では公務として派遣されるのか。その職員の身分や安全等の観点から、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、今後の道の駅や防災拠点の中で予算の絡みという答弁の中身でしたが、こういったもので補助金等、または起債等で有利なものを恐らく探して拠点の充実等を図るようになると思いますが、これらは補正で整備していくのか。来年度というか、26年中に計画を立てて、27年度で本格整備、年次計画でやっていくのかどうかお尋ねします。

それと、道の駅も今回補正予算で水道施設等の減額がありました。実際災害拠点となれば、水というのは意外とトイレ等ではすごく必要になってくると思いますので、そういった今後の水の確保等も関連づけることが重要な整備拡充の一つの方針ではないかと思っておりますので、その施設の整備、機能の強化における水の確保等、それからそれぞれの食料備蓄等の方針等ありましたらお答え願います。

次に、大雪の対応の件でございますが、大雪警報が発令された15日、町長の答弁では町長は自宅で、職員を集めて電話でその情報を職員からもらっているような答弁でしたが、それで間違いないのかどうかお聞きいたします。

それから、除雪の効率という観点で、業者がいても同じ路線を1日に3度除雪したという場所もあったというお答えですけれども、そういった足の確保においてこういった除雪が必要なのか。とりあえず車が通るだけの除雪、相互交通はできなくても、車が通れる一時退避所を設ける等の除雪で速やかな足の確保という除雪の仕方もあろうとは思いますが、必ずきれいに2車線除雪しなければならない。そういったことでほかの路線が除雪におくれが出てしまうという可能性もございます。そういった業者に対する除雪の仕方の指導等はあったのかどうかお尋ねします。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） では、7番、猪股議員の再質問についての件を答弁させていただきます。

まず、災害協定のあっせんについての具体的にはどんなものなのかという再質問でございますが、これお互いに協定をしてあっせんするということの協定でございますから、当然そういう事態となれば、それは両方ともそのあっせんの物についての話し合いは進められると、こう思っておりますので、協定内容についてはそういう文言であると私は認識しているところでございます。

それから、東日本の大震災のときと只見の大豪雨のときの職員の派遣についての公務かということは、当然職員ですから公務扱いでございます。

次に、道の駅の防災拠点の整備についての予算の確保等のお話でございますが、これは当然道の駅は民間会社となっておりますし、物産館は公社でございますので、そういう関係機関あるいは上部団体、県あるいは国の人たちとの協議も必要であろうかと思いません。やはり予算確保についてはそういう順序でいかなければならないので、答弁につきましてはそういう協議を進め、検討会を設けてやっていくということの答弁をしたところでございます。

それから、道の駅の水の確保の関係でございますが、やはり水を確保するためには予算が必要でございます。予算は、25年度で計上されておりますが、その調査をしてからの予算計上であれば、それは進めた事業であろうかと思いますが、正式な調査をしないというか、そういうものがおくれたことによって予算計上がなされましたので、予算の金額に差があるということの関係から今年度の、25年度の事業実施はできないようになってきているわけでございます。

次に、大雪のときの町長対応につきましては、私も自宅にて中山の雪月火に行くべき準備をしていましたので、報道関係の天気予報を注視していましたので、その対応についてはうちで行っていました。生活課長あるいは総務班長からの連絡により、私の指示を伝えたところでございます。

それから、除雪の効率についての関係の業者への指導につきましては、当然それは除雪計画に基づいて行っていますから、その内容については業者は熟知していると思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 再々質問はありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） それでは、再々質問いたします。

道の駅は株式会社、確かに民間でございます。社長は、星學町長ではなかったのでしょうか。それから、物産館は委託業務で第三セクターの下郷町観光公社、これはトップは星學町長ではございませんでしょうかと。他人事のように聞こえます。確かに町とは会計を異にしております。道の駅の場合は、トイレと駐車場は国交省の要望で当然24時間使えるようにということで作られております。しかし、実際にそういった施設の拡充等をすべきのは社長であり町長である星學が陣頭指揮でやるべきものであると私は思います。そういった観点であまり、民間会社だとか公社だとかという部分もありますが、どちらもトップに立っておるわけです、町長が。そういった部分で町長の責任というのは当然こういった、責任と言うと失礼ですが、町長のリーダーシップというのはこういったところで発揮すべきところではないのかと私は思いますが、いかがでしょうか。

それから、大雪の件ですが、自宅でそういった電話で指揮して、電話で情報ももらっていたと。町長の自宅と役場とはすごく近いわけですから、やはり警報等が出た時点で、職員を招集するのは電話でよろしいでしょうが、みずからも町長室に入り、そしてそこ

で陣頭指揮をしてというのが私はこういった特別なときには必要ではないのかと思うのですが、私の主観と町長の考えとは違うのかもしれませんが、私はそう思うのですが、今後こういった警報、それからその上の特別警戒ですか、そういったこの上のまたもう一つあるわけですね、気象庁から出てくるものが。そういった場合の町長の町民に対する安全、安心という部分からすれば、今回の電話だけの指揮というのは私はちょっと不満でございますが、今後とも町長、町民に対する安全、安心という観点から陣頭指揮を頑張っていたきたいなと思うところでございますが、これについてご意見を伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 道の駅等の防災拠点化についての再々質問の関係でございますが、やはりそういう株式会社でございますから、役員会も開催し、それから役員会の決定によって県、国に予算を要求していくと。あるいは町に対しても要望するということは当然でございますので、それは協議をしていく検討会を設けて進めるということについての変わりはございません。

それから、大雪の対応についての町長対応については町の防災計画、警備配置の中でも明記されておりますので、そういうことで読んでいただければ、当然その責任体制だとか、あるいは配備要員の関係だとかは、指揮については全部書いてあります。

警備配置についてのことについては、担当の課長から答弁させます。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） 生活課長、星敏恵君。

○生活課長兼町民班長（星敏恵君） 今回の大雪につきましては、私がこちらの建設班等々の情報を得ながら、町長または総務課長に連絡しながら指揮をとってまいりました。これについては、警戒配備体制ということで警戒配備体制の部分につきましては、私防災担当課長が行うということになっておりますので、そういった形で今回の対応をさせていただきました。

また、特別警戒配備となれば、また一段上になるわけですが、除雪関係、あと交通網の通行止め関係等々につきましても情報を得ながら町民に周知したというふうにしました。

あと、家屋の落雪防止につきましても、その後につきましても防災行政無線によりまして落雪防止ということで町民に周知していたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 答弁漏れはありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） これで7番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

次に、8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 8番。3つほど質問をいたします。

1つ目は、JAよらっしえの入り口、国道121号から大沢集落に至る町道の拡張をぜひしていただきたいということであります。JAの農産物直売所よらっしえは、平成16年に2,385万4,000円の事業費で作り、うち596万3,000円は町の補助であります。平成25年度の売り上げは1,967万円となっており、そのうち農産物の売り上げが1,200万円と聞いております。近年は、売り上げが伸び悩み、その原因の一つによらっしえの入り口が非常に狭いことが挙げられ、大型バスが入れない。ほかの直売所の入り口、比較しても、道の駅、さらには物産館は入り口が広く、農産物の売り場の国道からの入り口がよらっしえだけが非常に狭過ぎる状況にあります。国道からの入り口をもっともっと広くすれば農産物の売り上げも伸び、農家の方々、会員が喜ぶと思います。

今会員は64名と聞いております。よらっしえを始め、道の駅、物産館、ヤオコーなどにおける農産物直売所の売り上げの合計は1億円以上と聞いております。農家が希望を持てるように、よらっしえの入り口を広くしていただきたい。あわせて、よらっしえの入り口付近、国道121号から大沢集落に至る町道についても県と協議の上、ぜひ拡張していただきたいと思います。町長のお考えをお聞かせをください。

2つ目に、人工透析患者についてお尋ねをいたします。人工透析患者がふえていると聞いておりますが、南会津郡内の町村ごとの透析患者を現在の数字で教えていただきますようお願いを申し上げます。

また、透析患者1人当たりの年間の医療費はどのぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

聞くところによると、我が町は人口当たりの透析患者数が他町村より多いと考えられるそうですが、それにはどんな原因が考えられるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

3つ目に、生活保護世帯についてお尋ねをいたします。南会津郡内の各町村ごとの生活保護受給世帯数及び受給者数を現在の数字で教えていただきますようお願いを申し上げます。

また、本町における生活保護世帯に対する年間の総支給額はどのぐらいになるのか。

受給世帯の構成でひとり暮らしが多いのか、または2人か3人かで、一番多いのは何人か。教えていただきますようお願いを申し上げます。

それらの世帯の状況をどのように町は監視をしているのか。

車などを持っている人はいるのかいないのか。教えていただきますようお願いを申し上げ、質問を終わりたいと思います。町長の考えをお願いを申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、室井亜男議員の質問に対して答弁いたします。

JAよらっしえ入り口及び国道121号から大沢集落に至る町道の拡張についてでございますが、農産物直売所よらっしえの入り口については県管理の国道121号と接続しているところであります。言われるとおり、この場所は車両の出入りがしにくいところであ

ると認識しているところでございます。今後におきましては、道路管理者であります南会津建設事務所及び県公安委員会と協議を重ね、調査を進めたいと考えております。

また、大沢集落に通ずる町道湯野上中山線がありますが、毎年部分的な道路維持修繕工事を実施していますが、今後も区及び地権者と協議を重ね、あわせて調査を進めていきたいと思っております。

次に、透析患者についてのご質問でございますが、平成26年3月1日現在の南会津郡内各町村の人工透析患者でございますが、南会津町41名、うち田島地区35人、館岩地区4人、南郷地区2人、伊南地区ゼロでございます。只見町が11人、檜枝岐村がゼロです。そして、下郷町は21人となっております。

続きまして、人工透析患者1人当たりの年間医療費はどれくらいになるかというご質問ですが、これにつきましては週3回の外来血液透析で1カ月分の医療費は約40万円であり、1年間ですと480万円の医療費を要することです。

続きまして、本町の人口当たりの透析患者数が他町村より多いのは、どんな原因が考えられるかという質問でございますが、日本全体の人工透析患者数は約30万人でありまして、約400人に1人の割合となっております。また、福島県は約4,600人で、430人に1人の割合となっております。

南会津郡内におきましては、南会津町では41人で、約430人に1人の割合であります。全国の人口比率より低く、福島県と同等との比率になっております。只見町は11人で、420人に1人の割合となっております。

それでは、下郷町と申しますと、約300人に1人の割合となり、郡内の他町村と比較しても高い比率となっております。

腎臓は、尿をつくって、水分や塩分などを調整し、老廃物を出したり、貧血や骨にかかわるホルモンをつくるなど、重要な働きをしています。腎臓病の原因疾患は、30年前まではほとんどが慢性腎炎でしたが、現在は糖尿病が4割、腎炎が3割、高血圧が1割、薬剤が1割となっております。腎臓病は、腎不全に至るまでの症状が出ないことが多く、発見時には手おくれであることが多い現状であります。早期発見には検診が重要で、尿検査、たんぱく尿と血液検査の両方がぜひとも必要です。このため本町では特定健康検診の血液検査項目に、国では示していないクレアチニンと尿酸の項目を町独自の追加項目として検査を実施しています。

また、平成20年度より検診結果をもとに、腎臓機能が低下している方を対象として家庭訪問を実施し、検診結果の説明及び治療状況確認、生活上の注意等をお話しし、年2回、7月と2月に開催している腎臓病の予防教室へ勧誘を行っております。平成25年度の予防教室には29名の参加があり、身体測定、尿中塩分測定、低たんぱく、減塩食の食事を試食したり、腎炎の仕組み等を医師による講演、個別面談を通して腎臓を守る生活について学んでいただいております。平成26年度から全地区において、検診結果説明会を開催し、検診結果に説明を加え、町民の多くの方が生活習慣病予防に取り組めるように支援してまいりたいと考えております。

人工透析数の年度別の人員でございますが、下郷町が22年が20名、23年が20名、24年

が22名、25年が21名になっております。南会津町は……ただいまの人工透析数については省略いたします。

次に、生活保護世帯についてでございます。南会津郡内の町村ごとの直近の生活保護受給世帯数及び受給者数とのご質問でございますが、下郷町は被保険者世帯数が37、被保護人員数が43名でございます。檜枝岐村は世帯数が1、被保護人員数が1名でございます。只見町は世帯数が14、被保護人員数が15でございます。南会津町は世帯数が89で、被保護人員数が104でございます。

次に、本町における保護費の年間支給額についてのご質問ですが、生活保護にかかわる町村の役割には申請手続、申請書の受理、申請を受け、調査書を作成し、保健福祉事務所に進達することになっております。生活保護の受給の可否及び生活保護支給額の決定等、全てが県で行っています。

保護費の支給対象者には在宅、施設、入院等、さまざまなケースがあります。

また、支給方法も町が現金支給するケース、または県が直接口座振り込みするケースがあり、ご質問の年間支給額は町では把握できない状況にあります。南会津保健福祉事務所に照会したところ、南会津郡全体の支給額の情報は提供できますが、町村別の支給額については個人情報保護の観点から提供できないとの回答がありました。

ご質問は、本町の年間支給額のことですが、南会津郡内の支給額の回答でご了承いただきたいと思っております。平成24年度の郡内の支給額は3億1,512万2,466円となっております。

次に、生活保護受給者世帯の構成であります。人員別では1人世帯が全体の86.5%、次に2人世帯が10.8%、3人世帯が2.7%となっており、一番多いのは1人世帯となっております。

また、世帯別では高齢者世帯が62.2%、次に障害世帯が24.3%、傷病世帯が10.8%、その他が2.73%となっております。

次に、保護世帯の状況をどのように監視しているのかとのご質問ですが、その世帯の状況において3カ月に1回から月に1回のペースで保健福祉事務所が訪問調査をしております。町としては、生活保護世帯ということではなく、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯という視点から民生児童委員等を通じて訪問等を見守り、お願いしているところでございます。

最後に、車を持っている方はいるかとのご質問ですが、生活保護世帯は車の保有や使用は原則として認めておりません。また、他人名義の車の使用も認めておりません。しかし、特別な事由、通院及び働くため等により、保健福祉事務所が例外的に認める場合があります。本町においては、1世帯のみ車の使用を認めております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 再質問はありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ちょっとお尋ねしたいのですが、大沢集落の奥のほうに小水力発電所ができるということで、民報新聞等でちらっと見ましたが、そういうようなこと目

的があり、さらには先ほど町長がおっしゃりました大沢のところから中山に行かれる道路をちょびちょび改良してなどということですが、大内宿へ土曜、日曜、そういうようなときに非常に混雑をするという場合には、あそこが代替道路に使っているということ考えた場合に、大沢の入り口、またはよらっしえの入り口というものが非常にやはり狭過ぎる。こういうことのために早急に広くするというをひとつ考えていただきたい。

もう一つは、あそこのところにつくった、平成16年度はなぜつくったかと申しますと、湯野上の農協の支所が合併のためになくなり、そのために湯野上で預貯金の出し入れができなくなってしまった。そのためにあそこにああいうふうな直売所をつくり、その脇に自動のATMを取りつけるということをつくったと思います。そういうことを考えた場合に、今農協が28年度をもって会津一円にするということになった場合に、採算のとれないところは切り捨てるといようなことに私はなるのではないだろうかということになりますと、セブンイレブンのATMもありますけれども、唯一の農協のあのATMというのがなくなってしまうのではないだろうか。では、金融機関がどこか出てもらえばいいのですが、そういうふうな見通しというものも今後ないであろうということ考えた場合に、このATMを存続するためにも、そのよらっしえをやりながら、農協に任せて、もう少し、町のほうで補助金を590万ほど出しているわけですから、補助金を出しているということは面倒見なければならぬという裏づけもあると思うのです。そういうことを考えた場合に、あそこの入り口というものを早急に県と話し合いの上に対応していただけますようお願いを申し上げます。

次に、2番の人工透析患者でございますが、保健師が家庭訪問をしたり、いろんなことをしておるということで町長が答弁をされましたが、前から見ていた場合に非常に下郷は人口の割合に、私はいつも委員会のときに申しているのですが、多いような気がいたします。

今この人工透析は何からくるのかなということを私なりに考えた場合に、水も一つは考えられるのかなと。もう一つは、例えばこれ檜枝岐は人口が少ないと言われればそれだけなのですが、非常に檜枝岐あたりが少ない。そういうことを考えた場合にもう一つ考えられるのは、糖尿病からくる人工透析が多いと聞くのです。糖尿病対策というものを私はもう少し町として力を入れるべきではないだろうか。

我々よく長野県のほうに委員会として先進地へ行くわけですが、長野県は健康長寿日本一というか、健康のまちづくりを進めているのです。やはりこういうところは、今言われた人工透析とか糖尿病というのは非常に少なくなっております。そういうようなことをもう少し町民の健康というものを考えるべきではないだろうか。健康福祉班を中心として、保健師がもう少し、家庭訪問と、先ほど町長おっしゃられましたけれども、家庭訪問なんていうのは、保健師が私のうちなんかは一回も来てもらったことございません。例えば長野県あたりはどういうことをやっているかという、各集落で朝飲むみそ汁を、それを全部集めて、あなたのところはみそ汁が塩分が多いよ。こういうふうなことを物すごくやっているのです。そういうふうな予防というものが少ないから、糖尿

病が出て、さらには人工透析につながるケースが多い。1人頭480万もかかっている。そうしますと、20名だと相当な金額がかかるわけです。1億近くかかっているのです。それは、かからない我々に健康保険というものが値上がりをおのりにつなげるざるを得ない。こういうことを考えた場合に、健康福祉班を中心に、保健師をフル回転させて、なぜなのだろうかということをもう少し耳を傾けて、やはり私は健康の予防に力を入れるよう心からお願いを申し上げます。町長の考えをお願いを申し上げます。

生活保護世帯でございますが、ひとり暮らしが86.5%という高齢者が多いということで、62.2%ですか、高齢者は。そういうようなことで年々ふえているようにも聞いておりますが、なぜ私はこういうふうな質問をするかといいますと、一生懸命働いて、普通に働いている町民から、働かなくてもいい生活をしている、あの人はと。そういうことのお言葉が私は出ないようにしていただきたい。働く人の意欲がなくなってしまう。私は、そこを言いたいのです。もう少し町は福祉事務所に任せているから関心がないというようなことでございますが、やはりそういうような言葉が、本当にあの人は生活保護でもやむを得ない。こういうふうな言葉が出るように。

先ほど車を持っている人はいないでしょうねというようなことをおっしゃいましたけれども、1人、原則としてということでございますが、余りにもこれから生活保護世帯が町民に、普通の人にいい生活をするような形を見せないように町として指導していただければよろしいかとお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。町長の考えがあったならば、お聞かせをいただきたい。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、8番、室井亜男議員のご質問に対しまして2度目の答弁を行いますけれども、まずよろっしえの入り口、大沢集落の町道拡張についてでございますが、私は以前にもあそこの入り口が狭いというような要望を聞いたことがございます。そのときから頭の中には入っております、今回の答弁につきましても県南会津建設事務所、あるいは公安委員会との協議を重ねながら調査を進めていきたいと、こう思っています。

なお、湯野上中山線でございますが、これも区及び地権者がございますので、協議を重ね、調査を進めていきたいということでございます。ご理解願いたいと思います。

次に、透析患者の件でございますが、下郷町は郡内の各町村よりも多いことはたしかでございます。原因については、いろいろ私が答弁した中でございますが、糖尿病に関する透析患者が4割ということでございますので、その対策については担当の課長から申しますけれども、私は町民が健康で生活していただくということについては一切の変わりもございません。そういうことで対応策については、健康福祉班及び町民班の班長のほうから答弁させます。

次に、生活保護世帯の関係でございますが、真面目に働いている人が本当にばかを見ないような世の中になっていただきたいと私は常々思っておりますので、福祉事務所さん並びに町についても今後指導していきたいということにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） 今ほどの室井議員の追加質問でございますが、議員おっしゃられましたように、人工透析の原因の1番は糖尿病性の腎症でございます。それを発見するためには、やはり検診の検尿が重要でございますが、その検尿で異状が発見されたという場合に、その後町民の方々がどのようにされているかという、余り症状が出ないということもあって、そのまま放置されている方が非常に多くございます。

それで、この検尿によりましていろいろなことが発見されたわけでございますが、今のその人工透析になられた方からいろいろお話を聞きますと、その結果、腎臓の専門医に診ていただいたことがないという方がほとんどでございますので、先ほど町長答弁されましたように、ことし平成26年度、各全地区において検診の結果説明会を予定してございます。その各集落等をお借りして行うわけでございますが、本年度についてはその説明会においでいただけなかった方については、特に異状のある方については家庭訪問を強化して、家庭訪問を実施させていただいて、いろいろ検診の結果についてご説明したり、専門の医療機関を紹介する等の方法でその人工透析に至らないように予防に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 答弁漏れはありますか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 今健康福祉班長が申された検尿ということ考えた場合に、やはりその検尿の後、医者に行かないということでございますので、それをいかに医者に行つて、診てもらうかという、一步進んだ考えを考えなければならぬ。どうすればいいのだと。家庭訪問と言いましたけれども、それも考えていただきたい。透析患者は、私の言っている糖尿病がやはり多いという、そこからくるから、先ほど言ったように一步進んだ考えをぜひひとつしていただきたい。

この透析患者についてちょっと聞くのですが、2日に1回、3日に1回ということになると、働いているわけにはまいらない。60歳以下で透析患者になった人は障害者年金に該当すると思うのですが、そういうようなことを考えた場合にこの透析患者、班長結構ですから、透析患者は障害者年金というもの月々支払い、さらには交通費も支払っていると思うのですが、幾ら払っているか、それだけ教えていただきたい。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） この透析の医療費につきましては、各医療保険で特定疾病療養受療証を取得しますと、1月当たり1万円の負担で済むこととなります。

さらに、人工透析患者は障害者に認定されますので、重度障害をもちまして、一度は1万円を立てかえ払いしていただきますが、その後重度の医療で1万円を戻して、実質はゼロというふうになります。

あと、もう一つの障害者年金の件につきましては、ただいまちょっと資料持ち合わせ

ておりませんので、後ほど答弁させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤孔一君） よろしいですか。

（「了解」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） これで8番、室井亜男君の一般質問を終わります。

ここで休憩をしたいと存じます。（午前11時10分）

○議長（佐藤孔一君） 再開いたします。（午前11時20分）

健康福祉班長より答弁を求められておりますので、発言を許します。

健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） それでは、先ほどの障害者年金の関係でございますが、障害者年金は1級の場合、年間97万3,100円、2級の場合、77万8,500円となっております。人工透析の場合、ほとんどが障害者の1級に該当します。ただ、障害が1級だから、必ず障害者年金がいただけるということではございませんで、現在のところ本町において人工透析を受けている方で障害者年金を受給している方はいらっしゃいませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孔一君） 一般質問を続行いたします。

次に、5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） おはようございます。星學町長のご当選後、初めての予算編成、まことにご苦労さまでございました。

財政規律を守り、健全財政を維持しながら、みずからの公約を達成するには大変厳しいものがあつたかとお察し申し上げます。平成26年度の予算につきましては、後刻委員会でご質問いたしたく、今回は政策提言の意味で4つの項目についてご質問させていただきたいと存じます。前向きなご答弁をご期待申し上げます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、第1点、除雪対策についてお伺ひいたします。先ほど猪股謙喜君からも同様の趣旨の質問ありましたが、私なりの質問させていただきます。

まず、そのうちの（1）、除雪の排雪場所の確保についてお伺ひいたします。地球温暖化の影響か、2月の第2週、第3週の週末にかけて、全国的に大雪に見舞われました。重要なライフラインである道路の除雪ができず、電線や電話の断線などにより集落の孤立化といった極めて深刻な事案が発生しております。

幸い下郷町では、除雪の体制がよく、深刻な状況には至らなかったが、一度に降る雪が多かったため、雪の排雪場所が確保できず、除雪オペレーターの皆さんは非常にご苦労されたと伺っております。このような異常気象は、いつ、どこで起こるかわかりませんが、常態的にあり得ることととらえ、万全の体制を整えるべきと思います。降雪前に行政と各区の区長等が一体となり、地権者のご理解をいただき、排雪場所を確保すべきと考えますが、町長のご所見をお伺ひいたします。

（2）につきまして、小型除雪機による除雪委託についてお伺ひいたします。小型除雪機をお持ちの方に、ひとり暮らしの世帯の除雪などを委託していると思いますが、そ

の内容について、どのようになっているのかお伺いします。

機械に保険を掛けているのか。消耗品などは経費で見ているのか。作業により機械が壊れた場合、修理代を見ているのか。燃料代の高騰による単価の見直しをしているのか。そのような内容につきましてお伺いいたします。

また、厳しい状況でございまして、来年はやりたくないと思っている方もあると伺っております。町長のご所見をお伺いいたします。

次に、2番目、防犯カメラ、ウェブカメラの設置についてお尋ね申し上げます。

そのうち(1)、防犯カメラの設置についてお尋ねいたします。広域犯罪、突発性犯罪、無差別テロなど、新聞紙上をにぎわしておりますが、町内に防犯カメラを設置することにより、犯罪の抑止効果になると考えられます。

公設による防犯カメラは、檜枝岐村で設置しているとお聞きしましたが、他の町村で設置しているところがあるのかどうか。26年度の予算編成、各町村のを見ますと、富岡町では今回の議会に数億円を計上するというような報道がなされております。町民の安心、安全を担保するため、ぜひ設置していただきたいと存じます。町長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、(2)、防犯組織の強化についてお尋ねします。町の防犯の一翼を担っている組織の中に、防犯連絡所連絡会がございまして。これは、県の公安委員会より委嘱によりできている組織だと思われませんが、直接町とは関係ない組織でございまして、この組織は町から助成金をいただかないで活動しております。町民の生命、財産、安全を守っていただいております。今後より一層活躍が期待されております。少しでも犯罪をなくし、子供からお年寄りまで安心して生活できるようにこの組織を維持し、そして強化するために助成金を出すお考えがあるかどうか、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、(3)でございまして。ウェブカメラの設置についてお尋ねいたします。下郷町も念願の光ケーブル設置による光通信が実現し、ネットによる高速、大量の情報通信が可能になりました。以前より、町の観光スポットにウェブカメラを定点設置し、オンタイムで情報を提供できるように整備すべきと申し上げてまいりました。国内ばかりでなく、海外からの誘客を視野に入れた、そういう観光キャンペーンを展開しなければならない、そういう時代がやってくると思います。また、来年はデスティネーションキャンペーン、これJR東日本と提携してやるわけですが、デスティネーションキャンペーンを視野に入れた誘客促進施策として早急に実現させるべきと考えます。

観光情報配信システム整備事業として本年度4,299万円が計上されましたが、町のホームページにリンクして発信するのか。また、メンテナンスやサポートなど、さらには設置場所はどこで、何力所か。具体的な内容をお伺いいたします。

続きまして、3点目として里山整備と下郷駅トイレの整備についてお尋ね申し上げます。

そのうち(1)番、里山整備についてお伺いいたします。林産材の市場価格の低迷により山林の整備、手入れがおろそかにされ、山林が荒廃し、山肌の崩落等の災害が発生しております。また、イノシシや鹿など、鳥獣被害の発生の原因にもなっております。

里山整備に力を入れることは、別の視点から見れば、観光資源になり得ると考えられます。

例えばの例でございますが、下郷駅裏の山を花山の里として四季折々の樹木や花でいっぱいにし、散策道を整備すれば、すばらしい観光名所になると思われれます。国道289号の旭田方面から見れば、まさに借景であり、刈林地区の魅力アップ、あるいは誘客につながると思われれます。

(2)、下郷駅トイレの整備についてお伺いいたします。下郷駅のトイレがお粗末で、観光客からクレームがついております。本年度会津鉄道へ300万円補助金が支出されますが、中途半端なトイレの改修でなく、ウォシュレットつきのよいトイレを設置すべきと考えます。トロッコ列車を利用し、下郷駅で観光バスに乗りかえる観光客の皆様へ褒めていただけるトイレの改修整備をお願いしたいと存じます。

下郷駅裏の里山の整備とトイレの改修、駅周辺の環境整備との相乗効果で町長の地元、刈林地区の魅力アップの一助になると思われれます。町長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、4点目でございます。小規模発電所の計画についてお尋ねします。

初めに、お配りした中で、下から3行目でございますが、「小規模発電」となっていますが、その後ろに所、「小規模発電所」と、所をつけ加えていただきたいと思ひます。

前町長のとき、小規模発電について町内数カ所調査し、将来の整備に向けて準備をした経過があります。

また、昨年新聞紙上に大沢地区に小規模発電所を整備すると報じられましたが、これらの計画についてどのようなになっているのか。また、町長は今後この政策を推進するお考えあるのかどうか。町長のご所見をお伺いいたします。

最後になりましたが、長年町職員として奉職し、本年度をもってご退職なされる皆様には大変お世話になりました。敬意と感謝を申し上げます。一般質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、佐藤盛雄議員の質問に対してお答えいたします。

まず、第1点目でございますが、除雪の排雪場所の確保についてでございますが、除雪作業における除排雪場所の確保には、その場所が春には耕作する場所となるところも多いため、除排雪には大変気を使うところであります。確かに今までは長年の慣例により排雪させていただきましたところですが、今後におきましても、よりスムーズな除排雪を実施するために、シーズン前となる秋口に行政区並びに地権者との協議を重ね、場所を特定し、排雪していきたいと考えておりますので、町民の皆様におかれましてはどうぞよろしくご協力のほどお願いいたします。

次に、小型除雪機による除雪委託についてのご質問でございますが、平成24年度より下郷町在宅高齢者介護予防支援事業における軽度作業生活補助サービスの一つとして除雪援助事業を実施しております。本事業の概要は、町内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する高齢者並びにこれらに準ずる高

齢者で、原則として非課税世帯に属する除雪援助を必要とする高齢者を対象としております。除雪作業員は、各行政区からおおむね2名から4名を推薦していただき、人力あるいは除雪機械による除雪を行っていただきます。

除雪の内容は、生活路の確保及び軒下の除雪とし、軒下の除雪については家屋に損傷等のおそれがある場合のみを対象としております。除雪作業員の賃金につきましては、人力による作業の場合は1時間当たり1,000円、除雪機械による作業員の場合、1時間当たり2,000円をお支払いしています。また、除雪を依頼する対象者の負担であります。人力による作業の場合は1時間当たり200円、除雪機械による作業の場合は1時間当たり400円を負担していただいております。平成25年度の対象者、除雪作業員の登録状況であります。利用者である対象者が134名、除雪作業員は110名となっております。

保険の関係であります。まず除雪作業員の方々に関しては障害保険に加入しております。除雪機械につきましては、人にけがをさせた。あるいは物を壊してしまった場合に補償する損害保険に加入しております。しかし、ご質問の除雪機械が壊れたときの修理等にかかる保険につきましては、自動車という車両保険的な保険についてのいろいろと照会をかけた。問い合わせをしましたが、除雪機械に対するそのような保険はないということで加入はしていません。

消耗品、燃料代等につきましては、賃金の時間単価を高く設定していることから、賃金の中で対応していただいております。平成26年度の予算につきましては、損料という意味合いから、除雪機1台当たり1万円の支払いを予算計上したところでございます。ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、防犯カメラ、ウェブカメラの設置についてでございますが、1つ目の町村で設置しているところがあるのかとの質問ですが、郡内だけを調査したところ、檜枝岐が設置しており、その他の2町については現段階では設置していませんでした。

以上のような郡内の状況でございますが、今後町民の安全、安心を担保するために公共施設等に設置が必要かどうかについて検討させていただきたいと思っております。

次、防犯組織の強化についてのご質問でございますが、下郷町防犯連絡所連絡会に助成金を出す考えがあるかについてのご質問ですが、連絡会の組織については平成6年に発足し、犯罪のない明るい社会を実現するための活動を目的とし、町イベント等への巡回活動、防犯パトロール等の活動を長年行っております。この活動に対して連絡会の会員の皆様には、日ごろより町民の生命、財産、安全を守っていただいております。心より感謝を申し上げます。

ご指摘の助成金につきましては、昨年12月24日に下郷町防犯連絡所連絡会長名により補助要望書が提出されております。これまでの活動内容等により助成団体として適正であることを認め、26年度当初予算に計上したところでございます。連絡会の活動趣旨をご理解いただき、今後町から活動の一部を助成をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ウェブカメラの設置についての町内観光施設の映像を光回線を活用し、パソコンや携帯端末へ情報提供するシステムを整備し、さらなる誘客を図りという質問でござ

いますが、観光情報配信システム整備事業につきましてはNTT東日本が提供している光回線を活用し、町内観光施設にウェブカメラを設置し、その映像をインターネット系に配信し、自宅のパソコンや携帯電話、スマートフォン等に誰でも、どこからでも下郷町の情報が提供できるように整備するものです。

ウェブカメラの設置箇所でございますが、大内宿、塔のへつり、観音沼森林公園、湯野上温泉駅、道の駅しもごうの5カ所を予定しておりまして、その映像は町のホームページにリンクさせ、情報提供するものです。

パッケージ等につきましては、利用者が見やすく、利用しやすいよう現在協議中でございます。

メンテナンスにつきましては、回線自体はNTTが所有しておりますので、回線利用料を負担するのみでございます。町は、町の所有するウェブカメラ及びサーバー等の機器類の維持管理費が必要です。当初予算に計上いたしました保守内容につきましては、不具合時の電話対応、現地確認及びカメラ、サーバー機器類の定期整備です。平成26年度につきましては、年度途中での導入ということで定期整備は1回のみとし、翌年度以降につきましては年に2回行う予定でございます。

整備時期につきましては、9月からの導入を予定しており、紅葉シーズンまでには情報提供できるように進めてまいります。

災害から3年が経過し、町内の観光客の入り込み数も回復傾向にありますが、この事業により風評被害の払拭を、さらなる誘客の推進に努めてまいります。

次に、里山整備と会津下郷駅のトイレの整備についてでございますが、下郷駅舎裏とその周辺の里山整備につきましては、地域の皆さんや会津鉄道と協議しながら調査を検討してまいります。

続いて、下郷駅トイレの整備でございますが、まず駅トイレの修繕では使用できない小便器がありますので、これを撤去して新しくします。また、大便器については既に撤去されており、使用できないスペースでありますので、これらを活かした配置を換え、便器もウォッシュトイレに新調、さらには男女入り口が一緒であることから、これも改修する内容となっております。

会津下郷駅は、本町中心の駅でもあるとともに、近年は議員がおっしゃるとおり、トロッコ列車を利用した乗降駅となり、多くの観光客が利用する駅となりました。本来であれば、トイレを全面的に改修したいところですが、駅舎自体の老朽化も考慮すると、私はトイレを含む全体的な改修が必要ではないかと考えているところでございます。したがって、今回は必要最低限の改修にとどめ、それに対する補助となったところでございます。

次に、小規模発電所の計画についてでございます。本町における小規模発電事業につきましては、東日本大震災における原発事故によって電力の定額買い取り制度の創設が大きな要因となっております。新聞報道にあった大沢川発電事業につきましては、現在実施設計を進めており、この春にも工事が始まるものと思われまます。発電所の概要といたしましては、発電出力約180キロワット、年間発電量約1,009メガワットアワーで、こ

れは一般家庭が1年間に消費する電力296世帯分に相当します。町内の電力消費量の約14%に相当して、中山地区の三菜館付近から取水し、大沢地区へ約1.2キロメートル管路を布設し、発電所を設置するものでございます。

また、大沢川発電事業は経済産業省の市民交流型再生可能エネルギー導入事業という補助を受け、実施するものであり、採択要件として見学スペースや学習展示パネルなどの再生可能エネルギーの学習施設が必須となることから、中山地区にある三菜館に展示パネルの設置をし、児童生徒を含めた総合的な学習に寄与する施設になる予定でございます。

今後も自主財源確保のため、小水力発電に限らず、再生可能エネルギー発電事業の誘致に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孔一君） 再質問はありますか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） どうもありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。まず、除雪対策でございますが、今ほどは場所を特定し、その場所を確保するというので、やっぱりそういうことで確保してもらいますと、要するに10の業者が委託されているということなのですが、オペレーターは深夜から本当に大変な重労働をしているということでございますので、オペレーターがやりやすい条件整備、これは場所の確定ということで必要だと思います。こういうことで来年度の冬は確保していただくということで、オペレーターの方も大変喜ぶことと思われま。

そして、排雪場所をやった場合には、春になれば雪の山になります。確かに耕作等の支障出てくる場合には、それを場所を移すとか排雪とか、そういう作業は言われた場合にはやると。

それから、その場所をお借りするわけですから、やはり地権者にはそれなりの謝礼等もお考えになったほうがよいかなと思われま。

それから、当然砂利だとか石とか入りますから、雪が消えた後に畑に戻す場合の条件整備をきちんとやるということも、その地権者との協議の中でそういう文言を入れた内容にすべきと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それから、(2)番の小型除雪機による除雪、在宅関係のそういう制度を使ってやっていると、65歳以上のひとり暮らし高齢者ということでございます。確かにこれだけ一度に雪降ると、本当に個人の力ではどうしようもない。健常者であっても、我々若い連中でもなかなか大変な思いでうちの周り除雪するのですけれども、ましてひとり暮らしあるいは高齢者ですと、なかなかうちからも出られない、あるいは屋根の雪が落ちて暗くなってしまう。あるいは自分で屋根上って雪おろし、あるいは屋根の下で雪おろすと、雪の下に埋まって大変な事態になると。そういうことが予想されますので、こういった内容はより一層充実すべき。下郷町の高齢化率も高くなっておりまますから、やっぱりこういう要望はますますこれから大きくなってくると思いますが、こういうものは継続し

てやっていただきたいと思います。

いろいろ時間給とか、あるいは個人負担金幾らとかということで申し上げていただきました。134名の対象者がいて、それに従事する方は110名がおられるということでございます。確かに高い時給を設定しているということでございますが、やはり機械自体は個人の所有でございまして、壊れた場合も想定できますので、確かに公道を走る車ではないですから、そういう車両保険みたいな形はかからないと思うのですが、何かそういう機械に掛ける保険がないのかどうなのか、やっぱりもう少し検討していただきたいと思いますし、壊れた場合の修理費の全額とは言わないけれども、その場合、要するに全員に使って壊れた場合ですと、その分の修理代の一部を町で負担するというのも考えないと、なかなか俺もやり切れないと、もう来年はやめるかというような話も実際に私もお聞きしました、大変だということで。確かに半分以上ボランティア的だと思うのですが、嫌々ながらやるのではなくて、やっぱりやる。そういう認識に立ってもらって、その仕事の重要性を認識してもらって、喜んでやってもらえるような体制の整備を図るべきだと思います。ですから、時給単価を少し上げるとか、あるいは燃料代の高騰によって、幾らで設定しているかわかりませんが、その場合は単価の見直しをするとか、そういうことも常時検討しながらやっていくべきだと思います。よろしく願いいたします。

それから、防犯カメラの設置でございますが、いろいろ犯罪が、昔は考えられなかったような、要するに通行人を無差別に殺していくと、対象者は誰でもよかったということで、そういう犯罪による死亡者も出ておまして、そしてそういうものが後になって特定できるというのは、防犯カメラによってその状況もリンクして調べて、ああ、こういう人がこの時間に通った。別な防犯カメラで見ますと、ああ、この人だったということで特定して犯人の逮捕にまで至っているということで、防犯カメラの設置というのはやはり必要かと思えます。

ですから、下郷町は防犯カメラが.....防犯カメラ、どこにあると表示したのでは防犯カメラになりませんけれども、下郷は防犯カメラいっぱいあると。ああ、この町はやっぱり防犯に対する考えが違うなということになれば広域犯罪、あるいはそういう犯罪を犯し得る潜在的な人たちの抑止力になると思うのです。ですから、これは今後公共施設に設置する必要があるかどうか検討するというところでございますが、学校周辺、公共施設、あるいは道路の分岐点とか、そういうところにぜひライブカメラと同時に設置していただきたいと思えます。後でライブカメラもお聞きしますが、そして録画もできるような防犯カメラの設置をぜひ今後、来年度の27年度の予算に向けて検討に入りたいと存じます。

それから、(2)の防犯組織の強化について、団体から昨年12月24日に要望が出て、ことしの26年度に計上されているということでございます。私も本年度の予算、細かく見ておりませんでした、わかりませんでした、本当にこれありがたいことだと思っております。これからその組織の人たちの活躍をご期待申し上げます。

続きまして、ウェブカメラの設置についてでございます。このウェブカメラの設置に

つきましては、猪股謙喜君なんかもう前から申し上げ、私も申し上げておりましたが、現在のこの情報化社会の中で、要するにネットで見ると、あるいはスマートフォンの中で同時に、オンタイムで情報をとれるという流れになっておまして、戸赤の山桜、いつ咲くのだよなどということで電話で来るのではなくて、やはり自分で情報を検索して、ああ、今何分咲きだとか、あるいは観音沼の秋の紅葉はどうなのだとということで、自分でライブカメラから来る情報をとって判断できる。これが今の観光誘客の大きなスキルになると思います。ですから、これはぜひ、本当にやってよかったなという結果になると思います。

また、来年デスティネーションキャンペーンということで会津方部各町村が負担してJR東日本と提携しておやりになるということでございます。このJR東日本の情報力あるいは誘客力というのは物すごいものがありますから、こういったライブカメラの力というのも大きな発信力になると思いますので、9月ということでございますが、できれば本当は春の観光シーズンですけれども、当年度予算ですから、早くやっても9月になると思うのですが、秋の観光シーズンに間に合うように、早目の発注等をお願いしたいと思います。

それから、場所なのですが、大きな観光地、大内宿とか塔のへつりとか観音沼とか道の駅とかでございますが、このほかまたあると思うのですが、さらに例えば年度計画で、26年度はこれだけ。さらに協議してもらって、ああ、こういうところも必要ではないかというような意見があれば、またそれに次年度以降ふやしていくということも検討すべきだと思います。

続きまして、里山整備と下郷駅トイレの整備でございますが、地域の皆様や会津鉄道と、これをやるかどうかの協議をしたいということで、協議するということは前向きにやるのだということにとらえていきたいと思います。

かなり以前だったでしょうか、商工会であの駅裏の山の整備ということで、商工会の何かの補助金を使った、そして商工会で独自にプランニングしたことあるのです。山の上に神社もつくるなんていう話もありましたけれども、かなり詳しい内容のプランニングあったと思いますが、それとはまた別なのですけれども、やはり国道289号線の旭田小学校の下あたりから見ますと、国道289号線を通ってくる観光客、そういう人たちは目の前の光景がきれいな里山、春は桜、秋は紅葉とか、そういうことで、要するに目に入る光景がきれいであれば、例えば夫婦で、車を運転してくるとしたら、奥様が、ああ、お父さん、あの山きれいだから、あそこ見てみんべと、これはなると思うのです。ですから、やはりグレードアップするためにはそういう周りの環境整備、大内宿、観音沼、塔のへつりではなくて、その周りの魅力アップのためには全体のグレードを上げるということでそういうことをおやりになったらよろしいかと思えます。

下郷町の過疎地域自立促進計画によりますと、16ページ、観光レクリエーションの部門で、読み上げてみますと、国道289号甲子トンネル開通による交流人口の拡大を踏まえ、既存観光施設のルート化を図り、観光客の長期滞在の移行を推進する。また、地域資源の多面的な活用による観光施設の整備及び既存施設のグレードアップに努め、新たな観

光客層の掘り起こしということで、やっぱり新たな観光客を呼び、要するにグレードを上げるといことで、それも一つのテーマになると思うのです。町長ご自身の地元のそういった周りの里山整備、朝、戸をあけると美しい光景が目に入ってくる。京都なんかも借景整備でもう何百年、何千年ということでああいうきれいな風景をつくっている。自分の庭をつくるだけではなくて、周りの借景を整備することで全体の観光地としてのグレードになっていく。そういう視点というので、やっぱり今後進めていくべきだと思います。ぜひ町長の地元の活性化のために前向きな対応をお願いしたいと思います。

それから、トイレですが、町長さんは全面的な改修をしたいのだと。ところがなかなかそうもいかないから、対処的にやるのだということですが、私もそのとおりで思うのです。ただ、間に合わせのためやって、それで終わりではだめだと思うのです。だから将来、さっきの里山整備、観光ルートの周辺整備とも申し上げましたが、グレードを上げた、トイレも一つのグレードなのです。本当の水洗でもウォシュレットであるとなるところでは今全然違いますから、ですからそういうことで町長、300万やって、ただ間に合わせでつくるのではなくて、例えば300万で間に合わせやるのなら、今回保留して、来年度に全面的改修をするとか、やっぱりそういうのも一つの選択肢になると思うのですが、ただ今の状況では、とてもあれではお粗末ですから、やっぱりこれは対処補修方式でことし少し直さなければならないということはわかります。ですから、本当にいいトイレ、心地よいトイレ、こういうものを整備に向けてやっていただきたいと思っております。

次、4番目の水水力発電所、何か前向きにやるというご発言で、今まで町内で数カ所調査して、まず大沢にやってみよう。その次は音金やってみようということ、これが広がることを期待します。展示パネルをつくったとか、いろいろありますが、事業主体、町でやるのか、あるいは例えば丸紅関係の電力会社がやるのか。そういう事業主体がどこになる予定なのか。その辺あわせてご答弁願えればと思いますが、よろしく願います。

○議長（佐藤孔一君） 申し上げます。

昼食の時間となりましたが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をお願いいたします。

答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、佐藤盛雄議員の再質問についてのお答えを申し上げます。

除雪の排雪場所の確保についての件でございますが、オペレーターが作業をしやすいように排雪場所を決めていただき、そして場所を提供された方には謝礼なども含めてお願いしたいという再質問でございますが、それは当然でございます、除雪に当たったの排雪場所、それからその場所をお借りしたもろもろの謝礼、条件等を整備するということについては、それは当然な作業でございますので、十分にそれを配慮した、26年度の除雪計画については織り込みたいと思っております。

次に、除雪対策のより充実した対応についてでございますが、機械の保険内容等の充

実は十分に再検討していきます。単価の見直しについても、これは皆さんが納得するような単価の設定を考えていきたいと思えます。

次に、防犯カメラの件でございますが、学校周辺等に設置することについての質問でございますが、さらに検討していきたいと、こう思っておりますし、ライブカメラにつきましては下郷町には9台ございます。

また、南会津警察署においては、会津若松市から南会津町までのスーパー関係の販売店には防犯カメラを設置することをお願いしているというようなことの話聞いておりますので、町としてもさらに検討させていただきたいと思えます。

次に、ウェブカメラの設置でございますが、早目の発注をお願いしたいということで、これは早目の発注を心がけてまいりたいと、こう思えます。

年度計画の考え方については、ことし設置する効果によって、今後さらなる計画も考えられることはあり得ると、こう考えております。

次に、里山整備の関係でございますが、新たな観光客の誘客に対しては必要な事項だと思っておりますので、さらなる調査を検討して、地域の人たちと協力的な行動をしていきたいと。それにしてもこの調査には時間がかかると思っております。

トイレの改修事業でございますが、ここはやはり全体的な駅周辺を考えた場合に、最小限のトイレの修繕をするという考えの予算計上でございますから、ご理解願いたいと思えます。

それから、小規模発電所の実施事業主体でございますが、これは担当の班長のほうから説明をさせます。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 総務班長、室井一弘君。

○総務課総務班長兼企画財政係長（室井一弘君） 小水力発電の事業主体でございますが、三峰川電力株式会社、母体は丸紅商事、丸紅株式会社が100%出資した子会社でございます。事業は、今現在実施設計を実施しております、本年春に着工予定でございます。事業費は約2億から3億と言われております。発電量等については、先ほど町長が答弁した内容でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） 再々質問ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 本当に前向きなご答弁いただいたことに感謝申し上げます。

防犯カメラなのですが、学校周辺だけではなくて、できれば多いほうがいいのですが、これは録画しないと意味がないものですから、録画すると。ただ、この録画の管理です。ですから、町が管理する場合、どういう管理するのかというのは、これは難しい問題、プライバシーの問題もありますから。そういった点も今後検討しなければならないと思っております。

ですから、ライブカメラもオンタイムで情報を流すのではなくて、これも逆に言えば一つの防犯カメラ的な役割になると思うのです。ですから、これもできれば録画もでき

るようなライブカメラにしていただければ、その辺は録画できるようになれば経費がかかるのか、その辺ちょっとわからないのですが、その辺、録画まで可能なライブカメラの設置ができるのかどうか。その辺もちょっとお答え願いたいと思います。

あと、小規模発電所の件ですが、三峰川電力、丸紅関係だということで前お聞きしておりましたが、今後どういうふうに展開するのか。まず大沢でやって、その後、例えば音金地区とか、要するに水力の確保できないところはできないのですけれども、そういうことも含めて町内数カ所に将来的に伸びがあるのかどうか、その辺質問いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、5番の佐藤盛雄議員についての防犯カメラの設置の関係でございますが、先ほどの再答弁で申し上げましたけれども、検討してまいりたいと。録画できるようにについても含めた形でございますが、今後必要かどうかについての検討をさせていただきたいと思います。

次に、小規模発電所の将来、今後あるのかということについては、今後についてもまた場所のよいところがあれば、その設置計画はあろうかという考えは私は持っております。これは、あくまでも事業主体は三峰川電力ということですので、その辺と詰めた話になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） これで5番、佐藤盛雄君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩いたします。（午後 零時09分）

○議長（佐藤孔一君） 再開いたします。（午後 1時00分）

一般質問を続行いたします。

次に、10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 皆様、こんにちは。議席番号10番の星輝夫でございます。今回も一般質問をさせていただきます。

今回は5項目ほどありまして、1つ目に平成26年度の当初予算について、2つ目に先月の2月8日、14日から17日にかけての大雪の被害状況と、その後の対策について、3番目に自然エネルギー導入について、4番目に滞在型市民農園クラインガルテン下郷について、最後に新たな農業政策について、この5点を質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

まず初めに、星學町長におかれましては、就任して6カ月という期間が過ぎたわけでございますけれども、職務に全うされています姿、まことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。1、平成26年度当初予算について。町長就任して初めての当初予算の編成に当たって、町長はどのような考えのもと予算編成を

行ったのかお尋ねしたいと思います。

2番目に、2月8日、14日から17日の大雪による被害状況と、その後の対策について。先般の2度にわたる、近年まれに見る大雪による被害状況、また除雪対策について質問させていただきます。

1、大雪の際、町民の安心、安全を確保するための道路除雪及び歩道の除雪を計画どおりに行うことができたのか。また、各集落の積雪状況を把握していたのか。

2、老人ひとり世帯の安全確認は行われたのか。被害状況はどうだったのか。

3、農家の施設被害、ハウスの倒壊等はなかったのか。

4、湯野上温泉の宿泊キャンセル被害、交通網の遮断等々、あらゆる方面での被害が続出されていると思われませんが、どの程度把握しているのでしょうか。

また、被害状況次第では、県や国に支援要請をする考えがあるのでしょうか。町民誰もが納得する回答を願いたいと思います。

なお、3月4日付の福島民報紙には、「大雪災害」農業施設再建支援を拡大の見出しに、老朽ハウス復旧、撤去も補助等、また被害総額8億2,148万円とありましたが、本町の被害額はどの程度あったのでしょうか。

3番、自然エネルギーの導入について。新聞報道で、本町大沢地区にて小水力発電所が計画中であると発表されました。本町にとって大変明るい話題だと思うのは、町民誰もが感じたのではないのでしょうか。

さて、平成16年2月に発刊されました下郷町地域新エネルギービジョン報告書という一冊がございます。この中に、単に地球環境の改善のために新エネルギーを導入するのではなく、新エネルギーの導入が地域の活性化につながるとあります。

本町を未来に向けた新エネルギー推進の町と位置づけ、積極的な取り組みを進める考えがあるのでしょうか。

町有地また遊休地の利用活用による新エネルギーの収入も視野に入れた計画は、今から10年も前にあったのです。その後の進捗状況を伺いたいと思います。

4番、滞在型市民農園クラインガルテン下郷について。当施設は、平成20年度クラインガルテン基本構想として認定され、平成23年度までに30棟が建設可能に至りましたが、この30棟の利用者数は当初から現在までの延べ利用者数はどの程度あったのでしょうか。正確な数を教えていただきたいと思います。

また、当初の計画である利用者が定住するであろうという目標値はどの程度あったのかを伺いたいと思います。

利用者は、単年契約で、最長5年間施設利用契約が可能とのこと、その後本町に定住したい。また、定住した施設利用者はいたのでしょうか。定住したいという方々への空き家情報、遊休農地利用の情報発信はなされているのでしょうか。お教え願いたいと思います。

5番、新たな農業政策について。政府の米政策見直しに伴う支援策の転換を受け、町内の農家の収入の大幅な減少や農機具等の施設投資ができなくなるなどの懸念があるが、南会津町同様、減反補助金半減分の一部を支給するなどの考えはないのでしょうか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、星輝夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の平成26年度当初予算編成においてであります。私の予算編成における基本的考え方については、議会開会初日における私の施政方針及び提案理由の中で述べている事柄ですが、改めて基本事項を述べさせていただきます。

本年度の予算編成につきましては、昨年9月の就任以来、皆様と約束しました地域の特色を活かし活力ある町、安全・安心・健康で暮らせる住みよい町、思いやりのある教育と文化の町を基本政策に掲げ、国、県の動向や投資的效果を見きわめながら、健全財政、堅持しつつ、住民からの要望に対してはできる限り柔軟性を持った財政運営に努める考えであります。地域経済の回復なくして地域再生はございません。防災減災事業の実施や、中小企業への支援、農林水産業の活性化や子供を生み育てる子育て環境への支援などを推し進めていかなければならないと考えております。

また、日本農業の再生は、豊かな穀倉地帯や果樹、畜産地帯での規模拡大や、付加価値農業の推進だけではなく、高齢化と後継者不足が遊休農地の増大や鳥獣被害などの拡大などであり、大きな問題を抱える中、山間地をどのように守っていくかが、その活性化こそが重要課題であると考えます。今後は、地域の特性をもとに、町を活性化させ、地域の魅力発信に向け、さらなる努力を講じなければならないと考えております。これからの政策を確実に推進を図ることが私の使命であると考え、予算を編成し、町づくりに取り組んでまいります。

次に、2度にわたる大雪による被害状況についてでございますが、今般の降雪に対しましては首都圏を含めた全国的な降雪となったため、マスコミ等において幅広く報道されたところであります。

当町においては、新たに委託業者の1社を増社し、1名の除雪員を雇用するなど、除雪体制に万全の体制を構築しておりましたが、2週連続の急激な降雪や湿度の高い重い雪でもあったため、委託業者も含め、除雪に従事する職員や除雪作業員は休む暇もなく作業に従事し、町道の排雪、安全確保に努めたものでございます。特に2月15日、16日の大雪の除雪が行き届かない箇所や除排雪に大変時間がかかったことも事実で、町民に十分に行き届いた除雪ができたと思っておりますが、期して対応したことは事実であります。確かに国道等の雪崩による交通どめの箇所が発生しており、住民にはご迷惑をおかけしましたが、県当局と連携し、防災無線などで広報するなど、その周知に努めてまいったところであります。今後さらに町の除雪計画におきましては、冬期間の交通を確保し、町民の安全、安心を期するため、慎重なる計画を練って行動していきたいと考えております。

なお、各集落の積雪状況についてでございますが、集落の区長さん等に道路状況や降雪の状況など連絡をとりながら状況把握をし、除雪作業をしたところでもありますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

次に、2月8日、14日、17日の大雪による被害状況と、その後の対応策についてでございますが、平成25年10月1日の現在、下郷町内には276名のひとり暮らしの高齢者、65歳以上でございますが、いらっしゃいますが、これらの方々の安否確認を町のみならず速やかに行うことは困難でありますから、町では各集落の老人クラブ会員、あるいは民生児童委員の方々から成る高齢者見守り隊事業を実施しております。これは、全ての集落に実施をお願いし、通常は各集落によって巡回実施回数は異なるものの、1週間に1回から2回の頻度で巡回を実施していただいているところであり、何事かあれば、すぐに連絡をいただく体制になっております。

また、3年前の東日本大震災発生時にその直後、各地区担当の民生児童委員の皆さんに、自分の担当地区のひとり暮らし高齢者の安否確認をしてくれるようお願いし、ひとり暮らしの高齢者の方々から安否確認を連絡をもらって、大変ありがたいという感謝のお言葉もいただきました。それ以降、何か災害等が発生した場合には、特にひとり暮らし高齢者の安否確認をお願いしているところであります。

このようなことから、町としても今後とも関係組織、関係団体と連携をさらに密にし、安全対策に努めてまいります。特に民生児童委員の皆様には、昨年12月に改選されておりますので、機会をとらえて趣旨の徹底を図ってまいります。

なお、被害状況につきましては、雪の重みで下屋の垂木が折れてしまったという報告がありましたが、幸い人的被害はございませんでした。

次に、大雪による被害状況とその後の対策についてでございますが、農家施設の被害の状況は資材庫として利用していたパイプハウスが一部破損したということを確認しています。被害額は10万ぐらいということでございます。

観光面では、湯野上温泉の民宿、旅館、大内宿民宿に対して2月14日金曜日から16日日曜日までの3日間の状況を電話で確認したところ、合計で313人のキャンセルがあったということです。仮に民宿の宿泊料金が8,000円、旅館で1万2,000円として計算した被害総額は合計297万2,000円となり、キャンセル料については全て宿が受け取れない現状でございます。

これらの対策との質問であります。宿と客の契約に基づくキャンセル料の補填措置などはかなり難しい面があるのではないかと考えます。ただし、安全な交通網などの確保に対する要望は重要でありまして、町議会の皆様とともに、協力しながら実行しなければならぬと認識しています。

また、福島県町村会、福島県町村議会議長会との連名により、県選出国會議員に対し大雪災害に関する要望書を2月28日付で提出、2月26日には大雪被害に関する緊急要望活動を実施しております。

次、自然エネルギーの導入についてでございますが、平成16年2月に策定しました下郷町地域新エネルギービジョンへのご質問でございますが、報告書は石油の代替エネルギーとして当町の再生可能エネルギーの賦存量及び期待される可採量を調査したもので、導入の適正があると考えられたものは中小水力、太陽光、風力発電、木質バイオマス等が挙げられております。現在の取り組み状況でございますが、平成23年4月より住

宅用太陽光発電システム設置費補助要綱を創設し、本年度までに13億円の実績がございました。しかし、太陽光における発電事業に関しましては日照時間等の関係から、発電能力に対する稼働率が低いことや、定額買い取り価格が低下しているため、事業化は困難な状況にあり、今後投資額の削減と農地法の改正が大きな要因になってくるものと思われまます。

エネルギービジョンにつきましても再生可能エネルギーの導入による地域活性化を図るべく観光事業と結びつけた導入事業を目指しているところであります。議員もご承知のとおり、今回三峰川電力発電所が開発する大沢川発電事業につきましてもは経済産業省の市民交流型再生可能エネルギー導入事業の補助を受けて実施するものであります。その採択要件には見学スペース、学習展示パネル等の設置等が必要であり、中山地区三彩館に学習展示パネルの設置を計画しております。現在国、県でも再生可能エネルギーの導入については、喫緊の課題として取り組んでおり、当地方においても南会津地方振興局が事務局となり、南会津地域再生可能エネルギー推進協議会を設立し、再生可能エネルギーの普及推進、それらによる雇用の促進、産業の振興、災害に強い地域づくりを目的に取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次、滞在型市民農園クラインガルテン下郷についてでございますが、クラインガルテン下郷の利用状況に対する質問については、延べ利用者は平成22年度が10棟で、662日、1,222人です。平成23年度は20棟、2,066日で、3,660人、平成24年度は30棟で、3,468日で、5,392人、平成25年度も30棟で、2,309日で、3,650人、現在まで合わせて1万3,924人の利用、交流人口がなされています。

当初計画に上げた目標は、平成24年度には交流人口6,066人を旨すことであり、この滞在型交流を通して定住への足がかりとする計画でございました。交流人口の目標は達成しているものの、数値は示していませんが、やはり定住につながなければならないと考えています。定住者については、現在のところまだありませんが、定住希望者については1名が意思表示されており、空き家情報や遊休農地利用の情報等を提供しているところでございます。26年度は、最長利用できる5年目に入りますので、より一層利用者に対する定住促進の誘導を図りたいと思っております。

次に、新たな農業政策についての米の交付金、減反補助金、減額に対する直接的補助は考えていないのかの質問でございますが、平成26年度からの国の農政改革が示され、農家の皆様には大変な不安をお持ちなことは推察しております。この新制度につきましてもは、先月2月21日から3月5日までの10日間、各集落、36集落に出向き、町の農政座談会を通して内容説明を実施し、農家の皆さんにご理解をお願いしたところでございます。米の交付金が10アール当たり1万5,000円から半額となることから、この一部を補助する考えの町もあることを承知しています。

私は、私の農政に対する公約の実現を含めた複数の施策の組み合わせを展開していくことで下郷町の新たな農業元年の礎を築いていきたいと考え、それを平成26年度予算に反映したところでございます。具体的には農林業機械等購入貸付育英制度の創設、畑作物の直接払交付金に係る検査手数料の支援、農地維持活動への支援、直売所販売農家へ

の支援、農業用パイプハウス設置支援事業補助、耕作放棄地解消事業補助、継続して米の生産調整に係る地域間調整助成金などであります。

以上、答弁を終わります。

○議長（佐藤孔一君） 再質問はありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） ご答弁、まことにありがとうございます。4つほど再質問させていただきます。

平成26年度の当初予算についてでございますけれども、総額で44億5,000万、昨年より一応5,000万くらい少ないと思うのですけれども、町長さんが公約で言っていました新しい風、それを取り入れると言ったのですけれども、今回そういった予算の中で何が新しい風を入れたのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、2月8日、それから14日から17日の大雪の被害状況でございますけれども、そのときに2月16日に湯野上駐在所連絡協議会というのができるということで、湯野上に田島の警察署長並びに交通課の課長さんが来ておりまして、そして今の状態見てくださいと。歩道、雪がいっぱいでしょうと。事故あってから看板上げたり、チラシ配ったり、防災無線では遅いでしょうと。すぐ対応お願いしますということで、すぐに県のほうに対応していただき、2日目から湯野上から倉村、そして小野、最後、除雪やってもらいました経過があります。

そして、今の状態見ますと、国道118号線、あちらのほう、まだ歩道がかなり大雪があるようでございますけれども、あちらの地区のほうで県のほうに除雪機械を借りたい。そういった場合に対応してもらえるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

3番目の自然エネルギー導入についてでございますけれども、小水力発電所が今着々と進んでいるということ、大変にわかっております。

それで、ほかの市町村もやっている太陽光発電、町の土地、かなりあいている土地あるかと思しますので、そういった遊休農地を利用して発電してもらえば、なお一層の町の計画に基づいていくのではないのかなと思いますので、太陽光発電の導入、ひとつよろしく願いたいと思います。

あと、滞在型市民農園のクラインガルテン下郷についてでございますけれども、1名の方が下郷に定住したいというありましたのですけれども、やはり定住するにはそれだけの何か、下郷に来てもらうわけですから、恩恵を与える。例えば老人福祉センターの風呂を半額にしてやるとか、そういった制度を設けるといいのかなと私は思います。

私2年前に、ある市町村から2名の人、下郷に住ませました。そして、1人の人が、何か恩恵与えれば私も宣伝して、下郷にどんどん人をよこすと、そういった話聞いておりますので、やはりそういった考えのもとに、何か恩恵を与えてやる、そういった気持ち、ひとつよろしく願いたいします。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 平成26年度の当初予算における私の申し上げておりました公約等については、8項目ほどありましたけれども、予算計上にはハード面の事業以外は計上してございます。よろしくご理解いただきたいと思っております。

次に、歩道の関係の除雪の件でございますが、町道における歩道はございませんので、県道あるいは県が管理する国道につきましては、十分上部団体と協議しながら対応していきたいと、こう思います。

それから、除雪機械の貸し出しの件につきましては、既に建設事務所と盟約をして貸し出しを始めております。

それから、太陽光発電につきましては、新エネルギーの関係の説明の中でも申し上げましたけれども、なかなか農地法に基づく農地に導入をするということは時間がかかると、こう考えておりますが、農地法の改正が緩和されるようなものを期待しております。

クラインガルテンの定住については、恩恵をもって対応するようなという質問でございますが、それは考えておりますので、今後ともクラインガルテンの利用者につきましては、定住したいという希望者がいれば、町としては対応していくということで考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 再々質問ありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 再々質問ではないですけれども、ご答弁、まことにありがとうございます。私の一般質問、終わらせていただきます。

○議長（佐藤孔一君） これで10番、星輝夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

日程第2 議案第37号 平成26年度下郷町一般会計予算

日程第3 議案第38号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第39号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第40号 平成26年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第41号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

日程第7 議案第42号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第43号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算

○議長（佐藤孔一君） この際、日程第2、議案第37号 平成26年度下郷町一般会計予算の件から日程第8、議案第43号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算までの件7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案につきましては、会期中に各常任委員会に付託され、詳細なる説明を受ける予定でありますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認め、議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ただいま議案説明の省略が決定され、議案の質疑についても各常任委員会に付託の後詳細に行いますので、これからの質疑は過般町長が行いました提案理由の説明の内容について行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第37条第1項の規定により、議案第37号 平成26年度下郷町一般会計予算及び議案第43号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算の件2件を総務文教常任委員会に、議案第38号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計予算から議案第42号の平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの5件を産業厚生常任委員会にそれぞれ付託し、審議願いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 平成26年度下郷町一般会計予算及び議案第43号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算の2件を総務文教常任委員会に、議案第38号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計予算から議案第42号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの5件を産業厚生常任委員会にそれぞれ付託し、審議することに決定いたしました。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（佐藤孔一君） お諮りします。

過般産業厚生常任委員会に付託の陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件につきましては、先般3月11日に開催されました産業厚生常任委員会において審議を終了し、その結果について産業厚生常任委員会委員長より陳情・請願審査報告書の提出がなされております。この件につきましては、去る3月7日開催の議会運営委員会で協議したところ、一般質問終了後直ちに日程に追加し、議題とすべきである旨の話し合いがなされておりますので、議会運営委員会で協議された議事運営に沿って議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題に追加することに決定いたしました。

追加議事日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（佐藤孔一君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 配付漏れなしと認めます。

これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託の陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

産業厚生常任委員長、佐藤一美君。

○産業厚生常任委員長（佐藤一美君） 産業厚生常任委員会委員長の佐藤一美でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、平成26年3月11日。件名、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、平成26年3月11日。出席委員は、星輝夫君、室井亜男君、佐藤盛雄君、星嘉明君、佐藤勤君、そして私であります。欠席委員はありませんでした。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件は採択することに決定いたしました。

追加日程第2 閉会中の継続審査申出について

○議長（佐藤孔一君） これから追加日程第2、閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

本件につきましては、産業厚生常任委員会委員長からお手元に別紙のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

発議の朗読を省略し、お手元に配りました発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) ご質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出についての件は発議のとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は3月19日であります。議事日程並びに3月17日、18日に審議されます各常任委員会の説明者分担表を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤孔一君) 配付漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) ありがとうございます。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。(午後 1時42分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年3月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成26年第1回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	平成26年3月11日			
本会議の会期	平成26年3月11日から3月19日までの9日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成26年3月19日	午前10時00分	議長 佐藤 孔一
	閉会	平成26年3月19日	午後6時22分	議長 佐藤 一美
応招議員	1番 星 正延	2番 佐藤 孔一	3番 佐藤 勤	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	6番 星 政征	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男
	9番 山田 武	10番 星 輝夫	11番 小玉 智和	12番 佐藤 一美
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 正延	2番 佐藤 孔一	3番 佐藤 勤	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	6番 星 政征	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男
	9番 山田 武	10番 星 輝夫	11番 小玉 智和	12番 佐藤 一美
欠席議員	なし			
会議録署名議員	4番 星 嘉明	5番 佐藤 盛雄		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	総務課長 室井 孝宏	生活課長兼町民班長 星 敏恵	事業課長兼建設班長 湯田 純朗
	総務課総務班長兼企画財政係長 室井 一弘	総務課税務班長兼会計管理者 佐藤 昌平	生活課健康福祉班長 渡部 善一	事業課産業振興班長 佐藤 壽一
	教育委員会委員長 白石 光史	教育長 大竹 康隆	教育次長 五十嵐 正俊	代表監査委員 渡部 正晴
	農業委員会会長 渡部 和夫	農業委員会事務局長 湯田 真澄		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 大竹 義則	書記 室井 哲	書記 星 数喜	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成26年第1回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：平成26年3月19日（水）午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 専決処分につき承認を求めることについて
（専決第1号 平成25年度下郷町一般会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 専決処分につき承認を求めることについて
（専決第2号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 下郷町過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 下郷町公有財産審議会条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 下郷町振興計画審議会条例及び下郷町定住促進計画審議会条例を廃止する条例の設定について |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 下郷町地域安全条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 下郷町支援費支給条例を廃止する条例の設定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 下郷町小学校入学祝金支給条例の設定について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 下郷町河川流水占用料等徴収条例及び下郷町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 下郷町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 下郷町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 下郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の設定について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 町道の路線変更について |
| 日程第19 | 議案第19号 | 下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定について |

日程第 2 0	議案第 2 0 号	下郷町観光案内施設の指定管理者の指定について
日程第 2 1	議案第 2 1 号	下郷町（桑取火）簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第 2 2	議案第 2 2 号	下郷町（戸石）簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第 2 3	議案第 2 3 号	下郷町（大倉）簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第 2 4	議案第 2 4 号	下郷町（枝松）簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第 2 5	議案第 2 5 号	下郷町（大沢）簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第 2 6	議案第 2 6 号	下郷町（赤土）簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第 2 7	議案第 2 7 号	下郷町林業集落排水施設の指定管理者の指定について
日程第 2 8	議案第 2 8 号	下郷町小松川集会所の指定管理者の指定について
日程第 2 9	議案第 2 9 号	自然体験交流施設の指定管理者の指定について
日程第 3 0	議案第 3 0 号	道の駅しもごうの指定管理者の指定について
日程第 3 1	議案第 3 1 号	平成 2 5 年度下郷町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 3 2	議案第 3 2 号	平成 2 5 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 3 3	議案第 3 3 号	平成 2 5 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 4	議案第 3 4 号	平成 2 5 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 3 5	議案第 3 5 号	平成 2 5 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 6	議案第 3 6 号	平成 2 5 年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 7	議案第 3 7 号	平成 2 6 年度下郷町一般会計予算（総務文教常任委員会報告）
日程第 3 8	議案第 3 8 号	平成 2 6 年度下郷町国民健康保険特別会計予算（産業厚生常任委員会報告）
日程第 3 9	議案第 3 9 号	平成 2 6 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算（産業厚生常任委員会報告）
日程第 4 0	議案第 4 0 号	平成 2 6 年度下郷町介護保険特別会計予算（産業厚生常任委員会報告）
日程第 4 1	議案第 4 1 号	平成 2 6 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算（産業厚生常任委員会報告）
日程第 4 2	議案第 4 2 号	平成 2 6 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算（産業厚生常任委員会報告）
日程第 4 3	議案第 4 3 号	平成 2 6 年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算（総務文教常任委員会報告）
日程第 4 4	議員提出議案第 1 号	下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 4 5 議員提出議案第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

日程第 4 6 議員派遣の件

追加日程第 1 閉会中の継続審査申出について

追加日程第 2 平成 2 6 年度行政視察について

追加日程第 3 議長の辞職許可

追加日程第 4 議長の選挙

追加日程第 5 副議長の辞職許可

追加日程第 6 副議長の選挙

追加日程第 7 議席の一部変更

追加日程第 8 総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更

追加日程第 9 議会広報常任委員会委員の選任

追加日程第 1 0 議会広報編集特別委員会を廃止する決議

追加日程第 1 1 議会運営委員会委員の辞任許可

追加日程第 1 2 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 1 3 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可

追加日程第 1 4 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙

追加日程第 1 5 南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可

追加日程第 1 6 南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙

追加日程第 1 7 閉会中の継続審査申出について

散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長 (佐藤孔一君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。(午前 10 時 00 分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 議案第 1 号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第 1 号 平成 25 年度下郷町一般会計補正予算 (第 4 号))

日程第 2 議案第 2 号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第 2 号 平成 25 年度下郷町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号))

○議長 (佐藤孔一君) 日程第 1、議案第 1 号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第 1 号 平成 25 年度下郷町一般会計補正予算 (第 4 号)) の件から日程第 2、議案第 2 号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第 2 号 平成 25 年度下郷町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)) までの件 2 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長 (佐藤孔一君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井孝宏君。

○総務課長 (室井孝宏君) それでは、2 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 1 号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第 1 号 平成 25 年度下郷町一般会計補正予算 (第 4 号)) につきましては、既決予算額に歳入歳出それぞれ 27 万 5,000 円を追加し、総額を 46 億 3,246 万 6,000 円とするものであります。

3 ページからは総括でありますので、8 ページをお開き願います。歳入につきましては、障害者総合支援法施行に伴い、障害者自立支援給付支払等システム改修事業に係る事業費 55 万 2,000 円の約 2 分の 1、27 万 5,000 円を国庫補助金として計上しております。

次に、9 ページは歳出という形になります。款の 3、民生費、目の 3、老人福祉費、節の 28、繰出金 30 万円ではありますが、この後の介護保険特別会計補正予算にも出てまいります介護保険システム改修に伴う介護保険特別会計への繰出金という形になります。

その下の 13、委託料 55 万 2,000 円につきましては、歳入で説明いたしましたシステム改修に伴う委託料でございます。これらの介護保険及び障害者自立支援給付支払等システム改修につきましては、法改正内容がなかなか示されず、直近の 4 月 1 日からの施行となるため、3 月補正においては対応できないことから専決させていただきました。

款の 8、土木費につきましては、先月の 14 日から 16 日にかけて、全国的な豪雪となり、本町でも除雪関連経費が不足することから、賃金以下の経費、合計額 2,695 万円を増額するものであり、これらを予備費にて調整しております。

次に、11 ページをお開き願います。議案第 2 号 専決処分につき承認を求めることに

ついて（専決第2号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号））につきましては、既決予算額に歳入歳出それぞれ59万8,000円を追加し、総額を7億1,432万6,000円とするものであります。

12ページからは総括でありますので、16ページをお開き願います。歳入につきましては、消費税の引き上げに伴う介護報酬の改定及び区分支給限度額の引き上げに伴い、介護保険システム改修事業の改修が必要となることから、事業費59万9,000円の2分の1、29万8,000円を国庫補助金として計上しております。

その下の30万円につきましては、先ほど一般会計において説明しました一般会計からの繰入金としての補正計上であります。

次に、17ページ、歳出につきましては介護保険システム改修委託料の59万9,000円を計上し、予備費にて調整しております。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により平成26年2月18日専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） これ除雪の委託料が足りなかったからやったということですが、そうするとこの補正でとって、合計でどのくらいかかっているのか。合計だけ教えてください。今までとったやつと、これ足した場合に。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

事業課長、湯田純朗君。

○事業課長兼建設班長（湯田純朗君） では、ただいま室井議員の質問にお答えいたします。

契約前の当初予算で3,900万円のわけですが、1月末現在で2,483万2,000円を消化しております。それで、2月13日現在でさらに554万3,000円の実績がありまして、差額が862万5,000円となりましたので、補正ということになりました。ただ、具体的にまた3月分をこれから出てきませんので、大体5,000万は超えるというふうになるかと思ひます。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 平成25年度下郷町一般会計補正予算（第4号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

これから議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第3号 下郷町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（佐藤孔一君） 日程第3、議案第3号 下郷町過疎地域自立促進計画の変更についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本案について議案の説明を求めます。

総務班長、室井一弘。

○総務課総務班長兼企画財政係長（室井一弘君） それでは、下郷町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明させていただきます。

下郷町過疎地域自立促進計画は、平成22年3月に公布された過疎地域自立促進特別措置法の一部改正によって策定し、平成22年9月の定例会において議決をいただいております。この過疎計画は、町振興計画とともに重要な計画であり、その最大のメリットは財源措置が伴っていることにあります。今回の変更については、今後事業化を計画している事業について計画を追加すべく変更するものでございます。

それでは、説明をさせていただきます。まず、19ページをごらんいただきたいと思います。19ページの右側の変更の欄、中ほどをごらんください。区分番号1、産業の振興においては、観光情報配信システム整備事業がございます。これは、町内の観光施設にウェブカメラを設置し、四季の映像をNTT回線を活用し、リアルタイムにインターネット及びスマートフォン等に配信する事業であります。この事業については、平成26年度当初予算において計上していただいております。

次に、20ページをごらんください。右側の変更の欄、上段をごらんください。区分番号2、交通通信体系の整備及び地域間交通の促進においては、道路改良落合音金線の延長を変更するものでございます。

続きまして、21ページの中ほどをごらんください。町道舗装落合音金線の延長を変更

する内容となっております。これは落合音金線、500メートルから2,100メートルへの変更でございます。

続きまして、22ページをごらんください。22ページ、事業名の道路整備機械等に除雪ドーザの11トン級を追加する内容でございます。なお、この除雪ドーザの更新経費については、26年度当初予算に計上させていただいております。

同じく22ページ、区分番号3、生活環境の整備においては、南会津地方広域圏組合消防本部が整備する消防緊急デジタル無線整備事業の負担金を追加する内容でございます。この事業については、26年から27年までの2年間を予定しております。その23ページの上段については、その部分の詳細の部分を上げているものでございます。

続きまして、同じく23ページの区分番号8、集落の整備をごらんいただきたいと思います。この中ほどに定住促進住宅の建設事業を追加するものでございます。内容としては、若年層の定住促進を図るため、定住促進住宅の整備をするとともに、空き家等を有効活用し、定住人口の増加に結びつく取り組みを推進するという内容の本文を追加するものと、その下に事業名として過疎地域集落再編整備ということで事業内容、定住促進住宅整備、事業主体は町ということで内容を追加させていただくものでございます。この事業につきましては、雇用促進という事業名において建設用地の確保及び測量事業等を進めておりました。今後建設の設計委託及び建設事業に取り組むことになることから、過疎計画により財源確保するというところで今回追加させていただきました。

また、過疎対策債を活用する場合にその過疎対策債に合致したメニューで計画を策定する必要があることから、雇用促進という名称から定住促進という名称に変えざるを得なくなりました。まことに申しわけございませんが、おわびして、この場をかりまして、承認いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） では、質問いたします。

20ページ、21ページで町道の延長が計画されていますが、この理由を説明願います。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

事業課長、湯田純朗君。

○事業課長兼建設班長（湯田純朗君） 今ここに資料ございませんので、後ほど報告したいと思しますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孔一君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 今説明あったわけですが、これ小型動力ポンプが説明あったか、小型動力ポンプ積載車3台、事業量の変更、この説明がなかったではないか。どこに3台購入するのか。ここ抜けたみたいな説明であったなと思うような気がします。

もう一つは、変更ですので、22年から27年までのがなぜ5年間で、一応この計画を我々承認をしておりますが、25年度、現在まで、この中で新しいのは追加ということでし

ようが、着工または完了した部分が相当あると思うのです。例えば一番先の19ページにクラインガルテン20棟というのはもう完成をしております。そういうようなことを考えた場合に、ちょっとチェックしたいのですが、着工または完了したところはこの中でどのくらいあるのか教えていただければありがたいかなと。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

総務班長、室井一弘。

○総務課総務班長兼企画財政係長（室井一弘君） それでは、まず最初に小型動力ポンプ積載車6台から3台の部分につきましては、この過疎計画の変更の議決を求めなければいけない部分は、本文の追加及び事業費の20%以上削減、両方変更になった場合に議会の承認を得るということになっております。ですので、小型動力ポンプの積載車6台部分を入れるという項目はもう既に本文に入っております、その部分での変更の余地がなくなってしまうということになりますので、前回議決をかけないで変更はさせていただきますというふうにご理解いただければと思います。本文の内容の追加と事業費の20%、両方が変更要件になった場合に議会の承認を得るといことなので、この部分については変更として今回は出さないけれども、実際の過疎計画の変更はしているというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、申しわけございません。ここに変更を出したやつは、あくまでも変更の部分だけを抜粋してここに出しておりますので、過疎計画全部を実施したかどうかの部分については後日、資料として提出させてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（佐藤孔一君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） それでよろしいのですが、そうするとこの後ろのほうにこれ事業量の変更または追加と、こうなっているのだな。私も変更だけかなと思ったけれども、追加、変更と、こういうふうの説明がなっているわけですが、追加と変更というものはどうなのか。追加というのと変更というのはどう違うのかということをもう一回説明してください。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

総務班長、室井一弘。

○総務課総務班長兼企画財政係長（室井一弘君） 追加の部分については、あくまでも本文になくても、追加する項目があるから、それは全部上げてくると。変更になれば、事業費が20%以上ふえている。あと、新たに、今までは改良だけれども、次は舗装も含まれるというような本文が入ってきて、かつ事業量がふえるという場合については変更として上げるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤孔一君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） もう一つ聞きたいのですが、定住促進住宅整備、これ名前が定住ということで過疎債への理由から変わったということ、それはいいでしょう。そうすると、その辺の下でRC造2階建てということなのです。もとは鉄骨でやるようなことの話聞いたことがあるのですが、RCというのはちょっと私も大工さんでないからわからないのですが、落水住宅がRCではなかったのかなと思うのです。あれはPRCでなく、

何と言ったかな。

(何事か声あり)

○8番(室井亜男君) RC。RCというのは、ただ張りつけるだけなのかな、がぱがぱとか。ちょっとわからないのですが。RCになった理由、またはRCというのはどうだったか。お願いします。

○議長(佐藤孔一君) 答弁を求めます。

事業課長、湯田純朗君。

○事業課長兼建設班長(湯田純朗君) RCと申しますのは鉄筋コンクリート、そういう部分でございます。その以前の計画は鉄骨ではなかったかということで、私は承知しておりません。

それから、姫川団地の構造ですけれども、今ここで答弁できません。申しわけございません。

○議長(佐藤孔一君) ほかにご質疑ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) 議案書の23ページの件でご質問いたします。

このたび消防救急デジタル無線化ということで広域圏組合では26、27の2カ年で成立するということですが、今回過疎債を使うということですが、要するに過疎対策債を使った場合後年度、元利ともに交付税で補填される比率、その辺はどうなっているのか。

それから、もうひとつ、今ほどの話題になっております定住促進住宅の整備も過疎債ということでございますが、これも同様に起債の充当率、これを教えていただきたいと思えます。

○議長(佐藤孔一君) 答弁を求めます。

総務班長、室井一弘。

○総務課総務班長兼企画財政係長(室井一弘君) それでは、デジタル化につきましては充当率100、ともに定住促進住宅についても過疎債の充当率は原則100でございます。

交付税措置については、元利償還金の70%が元利償還金として元利償還金分が交付税措置ということになりますので、充当率100、交付税措置70というふうにご理解いただきたいと思えます。

○議長(佐藤孔一君) よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) ご質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 下郷町過疎地域自立促進計画の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、執行部の皆さんに申し上げますが、議会のスムーズな進行のために、ある程度予想される資料については準備方、今後よろしくお願いします。

日程第4 議案第4号 教育委員会委員の任命について

○議長(佐藤孔一君) 日程第4、議案第4号 教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤孔一君) お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 教育委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第4号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の設定について

日程第6 議案第6号 下郷町公有財産審議会条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤孔一君) この際、日程第5、議案第5号 特別職報酬等審議会条例の一部を

改正する条例の設定についての件から日程第6、議案第6号 下郷町公有財産審議会条例の一部を改正する条例の設定についてまでの件2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤孔一君) 本案について議案の説明を求めます。

総務班長、室井一弘君。

○総務課総務班長兼企画財政係長(室井一弘君) 特別職報酬等審議会条例については、第6条に審議会の庶務は総務課総務班において処理するというようになっておりますので、今回の機構改革においてこの総務班がなくなるということなので、「総務課総務班」を「総務課」に改めるというものでございまして、続きまして下郷町公有財産審議会条例についても第7条において、審議会の庶務は総務課総務班で処理するという項目になっておりますので、同じ理由に基づきまして条例を改正するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(佐藤孔一君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番(室井亜男君) 我々議員の報酬なんか上げる場合に、この特別職報酬等審議会によくかかるのですが、ここ何十年も上がったことがないのですが、この特別職報酬等審議会がいつ開かれて、今まで何年くらい開かなかったのか。この条例が出ていますので、聞いて悪いのかなと思いますけれども、今手持ちがなかったら、後でお願いします。いつやって、今までずっとなかったのか。それだけ教えてください。

公有財産審議会も同じく、わかったならば教えていただきたい。

○議長(佐藤孔一君) 答弁を求めます。

総務班長、室井一弘君。

○総務課総務班長兼企画財政係長(室井一弘君) 特別職報酬等審議会については、申しわけございません。手元に資料がございませんので、後日提出させていただきます。

それから、公有財産審議会につきましては定住促進住宅の建設用地を確保するときに開いておりますので、25年の早い時期に開いた経緯はございますので、正式に調べて提出したいと思います。申しわけございません。

○議長(佐藤孔一君) ほかにご質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の設定について

の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 下郷町公有財産審議会条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 下郷町振興計画審議会条例及び下郷町定住促進計画審議会条例を廃止する条例の設定について

○議長(佐藤孔一君) 次に、日程第7、議案第7号 下郷町振興計画審議会条例及び下郷町定住促進計画審議会条例を廃止する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤孔一君) 本案について議案の説明を求めます。

総務班長、室井一弘。

○総務課総務班長兼企画財政係長(室井一弘君) それでは、下郷町振興計画審議会廃止条例について説明させていただきます。

地方自治法第2条第4項において、市町村はその事務を処理するに当たっては議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないという定めがありました。

この法律に基づき基本構想、本町においては振興計画が当たるかと思うのですが、これを策定し、議案として提出してきたものでございます。しかし、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方分権改革推進計画に基づく義務づけの廃止に関する事項に、この基本構想の策定義務が含まれていることから、基本構想の策定は任意事項となりました。策定及び議決が義務化されていたことから、この振興計画の審議会について条例により定めておりましたが、任意事項となったことから、町長の諮問機関である審議会条例を廃止するものです。しかし、総合的かつ計画的な町政の運営を図るためには振興計画は必要と判断することから、振興計画を策定すべく第4次振興計画の検証作業等に取り組んでおり、第5次振興計画策定のため、議会及び有識者等のご意見をいただくための審議会は必要と考えております。このためこの審議会を要綱等により設置していきたいというふうに考えております。平成26年度の予算においても第5次振興計画策定のための諸経費を計上しております。この審議会のメンバー等に

については、審議会条例の構成メンバーを参考にして編成したいと考えており、その経費についても26年度当初予算に計上させていただいております。第5次振興計画策定に当たっては全員協議会等に計画案を示し、協議をいただきながら策定に努めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 任意になったということはわかるのですが、これつくっておいても何か邪魔になるという条例ではないような気もいたすのです。今回我々さっと見た場合、下郷町振興計画審議会条例というものをここで廃止をするのだということですよね。そうした場合に、先ほど言われた中で振興計画審議委員謝礼の57万も上がっているのです。そうした場合、同じような名前でもって上がっていた場合に、やはり我々はおかしいような状態で見ざるを得ないということですよね、文面の中身を見た場合に。何らこういうふうなものを廃止をしないで、任意でどちらでもいいということならば、何も廃止しないでおいても何ら問題はなかったのではないだろうかというのが私の考えです。その辺の答弁をお願いします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

総務班長、室井一弘君。

○総務課総務班長兼企画財政係長（室井一弘君） 議員様のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、あくまでも法律の要件が外れたので条例化ということではなくて、振興計画そのものを議案要件にするかどうかは今後の課題だと思いますが、あくまでも条例から要綱に、格下げというわけではないですが、1ランク落として、審議会そのものも町長の諮問に応じ町の振興計画に関する事項について調査及び審議するというような条例の内容でございましたが、その調査及び審議という部分をもう少し掘り下げて策定事務に携わっていただくような要綱の設置を検討しております。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） そうすると、町長に権限を与えて、要綱で定めて、我々に報告なしでこういうふうな計画というものを陰のほうで一応進んでいくのだなと、こういうふうにも解釈の仕方というものが私は出てくるのではないだろうかと思います。我々の権限というものを剥脱すると、こういうふうなことも考えられるわけですが、もう少しやっぱり廃止をするのだったならば、新しい条例というか、別なものも私はつくらなければならないのではないだろうか、この辺も一応、これは答弁なくても結構ですが、考えていただきたいとお願いを申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） 総務班長、室井一弘君。

○総務課総務班長兼企画財政係長（室井一弘君） 今ほど言いました振興計画を条例化するかどうかについては、地方自治法の96条第2項の規定に基づいて条例するかどうかについては、今後検討していただいて、協議していただく事項だというふうに思っております。

す。議員から隠れてやるとか、議会にかけないとかという話は今後の話でございまして、あくまでも全員協議会等にかけてながら、その振興計画の策定には進めていきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質疑ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 条例を廃止して要綱で振興計画審議会をつくるということですが、要綱は議会に提出する必要のないものと解釈しておりますが、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

総務班長、室井一弘君。

○総務課総務班長兼企画財政係長（室井一弘君） 法律上はそのようになっております。

ただ、先ほども申しましたように、審議会のメンバーについては条例に定める審議会を参考にしながら構成を考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤孔一君） ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 下郷町振興計画審議会条例及び下郷町定住促進計画審議会条例を廃止する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 下郷町地域安全条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤孔一君） 次に、日程第8、議案第8号 下郷町地域安全条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本案について議案の説明を求めます。

生活課長、星敏恵君。

○生活課長兼町民班長（星敏恵君） それでは、議案書の32ページをお開きいただきたいと
思います。あわせて新旧対照表、加えて配付されておるとはと思いますが、その3ページを
お開きいただきたいとお願いします。

議案第8号 下郷町地域安全条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し
上げます。

地域安全条例につきましては、平成10年1月に条例が設定されまして、地域住民の安
全で住みよい社会生活を営むために犯罪、事故、災害等を未然に防止し、安心して生活
できる地域社会の実現に寄与することを目的として下郷町地域安全推進協議会が設置さ
れております。

協議会の主なメンバーにつきましては、区長協議会の会長さん、教育関係者、防犯連
絡会、警察署、交通安全協会などの役員の方々に組織されております。

活動内容につきましては、事故等を未然に防止するというところで関係機関との情報交
換、南会津警察署による郡内の犯罪発生状況などを、講演をいただいている組織でござ
います。

今回の条例改正につきましては、このたびの機構改革によりまして名前が変わること
から、下段にございます第9条中の「生活課町民班」とあるのを「町民課」に名称を改
めるものでございます。

あわせて、上のほうの第3条中の「田島警察署長」を「南会津警察署」に改める一部
の改正でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 下郷町地域安全条例の一部を改正する条例の設定についての件
を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定
について

○議長（佐藤孔一君） 次に、日程第9、議案第9号 下郷町消防団設置等に関する条例の

一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤孔一君) 本案について議案の説明を求めます。

生活課長、星敏恵君。

○生活課長兼町民班長(星敏恵君) それでは、34ページをお開きいただきたいと思います。
あわせて新旧対照表の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号 下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について
ご説明を申し上げます。

下郷町消防団設置等に関する条例につきましては、国の消防組織法の改正に伴いまして
条項が変更になったことにより、第1号中の「第9条」を「第18条第1項」に改める
ものでございます。

消防組織法の第18条につきましては、消防団の設置、名称及び区域は条例で定めると
いうことの条項でございます。

以上、説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤孔一君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定
についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 下郷町支援費支給条例を廃止する条例の設定について

○議長(佐藤孔一君) 次に、日程第10、議案第10号 下郷町支援費支給条例を廃止する条
例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤孔一君) 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） それでは、議案第10号 下郷町支援費支給条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

36ページをお開きください。従来の支援費制度につきましては、平成15年4月からの改正障害者基本法のもとで推進されてまいりましたが、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを目的といたしまして、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行され、障害者自立支援法は障害者の範囲、難病等を加えまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法でございますが、これに改正されました。このため旧法に基づいて施行されておりました本条例を廃止するものでございます。今後は、新法の障害者総合支援法に規定されております障害福祉サービス等につきましては、厚生労働省から示されております告示通知や下郷町介護給付費等の支給決定に関する要綱及び福島県等のご指導により策定いたします障害者総合支援法等障害者福祉サービス等支給ガイドラインに基づき支給決定を行ってまいります。

以上、ご説明申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 昨年あたりはこの支援費というものは廃止する前にあったわけですが、どのぐらいの支援費というか、何人ぐらいいで、どのぐらいの金額で支援していたのか教えていただきます。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） ただいまちょっと資料、持ち合わせておりませんので、後ほどご報告申し上げます。申しわけございません。

○議長（佐藤孔一君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 下郷町支援費支給条例を廃止する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 下郷町小学校入学祝金支給条例の設定について

○議長(佐藤孔一君) 次に、日程第11、議案第11号 下郷町小学校入学祝金支給条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤孔一君) 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長(渡部善一君) それでは、下郷町小学校入学祝金支給条例についてご説明申し上げます。

38ページをお開きください。ご提案の条例は、本町の次代を担う児童が下郷町立の小学校及び特別支援学校の小学部へ入学したとき、入学する児童の保護者に対し入学祝金を支給することによりまして、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童の健やかな成長と子育てを支援するため、入学祝金を支給する本条例を制定するものでございます。

第1条の目的につきましては、ただいま述べました入学祝金支給の趣旨が条項になってございます。

第2条の受給資格につきましては、住民基本台帳に記録されている者、つまり本町に住所を有する者が小学校等に入学した際に資格が生じるという条項になっております。

第3条の祝金の額につきましては、入学者1人につき3万円と、金額を定める条項となっております。

第4条の祝金の支給につきましては、支給する時期を原則4月と定める条項となっております。

第5条の規則への委任につきましては、この条例に定めるもののほか、規則によりまして申請等の手続方法、諸様式を定めるという条項になっております。

附則では、この条例の施行日を平成26年の4月1日とするものでございます。

以上、ご説明申し上げます。

○議長(佐藤孔一君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番(室井亜男君) これ教育委員会のほうから説明があるのかなと思ったら、健康福祉班のほうからあったものですから、あれと思ったのですが、貧乏人にはというような考えかなと思うのですが、1つだけ聞いてみたいのですが、4条の中で後ろのほうに、やむを得ない事情があるときというのは、やむを得ないというのはどういうことなのか、具体的に教えていただきたい。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） やむを得ない事情があるときというのは、4月に支給することが原則でございますが、天災等、4月中に支給することができない、そういう事故、天災等が発生した場合というふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） わかりました。

1つは、4月1日にやるわけですが、例えば6月とか7月とか、よそから転校してきて小学校に入ったという場合もあるかと思うのです。そういうような場合には、考えていられるのかどうか。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） 支給につきましては、入学式までに転入とした場合には支給の対象としますが、それ以降ですと、ほかの町村の学校に一回入学しておりますので、そういう児童に対しては対象外としています。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） ほかに。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） お尋ねします。

入学する者、4月1日の住民基本台帳に載っている下郷に住する者ということなのですが、以前、子宝祝金を出すときに支給条件として、下郷に住民票を移して3年だか4年という、要するに定住者を重点にして支給した経緯があるのです。

ですから、例えばの例ですが、転勤族で3月に住民票を移して下郷に住所を持ってきた。4月1日で小学校に入る。そうすると、当然この条例ですと祝金いただきます。ところが3年たつと、また異動で行ってしまうという、そういう例もあるのです。ですから、以前の子宝祝金のときも、そういうものをなるべく排除して、下郷に定住する、あるいは下郷にUターンして帰ってきた。要するに純然たる下郷の人たちにその恩恵を与えようということで、弁護士等に相談してその支給要件を決めた経緯がありますが、今言ったようにその要件、4月1日以前の期間を決めておられるのかどうか。

また、支給してから、例えば4月に支給して、また会社の転勤等で夏休み以降、ほかに転校してしまったという、そういう人も該当するのか。前と後ろのその期間を検討したのかどうか。

それから、入学者の保護者に支給するということですが、要するに嫡出子に支給するのか。あるいは非嫡出子で、住所を一緒にしているけれども、正式な子でない場合、そういうこともあり得ると思うのです。そういうものも検討なされているのかどうか。

あと、3点目に、この事項に定めるほかは規則で定めるという、これは申請手続とか

方法ということでございますが、その規則、何か特段そういう規則を検討しているのかどうか。3点についてお伺いします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） それでは、1点目の期間でございますが、それは前、子宝祝金等にもございますが、この入学祝金については、極端な話、3月31日に転入されてきた。そして、町内の小学校に入学されるという場合にもそれは該当するというところで支給するというふうなことで考えております。

そして、あと、小学校に入学して入学祝金をもらって、そしてその後に転出するという場合にも、これはその時点では入学していますので、返せというようなことはできないかと思っておりますので、それは考えてございません。

あとは、嫡出子、非嫡出子のことにつきましては、この条例では保護者に支給するというところでございますので、それも該当するというところでご理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤孔一君） ほかに質問ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 第1条に、経済的負担を軽減するということですが、保護者によっては世帯の収入及び夫婦の収入で差があると思えます。経済的に本当に困っている人でない人にも当然この条文では支給されることとなりますけれども、はっきり言ってばらまきのな条例になってはいますが、そういった配慮は全然考慮されてはませんが、なぜだったのか。

それから、これ予算にもかかわることなのですが、継続性をもってやるという町長の意思がはっきりしているにもかかわらず、この予算の原資を見ますと、復興基金、26年度で終わってしまう、全部きれいにしてしまう復興基金からやりくりしていますので、これこういった出どころでは、果たしてこういった条例化しても継続性ができるのかどうかという疑問があるのですが、そこら辺、お考えをお聞きいたします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） それでは、経済的な所得制限のことでございますが、今考えておりますのは入学式の当日に学校にお邪魔して、現在ですと子供、児童と保護者2人見えますので、そこで支給したいというふうに考えておまして、その所得の制限は設けてございません。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 総務班長、室井一弘君。

○総務課総務班長兼企画財政係長（室井一弘君） 今ほどの復興基金、充当して継続性があるのかというご質問でございますが、今回はたまたま復興基金をことし使い切るということで充当させていただきました。次年度以降については、一般財源で対応するという考えでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） ほかに。

5番、佐藤盛雄君。

答弁漏れないように申し上げます。

○5番（佐藤盛雄君） 規則の内容、申請手続とか、そういうことなのか。そのほか規則で定めるといふ、よく条例制定する場合、そういう規則で定めるとあるのですけれども、その規則の内容、それ申請手続とか、そういう方法以外、どういうものを決めているのか。

それから、嫡出子でない場合、要するに同居している保護者というけれども、その保護者の認定というのが、これはかなり法的に難しいのです。その同居の確認、その辺の法的な確認、本当に保護者かどうか。養育義務者であるかどうか。その辺をきちんと確認しないと、いろいろトラブルの原因になると思うのです。例えば離婚協定中で、そういう場合、まだ成立はしないけれども、保護者としてあるとか、そういういろんな事情が起こり得る可能性があると思うのですが、その辺は慎重を期してやっていただきたいと思うのですが、それに対するチェック、どのようにお考えか。ひとつよろしく申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） それでは、規則の内容でございますが、先ほど条例説明の中でも申し上げましたように、あくまで申請の手続方法、あるいは申請、その他の諸様式を規則で定めることでございます。

あと、保護者をどういうふうに見きわめるかということでございますが、あくまで入学時の保護者ということにとらえていますので、そのときに保護者という形である方に支給するというふうなことで考えております。あくまで祝金という形ですので、そういうことにとらえております。

以上でございます。

（「その辺の確認をどうするのか」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） 教育委員会のほうで入学許可ですか、通知差し上げますので、その書類によって判断したいというふうに思っています。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 反対いたします。

まず、経済的な格差にもかかわらず祝金を支給してしまうというばらまき性、それが

ら継続的にやりたいのであれば、今年度限りではなく、別な原資をもって当初から充てるべきであるのにもかかわらず、今年度限りの復興基金からの充当という、最初から次を考えない予算措置がかかっている条例に対して私は反対いたします。

○議長（佐藤孔一君） 賛成討論の方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） これで討論を終わります。

これから議案第11号 下郷町小学校入学祝金支給条例の設定についての件を採決します。

ちょっと休議をいたします。（午前11時04分）

○議長（佐藤孔一君） 再開します。（午前11時05分）

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（佐藤孔一君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり決定することにいたします。原案どおり可決されました。

ただいまより休憩をします。（午前11時06分）

○議長（佐藤孔一君） 再開いたします。（午前11時15分）

次、日程第12に入るわけですが、その前に発言の申し出がありましたので、これを許します。

健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） それでは、先ほどご質問の支援費の関係でございますが、支給実績でございますが、平成23年度8,739万4,923円でございます。平成24年度9,919万103円でございます。平成26年度の予算につきましては1億591万3,000円を予算措置してございます。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 次に、事業課長、湯田純朗君。

○事業課長兼建設班長（湯田純朗君） 先ほど猪股議員さんから質問がございましたページの過疎地域自立促進市町村計画の中身でございますが、延長が500メートルから、なぜ2,100メートルになったということでございますが、これにつきましては当初500メートルと申しますのは、町道落合音金線と落合十文字線とのY字路というのですか、落合の。そこから500メートル分計画しておいたのですが、その先から音金に向かいまして、余りにも大型車両の通行が多いため、砂利採取でしようけれども、舗装面がかなり傷んできた、ということでこれを延長してやりたいということで2,100メートルに延長されたような内容でございます。あそこら辺については、砂利採取でかなり大型車が通行しておりますので、それによって舗装の劣化とか、そうしていますので、その補修工事を行うために延長されました。

以上でございます。

日程第12 議案第12号 下郷町河川流水占用料等徴収条例及び下郷町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤孔一君） 日程第12、議案第12号 下郷町河川流水占用料等徴収条例及び下郷町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本案について議案の説明を求めます。

事業課長、湯田純朗君。

○事業課長兼建設班長（湯田純朗君） それでは、議案第12号 下郷町河川流水占用料等徴収条例及び下郷町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

40ページをお開き願います。この関係につきましては、先般町長より提案理由の中身にもありましたが、平成24年8月22日に改正消費税が公布されまして、平成26年4月1日から施行となることから、今回消費税率を1.05から1.08に改正するものであります。

なお、条例改正にかかわる新旧対照表の5ページ、6ページに出ておりますが、これも「100分の105」から「100分の108」というようになっておりまして、ちなみに申し上げますと、河川流水占用料でございますが、下郷町については2河川ございまして、鶴沼川の城ノ入沢、白松沢の2河川でございまして、これ全て東北電力が占有していることによる使用料が町のほうに収入として入っております。

それから、公共用財産の使用でございますが、これについては一月に満たないもののその使用料が消費税1.05から1.08、通常ですと、公共用財産の使用でございますが、棧橋とか電柱とか、そういうようなものでありますので、年間を、永年使っているというふうなケースが多いので、月割ということで今回については、その使用料の中身については城ノ入沢と白松沢の2河川の使用料以外は消費税が反映されません。

以上でございます。よろしく願います。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 下郷町河川流水占用料等徴収条例及び下郷町公共用財産使用等

条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤孔一君) 次に、日程第13、議案第13号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤孔一君) 本案について議案の説明を求めます。

事業課長、湯田純朗君。

○事業課長兼建設班長(湯田純朗君) それでは、議案第13号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

これも議案第12号と同じでございます。先般町長から提案理由の説明ございましたとおりでございます。

条例改正に係る新旧対照表の7ページでございますが、これも第2条中の税率を1.05から1.08に改正するものでございます。

また、第5条第1項中の法第35条に規定する事業又はを削除するというところでございまして、この法第35条に規定する事業とは、これまでは国の行う事業は政令で定めたものについて免除とされていましたが、この法律改正により4月1日からは国の行う事業全て道路占用が免除されるということでございます。

ちなみに、本町の道路占用徴収収入に関しましては何ら影響ございません。

以上で説明終わります。よろしくご審議ください。お願いします。

○議長(佐藤孔一君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 下郷町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤孔一君) 日程第14、議案第14号 下郷町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤孔一君) 本案について議案の説明を求めます。

教育次長、五十嵐正俊君。

○教育次長(五十嵐正俊君) 下郷町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

新旧対照表につきましては、8ページとなります。本条例の一部改正につきましては、障害者基本法が平成16年に一部改正され、同法の第3条に、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利や利益を侵害する行為をしてはならないという新しい項目が追加されました。

このことにより、全国各市町村に設置しております心身障害児就学指導審議会というものの名前でございますが、この頭の心身障害児という文言が障害者を特別視した感があるということで削除傾向にございます。

よって、本町においても同様の改正をいたしたく、題名及び第1条に使用しています心身障害児という文言を削除するという提案でございます。

よろしく申し上げます。

○議長(佐藤孔一君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番(室井亜男君) こういう人、何人ぐらいいるのですか、小学校、中学校で。

○議長(佐藤孔一君) 答弁を求めます。

教育次長、五十嵐正俊君。

○教育次長(五十嵐正俊君) 平成26年度の学級編制に当たって、平成25年度12月に開催いたしました審議会においては、審議会にかけられた児童は小学校が15名、中学校が1名でございます。平成26年度に特別支援学級に入級することが適当であろうとされた児童は小学校で10名、中学校で2名でございます。小学校6年生から中学校に上がるために中学校が2名となっております。

予算上においては、そのうち小学校においては2名の方が特別支援学級に入級することを拒否されてございますので、平成26年度においては小学校においては特別支援学級に在籍するものは8名、中学校で2名ということになってございます。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 下郷町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号 下郷町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の設定
について

○議長（佐藤孔一君） 次に、日程第15、議案第15号 下郷町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本案について議案の説明を求めます。

教育次長、五十嵐正俊君。

○教育次長（五十嵐正俊君） 議案第15号 下郷町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、これまで社会教育法により定められていました社会教育委員の委嘱の基準というものが法の改正により地方公共団体の条例で定めなさいということになりました。

よって、下郷町社会教育委員設置条例第1条に1項を加えまして、第2項として社会教育委員の委嘱の基準を明記したという改正案となっております。

なお、この委嘱の基準に当たっては文部科学省令で定める委嘱の基準を参酌して参考に設定したところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） これ改正するのは1条の2項ですが、1条の1項は何と書かれ

ているの。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

教育次長、五十嵐正俊君。

○教育次長（五十嵐正俊君） 第1条第1項につきましては設置で、下郷町に社会教育法第15条第1項の規定に基づき社会教育委員（以下「委員」という。）を置くというのが第1項の規定でございます。

（「第3項はないのか」の声あり）

○教育次長（五十嵐正俊君） 第3項はございません。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 下郷町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 下郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の設定について

○議長（佐藤孔一君） 次に、日程第16、議案第16号 下郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本案について議案の説明を求めます。

教育次長、五十嵐正俊君。

○教育次長（五十嵐正俊君） 議案第16号 下郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の設定についてご説明申し上げます。

本条例の設定につきましては、平成25年の9月に国のいじめ防止対策推進法が施行されまして、この中で地方公共団体の責務として、いじめ防止のための基本方針の策定、いじめ防止対策に係る関係機関の設置、重大事案が発生した場合の対処機関である調査委員会の設置、この3つが、努力義務ではありますが、規定されました。

文部科学省では、全国的にいじめの絶えない状況に、各自治体において早急に法令、規定のある対策協議会等を設置するよう通達並びに行政説明会を開催し、いじめ問題に対する対策の体制充実を求めているところでございます。

よって、本町においては法令、規定のある対策協議会等を設置するために必要な条項を定めるため条例を設定したく、提案したものでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 中身、説明しないのか、これ。中身、説明していないから、何とも我々わからない。初めてつくった。要は先ほど言ったように、努力をしてくださいということで文科省のほうから来たと思うのですが、置いてもいい、置かなくてもいいと、こういうふうなことで、我々今までこういうふうなものは、教育委員会というものは教育長、教育委員長を中心としてあるわけですから、そちらのほうでこういうふうな対策というものは全てやっておられるのかなということで、こういうふうなものをつくることによって、目で見えるようにいじめというものはあるのだなという一つの意識というものが強くなってくるのではないだろうかとも思ひます。この中身というものをちょっと説明お願ひします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

教育次長、五十嵐正俊君。

○教育次長（五十嵐正俊君） 大変失礼いたしました。

48ページをお開きいただきたいと思ひます。本条例の設定につきましては、第1章から第4章ということで、第1章につきましては総則ということで、本協議会等を設置するための趣旨が書かれてございます。

第2章につきましては、先ほど申しましたいじめ問題の対策に係る協議会、対策等を練る協議会が第2章で第2条、設置。第3条については、事務の所掌するところ。第4条につきましては、組織ということで構成メンバーを規定してございます。第5条につきましては、委員の任期。第6条につきましては、会長等の定め方、あるいは会長が欠けた場合の指名する委員の代理者というものを規定してございます。第7条については、会議ということで、この会議においては第7条第2項において委員の過半数の出席ということで規定したところでございます。あと、第8条におきましては関係者の出席を求めることができるということで、あらゆる関係機関の出席を求める規定でございまして、庶務においては、教育委員会で行うということでございまして。

第3章においては、重大事案が発生した場合の調査委員会の設置ということで、これにつきましては協議会の設置と同等の内容で読みかえるという規定でございまして、省略させていただきます。

雑則といたしまして、第4条で委任ということで、このほか必要な事項についてはそれぞれの協議会、調査委員会で定めるといふものを規定したところでございます。

また、第2点目のいじめがあるのではないかとご質問でございますが、本町にと

っていじめはございません。ただ、平成17年でしたか、保育所の落雪事故があったときに、下郷町に保育所における安全対策マニュアルといったものがないということで、あのとき非常にマスコミ等でたたかれた記憶がございます。よって、こういった問題が発生した場合にいち早く対応するために本条例等を設定し対処するというで早期の設定をしたところでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤孔一君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） そうすると、これそうそうたるメンバーを結果的に集めるわけですが、年報は上げるわけにいかないのしょうけれども、費用弁償あたり、よそから来るわけですから、そういうふうな費用弁償とか報酬というものはどう考えておられるのか、この辺教えていただきたい。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（五十嵐正俊君） 大変失礼いたしました。

次の議案の第17号、52ページをお開きいただきたいと思ひます。後ほど特別非常勤の職員の費用弁償ということでござひますが、いじめ問題対策連絡協議会委員並びにいじめ問題調査委員会の委員は5,700円ということで、平成26年度におきましては連絡協議会の開催を2回、いじめ問題調査委員会はないと思ひますが、早急に対応できるよう1回分の予算を計上しているところでござひます。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質問ありませんか。

11番、佐藤勤君。

○11番（佐藤勤君） ちょっとお尋ねしたいのですが、平成25年の9月に法律化されたということで、まず新しいことは確かだと思ひますので、下郷町はこの後に提案されましたけれども、ほかのほうの町村においても同じようなことが提案されることなんでしょうか。それがまず1つと。

それから、あと、第2章と第3章が一番のメインかなと思ひますけれども、問題対策連絡協議会と、それからあと問題調査委員会ということがありますけれども、これらについては先ほど説明がありましたけれども、これらしきものが過去にもあったのかどうか。それともまるっきりこれから新しく発足するのかどうかということなんです。この2点だけちょっと教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

教育長、大竹康隆君。

○教育長（大竹康隆君） ちょっと報告的になりますが、説明申し上げます。

実は、このいじめ防止対策推進法につきましては、皆さんご存じのように大津市で起きました、震災の年、平成23年の10月に起こった中学2年生のいじめによる死亡事件がございました。そのときに問題となったのは、いじめと自殺の因果関係とか、それから事件後に2回ほどアンケートをとったのですが、そのアンケートの内容、それからいじ

めに対する認識、それから加害者の権利、それから警察署の対応、それから調査、学校、それからその後、ご存じのように大津市の市長が匿名で調査をしたというようなことで、いろんな反省がそのときに生まれました。それを踏まえまして法律の施行となったわけです。

今ほど説明ありましたように、実は2月6日に県の説明会がございまして、そのときに県の方針が示されるものというふうに思っておったのですが、県できちんとした方針が示されませんでした。それで、郡内では下郷町だけです。基本方針を定め、それから条例化、組織の条例化については郡内では下郷だけが先行ということ。いじめは、いつ起こるかわからないということでございますので、足並みはそろわないのですけれども、先行させていただくということで下郷町は先行する。

あと、県内の情報についてはまだ入っておりませんので、そのところはちょっと不明です。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質問ありますか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） お尋ねします。

いじめ問題対策連絡協議会、15名以内をもって構成するというところでございますが、いろいろ各種関係諸団体からメンバー集めて構成するわけですが、これは常設、要するに常に選んで設定するということだと思いますが、調査委員会というのはいろいろな重大事案が発生したときに、常時それに対応する調査委員会を選ぶのか、あるいは常設でそういうものをあらかじめ選んでおいて調査委員会をつくっていくのか、その辺。

それから、協議会と問題調査委員会、同じメンバーでやるのがいいのかどうか。あるいは調査委員会は、例えば有識者とか弁護士とか、そういう専門的な法的なものを持った人なんかも入って、それで調査委員会を設定するのか。その辺についてお聞きします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

教育長、大竹康隆君。

○教育長（大竹康隆君） 今回のいじめ問題につきましては、まず基本方針を定めろということで、これも任意でございまして、基本方針がなければ、まず動けないということで下郷町教育委員会としては基本方針を定めました。

あと、組織上の問題については、文科省の考え方としては5つぐらいの組織をつくれというような指示です。それは、任意、義務を含めまして5つぐらいの組織をつくれというような指導がございました。一番頭になるのがこのいじめ問題対策連絡協議会、これは連絡調整の組織でございまして、一番トップに立つ組織というふうに考えていただいてよろしいかと思っております。

それから、もう一つは、これも任意なのですが、教育委員会の中に附属機関が必要であればつくるとのことなのです。それが2つ目。

それから、3つ目としては、学校にいじめ対策のための組織をつくりなさいと。これは義務です。ですから、4月1日から動けるように学校に指示してございます。基本方

針も学校では定めなさいということで指示して、もうほぼでき上がっています。

あと、4つ目の組織としましては、ここであります調査機関、これは学校の設置者もしくは学校が実際重大事件が起こった場合に、調査する組織をきちんと設けなさいというようなことで、これは義務です。ですから、学校か教育委員会がつくるということなのですが、教育委員会で調査機関をつくる。学校はどうしても自前の調査ということになるので、調査委員会は教育委員会でつくと。先ほど言いました2つ目の、教育委員会附属機関と並置するというような形を考えております。

それから、もう一つ、最終的には町の、行政のほうでも必要であれば附属機関を設けなさいということでございますが、町の附属機関は前、保育所のと きもございましたように、管理職が中心となって特別対策の組織をつくりました。それで間に合うというように考えています。もし不足であれば、弁護士なりに相談を受けて、町の最終的な結論というものは導き出したいというふうに思っています。ですから、いじめ問題対策連絡協議会は常置、4月か5月にはつくりたいというふうに考えています。

あと、調査につきましては、想定して今から準備して、重大問題が発生したら即対応するというような考え方で立っています。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） その調査委員会の10人以内の構成メンバーというのはどういうものを考えておりますか。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（五十嵐正俊君） 5番、佐藤議員のご質問にお答えします。

調査委員会のメンバーといたしましては、学校側から当該学校の学校長、あと下郷町には校長会連絡会というのがございますので、その代表者と、当該学校からもう一人、生徒指導に当たる先生の3人、学校側から。あと児童相談所から1名、福島警察署から1名、福祉事務所から1名、あと教職員OB、町内から教職員のOBで3名、計10名を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 調査委員会のメンバー、今説明していただいたのですが、いろいろ調査してくると、例えば児童福祉ですか、その措置する場合とか、あるいは今少年犯罪ということで、要するに刑法上の問題で起訴になるのかということで専門的な知識といいますが、実は法的な知識もある方の意見も多分必要になってくる。想定外のことももしれないですが、そういうことも起こり得るといふふうに想定できますけれども、その辺の考え方、要するに専門的な知識を持った、例えば弁護士とか、そういうものを構成メンバーに選ぶ可能性があるのかどうか、その辺。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

教育長、大竹康隆君。

○教育長（大竹康隆君） 組織の中で、連絡協議会については組織のメンバーをここで書いています。

調査委員会については、10名というようなことでメンバーをここに上げてごさいません。それは、あえて上げないのではなくて、要するにその事件事件によっていろんなものを想定できるというようなことで、今次長が申しあげましたのは一応予算上の想定でありまして、おっしゃるように弁護士が必要であれば、金がかかっても弁護士をお願いする必要も出てくると思います。ですから、あえてここでは固定メンバーとしては上げないという方法をとらせていただきました。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） ご質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 下郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤孔一君） 次に、日程第17、議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本案について議案の説明を求めます。

総務班長、室井一弘君。

○総務課総務班長兼企画財政係長（室井一弘君） それでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例につきましては、本日審議いただきました審議会等の改正、制定条例に基づ

き報酬等を支給する委員の名称等の削除及び追加する内容でございます。

よろしくご審議いただきます。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ですから、ここでもちょっと私納得いかなないのは、振興計画審議会委員という名前でしょう。そうすると、これ先ほど振興計画審議会条例は廃止しましたということですよ。にもかかわらず、ここに5,700円をつけて、今回の新年度予算で57万円ほどとっているわけですよ。ですから、これの文面というか、書類を見た場合に、もう一回振興計画審議会委員の報酬というものの5,700円、ここで完全に廃止しているわけでしょう。廃止したから下になったのですよということでしょう。では、なぜ今回の新年度あたりにとったのかという、その辺のあやというものが、5次振興計画どうのこうのと言っていますけれども、ちょっとあやがわからないから、もう一回お願いします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

総務班長、室井一弘君。

○総務課総務班長兼企画財政係長（室井一弘君） 52ページ、別表第1中の心身障害児就学指導審議会委員5,700円、それから振興計画審議会委員は、これはなくしますよと。なくして下のほうの、心身障害児のほうは就学指導審議会委員として、それから今審議いただきましたいじめ問題対策連絡協議会は新たに追加するというので、振興計画審議会委員の部分については削除させていただきました。それは、議員の言うとおりでございまして、では26年度にその審議会の報酬はどうするのかということでございますので、その部分については要綱に定めて、報償費として払うということでは1節から8節、1節の報酬から報償費のほうに移行させていただくという内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 町道の路線変更について

○議長（佐藤孔一君） 次に、日程第18、議案第18号 町道の路線変更についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本案について議案の説明を求めます。

事業課長、湯田純朗君。

○事業課長兼建設班長（湯田純朗君） それでは、53ページの議案第18号 町道の路線変更についてご説明申し上げます。

当路線の変更につきましては、平成21年度から福島県南会津農林事務所において事業を実施してまいりました県営ふるさと農道緊急整備事業による町道鶴ヶ池7号線の道路改良工事でございます。本工事は、平成25年度初めをもって完了し、下郷町に移管されたことによりまして、当該路線の終点地番の変更が生じたことから今回の提出となりました。

お手元にお配りした認定路線位置図及び路線網図にてご説明申し上げます。わかりやすいのは、この図面だと思いますけれども、今事務局のほうの説明ありましたので、同じ説明するとタブってしまいますので。要するにグリーンラインが旧の路線でございます。それで、1つはグリーンが変更前、それで赤が変更後の路線の延長ということでございます。クラインガルテンが書いてありまして、そこから右側の鶴ヶ池33番地ですが、そこから左側のほうにきまして、下のほうに縦に書いてありますけれども、落合ミノノスケ27番までの旧路線でございましたが、それが右側の赤い地点ですけれども、鶴ヶ池33番から真っすぐ来て、ミノノスケ47番の1の赤い線で、ブルーの線までのそこまで延長延びたということございまして、また左側のミノノスケ2番地ですが、そこからブルーの線を飛び越えて、落合字ミノノスケの3番地まで来ていた町道が今度はミノノスケ2番から赤線でミノノスケ6 1までというふうに短縮されたというような内容でございます。

内容、路線の幅、延長につきましては、今ほど事務局から説明ありましたとおりでございますので、くどくなりますので、私の説明、以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 町道の路線変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩をいたします。(正 午)

○議長(佐藤孔一君) 再開いたします。(午後 1時00分)

日程第19 議案第19号 下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定について

日程第20 議案第20号 下郷町観光案内施設の指定管理者の指定について

日程第21 議案第21号 下郷町(桑取火)簡易給水施設の指定管理者の指定について

日程第22 議案第22号 下郷町(戸石)簡易給水施設の指定管理者の指定について

日程第23 議案第23号 下郷町(大倉)簡易給水施設の指定管理者の指定について

日程第24 議案第24号 下郷町(枝松)簡易給水施設の指定管理者の指定について

日程第25 議案第25号 下郷町(大沢)簡易給水施設の指定管理者の指定について

日程第26 議案第26号 下郷町(赤土)簡易給水施設の指定管理者の指定について

日程第27 議案第27号 下郷町林業集落排水施設の指定管理者の指定について

日程第28 議案第28号 下郷町小松川集会所の指定管理者の指定について

日程第29 議案第29号 自然体験交流施設の指定管理者の指定について

日程第30 議案第30号 道の駅しもごうの指定管理者の指定について

○議長(佐藤孔一君) この際、日程第19、議案第19号 下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定についての件から日程第30、議案第30号 道の駅しもごうの指定管理者の指定についてまで12件、一括議題といたします。

動議について

(「議長」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) ただいま議案第19号から議案第30号につきまして一括上程されましたが、これは町の施設の指定管理者の指定要件でございます、見てみますと、5年前の指定の更新ということだと思っております。

なお、一覧表も明示しておりますし、議員の皆様も十分内容をご承知していることと存じます。

よって、議案第19号より30号までの件、議案の朗読及び議案の説明の省略の動議を提出いたします。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） ただいま5番、佐藤盛雄君からただいま議案として提案してごさいます案件につきまして議案の朗読、あわせて議案の説明を省略したいというような動議が出されております。この動議は、1人以上の賛成者により成立することになります。この動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐藤孔一君） この動議は1人以上の賛成者がありましたので、成立しました。

お諮りします。動議のとおり、議案の朗読、説明を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） ご異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

○議長（佐藤孔一君） それでは、早速これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ちょっと聞いてみたいのですが、議案第19号ですが、下郷町野外活動施設、雇用促進事業団より1万円で買ったと思うのですが、それもこの野外活動施設の中に入っているのか。

それから、下郷町林作物展示販売施設というものが、こういう建物はないのですが、登記名はこうだと思っておりますが、多分物産館であろうかなと思っておりますが、やはり我々に親切にやるならば、格好をつけて物産館ぐらいはつけておいてほしいというのが私の感じでございます。林作物展示販売施設なんていうのはありません。そういう名称のものはありません。そういうようなことでどうなっているのか教えていただきたい。

もう一つは、観光公社理事長、星學。指定管理者で結ぶのが下郷町長、星學ということになりますと、同一契約というものは法律上できない。ということになりますと、副理事長あたりに理事長が委任状を出して、副理事長と下郷町長で契約を結ぶと、このようにも聞いておりますが、そのようなことが非常に紛らわしいようなことをやっていると思うのですが、そのような方法で今もやっているのかどうか。

下郷町地域振興株式会社、道の駅だと思っておりますが、これもやはり代表取締役、または下郷町長は同一人物でございますので、これも副社長に委任状を出して、そこで町長と契約を結んでいただく。このようになるかと思っておりますが、このような紛らわしいことを今もやっているのかどうか。

そういうようなことが社会福祉協議会もこのようであったわけですが、社会福祉協議会が町長を外しまして、別な理事長を出して、今はスムーズに社会福祉協議会はやってございますが、このようなことが紛らわしいから、今後やはり考えなければならぬのかなと、このよう思いますが、このような契約でやっていれるのかどうか、お願いを申し上げます。

それから、28号でございますが、小松川の集会所に指定管理を結んでおるわけですが、今から2年、3年前に集落の集会所を、25年だったか20年だったか、私も忘れましてけれども、集落に払い下げてございますが、何年ぐらいで、その集落に払い下

げをして、その集落に全て無償でやるというようなことが、この小松川あたりはもう何年ぐらいたってるのか。私も20年だったか25年だったかちょっと忘れましたが、そのようなことがあるかと思いますが、そのようなことをひとつ教えていただきたい。

もう一つは、29号の戸赤の自然体験あそびの学校やまざくらでございますが、指定管理者に戸赤の区長、渡部利男さんがなっておりますが、こういうような場合にこの指定管理者に指定はするのですが、これを管理するに当たっての予算づけというか、お金というものを払っていると思うのです。ですから、払ってあるならば、この指定管理者に結んだところに幾ら幾らずつ払っておりますというようなことを教えていただければありがたいかなと。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

総務課長、室井孝宏君。

○総務課長（室井孝宏君） ただいまご指摘のように公の施設の名称、下郷町野外活動施設につきましては養鱒センターの食堂の部分でございます。

あと、その下の林産物展示販売施設につきましては物産館でございます。この名称なぜ記載されていないということでございますが、条例上、この名称が正式な名称でございましたので、議案にはこのような名称を記しております。ただ、括弧書きでそういう詳しい内容を記載すればよかったなという反省はしておりますので、今後こういう件につきましては気をつけたいと思います。

あと、次に、双方代理の件だと思っておりますが、議案の提案権は町長、星學という形になっております。町長が議案の提案権を持っております。ですので、議案としては町長が、提出者が下郷町長、星學、あと指定管理の委託先は財団法人下郷町観光公社、これは理事長、星學という形になってはおりますが、契約につきましては当然副理事長とか何かで双方代理に抵触しないような形で契約を締結したいと考えております。

あと、次に、小松川の集会所、過去にも各施設、恐らく集会所関係払い下げた経緯はございます。耐用年数、今手元にある資料では恐らく25年ではなかったかなと思います。

あと、自然体験交流施設につきまして、やまざくらにつきましては総務班長から答弁させます。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 総務班長、室井一弘君。

○総務課総務班長兼企画財政係長（室井一弘君） 自然体験交流施設の指定管理の件でございますが、管理料の話でございますが、管理料、過去に支払っていた経緯がございまして、平成19年度に256万4,000円、20年度も256万4,000円、そして21年度に180万を支払っております。

ただ、その後は剰余金との関係で管理料は支払っておりません。当然26年度も管理料は計上しておりません。ちなみに、25年3月1日現在の剰余金としてまだ151万5,000円ほど現金を有するというので、26年度の管理料は計上しなかった経緯がございまして、

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） 産業振興班長、佐藤壽一君。

○事業課産業振興班長（佐藤壽一君） ただいまの2点目の下郷町林産物展示販売施設でございますけれども、総務課長おっしゃったとおりであります。条例の中に愛称ということで下郷町物産館と。議員ご指摘のとりの物産館というふうなことで明記してございます。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 下郷町観光案内施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 下郷町（桑取火）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 下郷町（戸石）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 下郷町（大倉）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 下郷町（枝松）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号 下郷町（大沢）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号 下郷町（赤土）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号 下郷町林業集落排水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 下郷町小松川集会所の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 自然体験交流施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号 道の駅しもごうの指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第31号 平成25年度下郷町一般会計補正予算(第5号)

日程第32 議案第32号 平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第33 議案第33号 平成25年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第34 議案第34号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第5号)

日程第35 議案第35号 平成25年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第36 議案第36号 平成25年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(佐藤孔一君) この際、日程第31、議案第31号 平成25年度下郷町一般会計補正予算(第5号)の件から日程第36、議案第36号 平成25年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)の件まで6件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤孔一君) 本案についての議案の説明を求めます。

議案第31号については総務課長、室井孝宏君、議案第32号、議案第33号については生活課長、星敏恵君、議案第34号については健康福祉班長、渡部善一君、議案第35号については事業課長、湯田純朗君、議案第36号につきましては総務課長、室井孝宏君、順次説明を願います。

総務課長、室井孝宏君。

○総務課長(室井孝宏君) それでは、66ページをお開き願います。議案第31号 平成25年度下郷町一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

今回の補正額につきましては、既決予算額に8,305万1,000円を追加し、総額45億4,941万5,000円とするものであります。

67ページから70ページまでは総括でありますので、71ページをお開き願いたいと思います。第2表地方債補正については、過疎対策事業(一般分)といたしまして、地方債限度額2億円から3,120万円を減額し、1億6,880万円とするものであります。内訳とい

たしましては、事業費の減により、パークゴルフ場整備事業が310万円の減、下郷中学校及び体育館耐震改修事業として2,810万円の減額であります。

次の補助・直轄災害復旧事業費としましては、限度額1,180万円から810万円を減額し、370万円とするものであります。内訳といたしまして、事業費の減により、台風災害による十文字堰、杉ノ沢堰、落合用水路の農業施設として770万円の減、林道大峠線の林業施設として40万円の減額であります。

次に、72ページをお開き願います。繰越明許費であります。民生費といたしまして子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業であります。同制度は、乳幼児期の教育、保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域の子育て支援の充実を目的とし、平成27年4月から全国的にスタートします。これに係るシステムの開発は平成25年度中に事業に着手し、平成26年度中に完了することとなることから、1,071万4,000円を繰り越すものであります。

次の災害復旧費といたしまして、地方債補正で説明した地区の農業、林業施設の台風災害復旧事業であります。災害査定等により、工期が冬期間にかかることとなり、積雪による不測の事態、工事の安全性を確保するために年度内に工事が完了しないことから、契約金額3,262万9,000円のうち1,746万円を繰り越すものであります。

次に、76ページをお開き願いたいと思います。今回の予算は、各町税の収入見込み額の精査、工事費や各種事業の確定による予算の整理となりますので、主なものを説明させていただきます。

歳入につきましては、款の1町税、項の1町民税及び項の2固定資産税につきましては、収入見込み額の精査によります。

項の3軽自動車税につきましては、登録台数の減少。

項の4町たばこ税につきましては、消費本数の減により、180万1,000円の減額。

次の77ページ、項の5入湯税につきましては、誘客活動の成果により入り込み客が増加したことにより、137万9,000円の増という形になります。

項の3利子割交付金、以下につきましては交付見込み額の増になります。

次に、78ページをお開き願いたいと思います。款の9地方交付税3,419万5,000円につきましては、主に特別交付税の交付によるものであります。補正後の地方税交付税総額は17億2,985万1,000円となります。

款の13国庫支出金、目の1民生費国庫負担金、節の4児童手当国庫負担金、三角334万2,000円につきましては、対象児童者数に係る概算申請額の精査による減という形になります。

次の79ページ、目の1民生費国庫補助金、節の2児童福祉費国庫補助金、三角198万3,000円につきましては、子育て支援交付金が国費から県費になったことによる減額であります。

目の4教育費国庫補助金、三角1,343万4,000円につきましては、主な要因として中学校耐震改修事業の額の確定によります。

目の5教育費国庫補助金988万円につきましては、地域の元気臨時交付金の交付による

ものでございます。

次に、80ページをお開き願います。款の14県支出金、目の1総務費県補助金、節の1企画開発補助金、三角914万3,000円につきましては、主な要因としてコミュニティーセンターの太陽光発電設置事業の確定によります。

目の2民生費県補助金、節の3児童福祉費補助金196万5,000円につきましては、先ほど説明いたしました国費の子育て支援交付金が県費に名称変更となり、ここに組み替えとなったものでございます。

目の9災害復旧費県補助金、農業施設の849万4,000円及び林業施設の43万6,000円につきましては、地方債補正で説明いたしました十文字堰などの補助率の増嵩によります。

次の項の3委託金、節の1社会教育費委託金、三角129万6,000円につきましては、放課後児童クラブに係るものであり、当初は対象者全員で算定しておりましたが、実際の利用者数の精査による減額でございます。

次の81ページ、款の16寄附金につきましては、増額の件数及び金額が一般寄附金では合計4件の30万円、民生費寄附金が1件の5万円、ふるさと応援寄附金が2件で13万円となりますので、記載の各金額を補正計上しております。

最下段の宅地分譲事業特別会計繰入金、三角569万3,000円につきましては、後ほど同会計の説明でも出てまいります、やごしま団地の残り1区画が売却できませんでしたので、一般会計からの繰入金が減額という形になります。

次に、82ページをお開き願います。款の17繰入金につきましては、当初財政調整基金及び復興基金で各1億円の繰り入れを予定しておりましたが、各種事業の確定等により財政調整基金では5,000万円、復興基金では3,600万円を減額するものであります。

款の20町債の減額につきましては、冒頭に説明いたしました第2表地方債補正の内容による減額という形になります。

次の83ページからは歳出となります。款の2総務費、目の1一般管理費、節の11需用費、三角250万円につきましては、地方分権一括法に関し例規整備を予定しておりましたが、予想分量下回ったことによる減額という形になります。

以下は、各種経費の整理予算となりますので、84ページをお開き願います。

目の9下郷ふれあいセンター費、三角80万円につきましては、ふれあい映画会実行委員会が解散されましたので、補助金が未執行となったものでございます。

目の17ふるさと応援基金積立金13万円につきましては、先ほど歳入で説明いたしました寄附金と同額を基金に積み立てるものでございます。

次からにつきましても入札による請け差や町長選挙の終了などによる整理予算となりますので、次に87ページをお開き願いたいと思います。

款の3民生費、目の2児童措置費、節の13、委託料22万4,000円につきましては、広域入所負担金46万6,000円の増と、子ども・子育て実態調査業務委託料の請け差24万2,000円の減によるものでございます。

その下の節の20扶助費、三角の426万円につきましては、先ほど歳入で説明いたしました歳出分という形になります。

以下は、精査及び事業終了等による整理予算でございます。

少し飛びまして、89ページをお開き願いたいと思います。款の4衛生費、目の1簡易水道費、28の繰出金744万円につきましては、簡易水道事業特別会計の減額補正に伴う減額という形になります。

款の6農林水産業費、目の3農業振興費、節の13委託料、三角の402万3,000円につきましては、道の駅送水設備測量設計委託料の請け差という形になります。

15工事請負費、三角の3,150万8,000円につきましては、道の駅のフェンス設置工事の請け差、その下の道の駅送水設備工事でございますが、当初予算にて3,144万4,000円の予算措置をしておりましたが、実施に向け上段の設計委託を実施しましたところ、実施事業費が倍以上になることが判明し、また従前、繁忙期には水を輸送し、対応してまいったところでございますが、本年度につきましては全く輸送せず、対応できました。これらのことから、事業費が多大に上ることと、及びことしの水需要が不足しなかった、それら等の原因を含め、今年度再検討すべく未執行の措置といたしましたので、今回減額するものでございます。

次に、90ページをお開き願います。目の4農地費、節の19負担金補助及び交付金47万5,000円につきましては、説明の中の経営体育成基盤整備事業負担金であります。倉橋地区の県営土地改良に伴い、事業費が700万円ふえましたので、700万円の100分の12.5、負担金額87万5,000円の増であります。その下のため池等、これは水門地区になりますが、事業費確定に伴い40万円が減額となっております。

次の91ページ、款の8土木費、目の2道路維持費、節の15工事請負費、三角600万円につきましては、防雪ステーション建設及び敷地造成工事に伴う請け差という形になります。

目の4、橋梁維持費、節の25積立金につきましては、今後の橋梁整備に多額の経費が見込まれることから1億円を積み増しいたします。なお、基金積み立て合計額は今回の額を含めまして4億4,441万7,628円となります。

次に、92ページをお開き願います。目の2公園管理費、節の15工事請負費、三角499万6,000円につきましては、入札による請け差でございます。

次からも事業確定による整理予算となりまして、飛びまして、次に94ページをお開き願います。

款の10教育費、目の1学校管理費、節の15工事請負費、三角7,088万8,000円につきましては、下郷中学校耐震改修工事に伴う請け差という形になります。

次からも事業確定による整理予算となりますので、95ページ、款の5保健体育費の目の3コミュニティーセンター管理費、節の15工事請負費、三角1,221万7,000円につきましても太陽光発電設備等の設置工事の終了に伴う減額という形になります。

次に、96ページをお開き願います。款の12公債費、目の23償還金利子及び割引料、三角213万円につきましては、借り入れ率の低下に伴い利子が減額となったことによります。以上が今回の一般会計補正の主な内容となっております。

最後に、予備費にて調整しております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤孔一君） ありがとうございます。

次に、生活課長、星敏恵君。

○生活課長兼町民班長（星敏恵君） それでは、私のほうから議案第32号の平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

先ほどの議案書のほうには朗読がありましたので、初めに内容のほうについて説明させていただきます。

103ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入についてご説明申し上げます。平成25年度の高額医療費共同事業等の見込み額の確定による主な補正内容となっております。

3款の国庫支出金については39万2,000円の減。

1つ飛ばしまして、6款の県支出金につきましては39万2,000円の減。

7款の共同事業交付金について、1目の高額医療費共同事業交付金の1,281万円の減。

2目の保険財政共同安定化事業交付金については100万2,000円の減額計上となっております。

4款に戻りまして、療養給付費交付金につきましては、療養給付費の見込みの確定に伴いまして106万9,000円の減額計上となり、それぞれの収入見込み額が確定したところでございます。

次に、105ページをお開きいただきたいと思います。3の歳出についてご説明を申し上げます。2款の保険給付費の1目一般被保険者高額療養費につきましては、歳入でご説明いたしました国、県の負担金の減額に伴いまして、財源内訳の補正をするものでございます。

7款の共同事業拠出金につきましては、歳入でもご説明申し上げました事業費の確定に伴いまして、歳出においても1目の高額医療費共同事業拠出金157万円の減。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金については26万6,000円の増額計上となり、それぞれの歳出見込みが確定したところでございます。

予備費につきましては、歳入の減額に伴い、予備費の調整により1,235万7,000円の減額となり、予備費総額を3,353万1,000円に調整したところでございます。

以上、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げましたが、この内容につきましては、去る3月6日開催されました第1回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますので、申し付けて、説明とかえさせていただきます。

次に、後期高齢者医療のほうに、議案第33号 平成25年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

これにつきましても議案の朗読がありましたので、内容についてご説明を申し上げます。

初めに、112ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入についてのご説明を申し上げます。1款の後期高齢者医療保険料、1目の特別徴収保険料26万1,000円の減額計上。2目の普通徴収保険料16万円の減額計上につきましては、平成25年度の調定見込み

額 確定に伴い減額補正し、保険料総額を4,036万3,000円とする内容でございます。

続いて、3款の繰入金についても保険料の減額に伴いまして、保険税軽減分の保険基金安定負担金が70万7,000円減額計上し、繰入金総額を2,824万7,000円とする内容でございます。

次に、113ページの歳出についてご説明します。2款の後期高齢者医療広域連合会の納付費につきましては、先ほど歳入でご説明申し上げました保険料及び一般会計からの繰入金の減額補正によりまして歳入と同額の112万8,000円を減額計上しまして、広域連合会の納付するための予算額を6,731万5,000円とする内容でございます。

以上、後期高齢者についてご説明申し上げました。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） 健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） それでは、114ページをお開きください。議案第34号平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第5号）にご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ3,396万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,035万7,000円とする提案内容でございます。

それでは、122ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費でございますが、1目居宅介護サービス給付費、3目地域密着型サービス費、5目施設介護サービス給付費、8目居宅介護住宅改修費につきましては、それぞれ給付見込みの精算によります減額となっております。

続きまして、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費でございますが、1目介護予防サービス給付費、6目介護予防住宅改修費につきましては、それぞれ給付見込みの精算によります減額であります。

次に、123ページ、2款保険給付費、4項高額介護サービス等費及び5項高額医療合算介護サービス等費並びに7項特定入所者介護サービス等費におきましては、給付見込みの精算によります減額となっております。

124ページをお開きください。続いて、予備費でございますが、財源調整によりまして147万3,000円の減額となっております。

次に、120ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金であります。これは再算定により564万9,000円の減額となっております。

続きまして、2項国庫補助金、1目調整交付金であります。これは平成25年1月から12月までの給付実績に伴う交付金でありまして、確定による7万8,000円の増額であります。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金及び5款県支出金、1項県負担金につきましては、それぞれ再算定によります減額となっております。

121ページ、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては、再算定による406万2,000円の減額であります。これは歳出で申し上げました保険給付費の見込み減による減額補正でございます。

続きまして、同じく2項の基金繰入金、1目の介護給付費基金繰入金であります。

給付見込みが減額計上になったことによりまして1,000万円の減額計上でございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の内容についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） 事業課長、湯田純朗君。

○事業課長兼建設班長（湯田純朗君） それでは、議案第35号 平成25年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算のご説明を申し上げます。

先ほど事務局より議案の説明がありましたので、省略させていただきます。

それでは、初めに歳出をご説明申し上げます。132ページをお開き願います。款の1簡易水道費、目の1簡易水道費、節の7賃金11万の減額計上ではありますが、これは水道施設の草刈り等の人夫賃金が終了しましたので、今月中の、今年度中の作業がないというようなことで減額するものであります。

次に、節の11需用費の108万円の減額の計上ではありますが、これについては冬期間のメーター器の破損の可能性がないということで今回108万円を減額するものであります。

節の13の委託費でございますが、125万円の減額であります。これは水質検査委託料が予算800万円に対して支出が573万4,680円で、今後1、2月、3月の水質検査料が150万円かかりますが、それを除いた76万円を減額するものであります。

次に、漏水探知委託料であります。これについては事業完了請け差による35万円の減額をするものであります。

また、水道料金調定業務委託料につきましても請け差による減額であります。

次に、節の15工事請負費149万円の減額計上ではありますが、これは中央監視機能新設工事、大内簡易水道ほかの壁面工事等の請け差であります。

節の27公課費200万円の減額補正でございますが、平成24年度消費税確定申告では当初見込んでいた水道使用料と特定収入の減により、当初見込み税額が138万1,000円の減額となり、さらに平成24年度分の確定消費税が減額したこと、平成24年度分消費税中間申告納付額が34万5,300円の減額となり、平成26年3月に納付する平成25年度分消費税中間申告納税額も同じ金額が減額となるため、今回200万円の減額補正するものであります。

次に、歳入を説明申し上げます。131ページをお開きください。款の1使用料及び手数料の目の1簡易水道使用料151万円の増額の1億1,751万円を計上いたしましたが、滞納繰り越し分が当初200万円を計上しておりましたが、26年1月末時点での収入済額が350万5,116円になるため150万円の増額計上いたしました。

また、款3の繰入金、目の1の一般会計繰入金であります。744万円を差し引いた9,541万8,000円として調整するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） 次、総務課長、室井孝宏君。

○総務課長（室井孝宏君） それでは、133ページをお開き願います。議案第36号 平成25年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正額については586万6,000円を減額し、総額5万1,000円とするものであります。

139ページ及び140ページの歳入と歳出あわせてご説明したいと思います。

当初予算におきましてやごしま団地の宅地分譲地12画中残り1区画分の販売を見込んで当初予算で計上しておりましたが、残念ながら販売することができませんでしたので、予算上残っている6区画分の売払収入579万2,000円を減額するものでございます。その他につきましては、事務経費の整理予算であり、総額586万6,000円という形の減額ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、簡単でございますが、説明を終わりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤孔一君） ありがとうございます。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ちょっと聞いてみたいのですが、81ページのふるさと応援寄附金というのが先ほど説明というか、あの中で2件ということであったわけですが、これ今まで累計でどのぐらいになっているのか。その後で84ページに、ふるさと応援基金積立金ということになっていますけれども、この基金ですから、今までもらったやつがある程度積まれているのかなと、こう思っております。こういうふうな税でもってやったふるさと基金ですので、これをある程度たまったならば、やっぱり何かやってやるという一つの気持ちも持つべきではないだろうか、このようにも思っております。

87ページの民生費の湯野上保育所、しもごう保育所で賄い材料費が湯野上保育所で15万4,000円のマイナスですが、またはしもごう保育所でマイナス68万円、光熱水費も入っていますから、賄い材料40万ですか。そうすると、考え方としては1人当たりの単価が安くなったのか、または人数が減ったのかと、こういうふうな解釈になるかと思うのですが、当初と比べた場合にどのようになっているのか教えていただきたい。

それから、89ページ、農林水産業費の農業費で報償金として有害鳥獣捕獲報償金というものが48万5,000円減額されていますが、熊とか鹿とか猿とか、そういうふうなものに金を出したわけですが、この報償金というものが要は使い切れなかったということは、予定の頭数がとれなかったと。今までどのぐらいこの報償金で去年は払ったのか。この辺をひとつ教えていただきたい。

それと、その下に委託料、工事費でもって道の駆送水設備測量というか、水が足りないから予算をつけて一応やったわけですが、倍以上もかかるという工事のために再検討するという説明があったわけですが、私の考えをちょっと申し上げますが、確かに下の南倉沢の水源地から、あの坂を上り切ってポンプで押し上げるというのは非常に工事費というものもかかるであろうと、こういうふうに思いますが、では飲み水というものは、今ある水道というのか、水をとっているわけですが、飲み水は今のままで間に合わせて、水洗トイレに使う水をあの辺にボーリングをおろして、金額3,000万もとって減額したわけですから、1,000万ぐらいのボーリングをとって、あそこに。そうすれば、飲み水にはだめであろうような水というものが私は出るであろう。ましてや289の土地の中に非常に水路が回って水が出ているというような話があるわけですから、そういう

ような、またはあそこに川があるわけですから、やはりある程度のポーリングをおろせば、私は水が出るのではないだろうかというようなことを考えた場合に、飲み水には使用できないかもわかりませんが、ポーリングという安い方法でトイレあたりの水洗に使用するという方法も一つの方法ではないでしょうか。これは、私考えるのではなく、町長並びにそちらのほうの職員で考えるわけですが、アイデアというものをひとつ申し上げながらもう一回、先ほど倍以上かかるとおっしゃいましたけれども、実際どのぐらいかかるのか、参考までに教えていただきたい。

95ページでございますが、コミセンあたりの太陽光発電設備だと思っておりますが、1,221万7,000円の工事費の減額でございますが、こういうふうな太陽光発電というものは100%国から来るということを聞いておりますので、これが減額をしたということは、これは政府のほうに返金するという解釈、県のほうに返金するという解釈でよろしいのか。先ほど総務課長が説明した中に、県の支出金で総務費県補助金で914万4,000円、これは返金の金なのかどうか、わかりませんけれども、これでよろしいのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

税務班長、佐藤昌平君。

○総務課税務班長兼会計管理者（佐藤昌平君） 今のふるさと応援寄附金につきましては、平成20年度から25年度までの累計金額で169万円となっております。延べ人数で申しますと34人となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） 湯野上保育所、しもごう保育所の賄い材料費の関係でございますが、湯野上保育所につきましては当初予算416万4,000円ございました。そして、今後の見込み総額といたしまして401万円ということで、今回15万4,000円の減額とさせていただきます。

しもごう保育所につきましては970万5,000円の予算に対しまして、今後見込み額が930万5,000円ということで、今回40万の減額補正をさせていただきます。

保育園児につきましては、人数は変わっておりませんが、何社もの業者さんからいろいろ賄い材料を入れさせていただいておりまして、今年度につきましては価格的にも安定した価格でありましたので、このような不用というような金額が出たものと思います。よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤孔一君） 産業振興班長、佐藤壽一君。

○事業課産業振興班長（佐藤壽一君） ただいまの89ページの農業振興費に係ります有害鳥獣捕獲報償金の減額ということのお尋ねでございましたけれども、25年度は全部で47頭の捕獲をしてございます。これは、きのうまでの数字です。内訳で言いますと、熊が23頭、イノシシが17頭、さらには鹿が7頭ということでございます。

ただ、今まだ捕獲者の方が申請、これからも来るような形になると思うので、今のところの頭数ということでご承知しておいてください。25年度は報償金80万円ということ

で、1頭当たり5,000円の報償金でございますので、全部で160頭というふうな数字を予算措置しました。これにつきましては、25年度から初めて捕獲報償金が出るということで、その部分で期待感もあって、多少多目に捕獲予算を措置したのかなというふうなことで、若干反省させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） 総務班長、室井一弘君。

○総務課総務班長兼企画財政係長（室井一弘君） それでは、コミュニティーセンターの太陽光の件でございますが、事業が完了しました。そして、事業費としまして6,777万5,000円ほどかかっております。これに対する補助金が5,892万9,000円で、約880万ほど持ち出しがございます。この部分については、前回もお話ししましたように、屋根の塗装の部分が補助対象にならないということでこの部分は、この差額の部分はその屋根の塗装分が大分占めております。ほとんどがこの屋根の塗装部分でございます。

それで、歳入の5,892万9,000円については事業が確定しましたので、今これから補助金の請求をしている段階でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 道の駅の送水設備工事につきましては、委託調査の金額については事業課長から説明させます。

現在飲料水については、ことしについては不足がなかったと、足りなくならなかったということで報告を受けていました。

それから、今後のトイレの水の関係でございますが、いろいろ検討していかなければならない点があると思いますので、それは十分に検討させていただきたいと、こう思います。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 事業課長、湯田純朗君。

○事業課長兼建設班長（湯田純朗君） ただいま町長が答弁された内容でございます。

なお、設計委託につきましては当初1,200万を予定しましたが、798万ということになっております。

また、その工事費が、ちょっと指摘がありますけれども、当初からの見積もりが甘かったのかというようなことも一つの原因にあったのかなというふうに思います。

一応そのことだけお答え申し上げます。

（何事か声あり）

○事業課長兼建設班長（湯田純朗君） なお、このまま事業をやるとすれば工事費が、設計価格でやっていた数字が6,870万6,000円というふうに、一応そういうような設計委託でございました。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 1つだけ聞いてみたいのですが、ふるさと応援寄附金が今まで34人、

169万円という基金というか、積み立てをしているのですが、この寄附金をもらっている34人に何かお返しを今までやったのかどうか。私は、下郷町の物産というか、特産というものを5,000円ぐらい、34人に5,000円やると17万、約1割。やっぱりただでもらったのだから、このぐらいの町として恩返しをするべきではないだろうか。隣からお菓子を買った場合に、昔はマッチを隣につけて返すという入れ物がえしがあるのですが、そのぐらいの気持ちが私はあってしかるべきではないだろうかという考えがあるのですが、今後検討していただきたい。

○議長（佐藤孔一君） 税務班長、佐藤昌平君。

○総務課税務班長兼会計管理者（佐藤昌平君） 予算委員会でちょっと説明漏れがございましたが、新規に26年度よりふるさと納税者に対しまして物産品を贈呈するため、8報償費で5万円、12役務費で1万円計上させていただきました。

なお、内容につきましては5万円から10万円未満の寄附者に対して3,000円程度の物産品、10万円以上の寄附者に対しては5,000円程度の物産品を贈呈すると考えて予算計上いたしました。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質疑ありますか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 72ページの繰越明許費の災害復旧費についてお尋ね申し上げます。まず、この事業、まだできなかったということで入札の日、工期をお尋ねいたします。以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

産業振興班長、佐藤壽一君。

○事業課産業振興班長（佐藤壽一君） ただいまのお尋ねの72ページの工期でございますけれども、はっきりした期日は覚えていないのですが、1月に入札しまして、3月31日、これは年度内の工期というふうなことでございます。

それで、本議会で議決いただきましたらば、工期の変更というふうな形で来年度、4月以降工期を変更して行う計画でございます。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） これ4件とも1月の発注で3月31日までの工期であるのかというのと、質問し忘れましたが、災害が発生した日にち、日時等もお願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

産業振興班長、佐藤壽一君。

○事業課産業振興班長（佐藤壽一君） 工期につきましては、一件一件後ほど調べまして、ご報告申し上げたいと思います。

災害につきましては、台風18号、9月16日、26号、10月16日というふうな台風災害が

ございました。その後査定を受けまして、12月末に査定、国の査定ですけれども、受けまして、決定してから工事の発注ということですので、1月以降になると思いますけれども、なお4件とも後ほど入札月日ということでお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 4月からの工事で農業施設災害というのは、実際農業者に対してその地区の生産等の件でどのような影響が考えられるのか教えてください。

○議長（佐藤孔一君） 産業振興班長、佐藤壽一君。

○事業課産業振興班長（佐藤壽一君） それぞれ3地区の部分があります。1点の林道に關しましては、林道の部分ですので、農家の皆さんの部分の影響というのはほとんどないかなと。

ただ、上のほうにうちのほうの水源地がありますので、その管理ということで、その部分については支障ないような工事を行いますので、大丈夫かというふうに思っています。

さらには、3件あります農業施設につきましては、農業用水の取水というふうなことでございますので、春先、若干影響があるかと思えます。そのためにバイパスを通しまして耕作等に影響が出ないような部分の中で施策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） ほかに質問ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） まず、予算書の77ページ、入湯税の関係ですが、地震と原発の影響で入り込み客が減って、大変湯野上の旅館、民宿も困っていたけれども、この数字を見ると137万9,000円、当初からすると増額になっているということで、最終的に入り込み客の人数、それから対前年比の伸び率は大体どのぐらいになっているかをお示しいただきたいと思います。

それから、89ページ、室井亜男議員の質問とダブりますが、道の駅の水が足りないということで旭田簡水からポンプアップするという予定で25年度の予算組んだのですが、実行できなかったということですが、あと、26年度でも工事費あるいは委託費を計上はしていないのですが、もう26年は水は現在のままで間に合うのかというか、間に合わないということは想定していないのか。

それから、やはりかなりの金額の工事費になるということは想定されます。私も水道関係の業者にどうなのだろうということちょっと聞いたことあるのですが、観音川の水位と同等か、それより下がった状態にボーリングやれば、多分水は出るだろうというような話がありました。ですから、町長、検討するということのご答弁ですので、その辺、安い経費で効率的な事業執行していただきたいということで、ことしの、早目の検討していただいて、その水が足りない状況の解消、夏に水が足りなくて困ったということにならないような対策を講じていただければと思っております。

続きまして、94ページになりますが、中学校費の学校管理費、下中の耐震構造の関係で7,088万8,000円ということで請け差が出たというようなことですが、工事費でこれだけの請け差が出るということは、我々からすればこのような請け差が出るということは想定できないのですが、考えようによっては設計がちょっと過剰であったのではないかというようなことも想定できます。

それから、当初必要であったと思ってやったのですが、実行段階で不必要になって、設計変更したのか。

それから、もう一つ考えられるのは、補助事業ですので予定価格、予定価格について町長が何割カットということで予定価格を決めるわけですが、その予定価格がちょっと低かったのではないかというようなことも想定できます。

この工事の入札に関しましては、指名入札でおやりになったと伺っております。その中で落札価格が決まらなくて、聞くところによりますと、10回も入札やって、やっと落札したというような話も一部聞いております。ですから、その辺の入札方法にも問題があったのではないかと。

それから、国庫の補助金、ですから県なんかは2割、8割以上予定価格よりも下回った場合には業者の失格ということで落札者にならないわけですが、その辺の最低価格の設定、2割を切った状態でおやりになったのか。また、2割を切ってもそういったペナルティーはないのかどうか。その辺の関係をお伺いいたします。

それから、その前の92ページ、パークゴルフ場が、これが499万6,000円ということで減額になっております。これの発注も結構遅かったわけですが、今落札業者は冬、雪をかたしながら、その完了に向けて工事を施工しておりますが、この極寒の中、また雪の中の工事で、かなり作業に苦労しております。当初のとった値段で雪を除雪して仕事をやるということですから、かなり効率の悪い仕事だと思います。ですから、この入札を出す早目の対策がやっぱり必要ではなかったかと思うのですが、その辺のお考え。

また、今後残りの、いずれ9ホールもやるわけですが、そういったことのないようにひとつお願いできればと思っております。ですから、入札のやり方、方法、その辺もお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

税務班長、佐藤昌平君。

○総務課税務班長兼会計管理者（佐藤昌平君） まず、入湯税の伸び率でございますが、昨年度と比べまして、3月の見込み人数として3万9,000人、前年対比で2,100人ほど伸びております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 事業課長、湯田純朗君。

○事業課長兼建設班長（湯田純朗君） パークゴルフ場の件でございますが、今ほど佐藤議員が言われた内容でございますが、今現在年度末を迎えて工事着手でやっております。

それで、工事発注が遅かったわけではございません。あくまでも11月中にはもう10月に発注していますので、決して遅くはなかったです。こんなこと言っては申しわけござ

いませんけれども、業者が11、12月、何もやらなかったと、こういうことでございますので、了解願いたいと。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 教育次長、五十嵐正俊君。

○教育次長（五十嵐正俊君） 下郷中学校の耐震工事についてのご質問でございますが、平成25年度当初予算を組みましたときには、平成24年度に実施設計を委託をかけております。その額でもって当初予算を組ませていただきました。中学校の校舎については約1億2,500万、体育館については1億500万でございます。そのうち中学校の体育館のフロア分、あるいはアリーナのフロア分とステージフロア分、この工事が直工で6,131万9,000円ございました。実施設計ができ上がって、県との協議において、そのフロア分については工事の補助の対象外であるということになりましたので、そのフロア分を除いて入札にかけてございます。ですので、この7,000万円のうち、諸経費込みますと6,500万ぐらいになるかもしれませんが、その分はフロア分ということで減額になっているということでございます。

あと、入札の請け差等の関係でございますが、町の設計を再度組み直して予定価格をつけていただいて、入札にかけたわけですが、その入札の結果については予定価格と、そんな何割も変わるというような状態ではなく、もう予定価格ぎりぎりを割って入札がされたという結果になってございます。

なお、10回もやった入札の執行方法についてのご質問に対しては私どものほうの担当でございませぬ。総務課のほうでございませぬので、そちらで答えることとなると思いません。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） 総務班長、室井一弘君。

○総務課総務班長兼企画財政係長（室井一弘君） 今ほどの入札方法の適正等についての質問でございますが、この件に関しては契約議会のときにも申し上げまして、回数が多かったということは重々存じてございます。

それで、その入札方法について、今適正かどうかという判断はここで申し上げられませんが、前町長の故湯田雄二町長から、そのときの入札結果から入札方法を変えなさいということで、入札執行者として私が極力立ち会うということで、それ以降の入札については担当者と私が入札執行者ということで入札を執行しております。その回数、10回ほどやったというときには、私はその当時立ち会っておりませぬので、その後からは私が立ち会って、入札の状況を見きわめながら、回数等についても勘案しながら入札は実施しております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 事業課長、湯田純朗君。

○事業課長兼建設班長（湯田純朗君） 5番の佐藤議員の質問でございますが、水不足を想定していないのかということでございますが、それは想定しております。

ただ、町には給水タンク、2,000リッターのございますので、それで昨年24年度も何十回か運んだ経緯がありまして、渇水する時期といえますのは10月、11月の連休のころな

のです。ちよくちよくまた水源が湧水するというようなことで、幸楽シーズンと抱き合わせて、トイレの水が多いと。使用が多くて、タダンになるというような原因でございますので、それはそのときにはまたそういうタンクによって対応したいと考えております。

それから、ボーリングとか、その話でございましたけれども、それはもう先ほどが申しましたように、そういう佐藤議員の言うことを含めまして、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 中学校の耐震工事に関しては、補助対象外がアリーナの方で6,150万ぐらいということで、我々そういう情報は入ってこないのです。ですから、今回の減額要因のときに、やっぱりこれは説明すべきなのです。この設計が変わったなんていうこと、私初めてここでお伺いしたのですけれども、そういった説明がきちんとしてもらわないと、こういう質問するわけです。だから、そういう内容についてもきちんとして説明をいただければと思います。今後よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質問ありませんか、
（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第31号 平成25年度下郷町一般会計補正予算（第5号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 平成25年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第5号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成25年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 平成25年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩いたします。(午後 2時22分)

○議長(佐藤孔一君) 再開いたします。(午後 2時35分)

産業振興班長より発言の申し出がございましたので、これを許可します。

産業振興班長、佐藤壽一君。

○事業課産業振興班長(佐藤壽一君) 先ほど猪股議員からお尋ねがありました繰越明許費に係る災害復旧費の分の入札月日と工期というふうなお話でしたが、入札月日につきましては2月12日、記載の4点の工事につきまして2月12日、一緒に行いました。工期につきましては、次の日の2月13日から、4工事とも3月31日までの工期ということでございます。

先ほど言いましたとおり、本議会で議決をいただきましたら、国、県等の繰越申請というふうな形をとって、さらに工期が決まるというふうな形になります。

以上です。

日程第37 議案第37号 平成26年度下郷町一般会計予算

日程第38 議案第38号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第39 議案第39号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第40 議案第40号 平成26年度下郷町介護保険特別会計予算
- 日程第41 議案第41号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第42 議案第42号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第43 議案第43号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算

○議長（佐藤孔一君） それでは、議事を進行させていただきます。

この際、日程第37、議案第37号 平成26年度下郷町一般会計予算の件から日程第43、議案第43号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算までの件7件を一括議題といたします。

以上7件につきましては、3月14日の本会議においてそれぞれ各常任委員会に付託され、その審査結果が委員会報告書として提出されております。委員会条例第2条に定める建制順序により委員長より報告を求めます。

議案第37号 平成26年度下郷町一般会計予算及び議案第43号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算の2件については、総務文教常任委員長小玉智和君より、議案第38号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計予算から議案第42号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの5件については、産業厚生常任委員長佐藤一美君より順次報告を求めます。

総務文教常任委員長、小玉智和君。

○総務文教常任委員長（小玉智和君） 総務文教常任委員会委員長の小玉智和でございます。

皆様のお手元に配付してあります委員会審査報告書に基づきましてご報告を申し上げます。

本委員会に付託の審査事件について、会議規則第73条の規定により下記のとおり報告いたします。

記といたしまして、1、付託事件名、議案第37号 平成26年度下郷町一般会計予算、議案第43号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算。2、審査日、平成26年3月17日。3、出席議員は猪股謙喜君、山田武君、星正延君、星政征君、佐藤孔一君、私、小玉智和でございます。4、欠席議員はありませんでした。5、説明のための出席者名は記載のとおりであります。6、経過並びに審査の結果、原案を可決すべきものと決しました。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） 次に、産業厚生常任委員長、佐藤一美君。

○産業厚生常任委員長（佐藤一美君） 産業厚生常任委員会委員長の佐藤一美でございます。

皆さんのお手元に配付してあります委員会審査報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の審査事件について、会議規則第73条の規定により下記のとおり報告いたします。

記といたしまして、1、付託事件名、議案第38号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計予算、議案第39号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第40号 平成26年度下郷町介護保険特別会計予算、議案第41号 平成26年度下郷町簡易水道事業

特別会計予算、議案第42号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算。2、審査日、平成26年3月18日。3、出席委員は星輝夫君、室井亜男君、佐藤盛雄君、星嘉明君、佐藤勤君、そして私、佐藤一美でございます。4、欠席委員はありませんでした。5、説明のための出席者名は記載のとおりであります。6、経過並びに審査の結果、原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） ただいまそれぞれの常任委員長から報告がありました。

これから各常任委員会委員長の報告に対し質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成26年度下郷町一般会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号 平成26年度下郷町介護保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第44 議員提出議案第1号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定
について

○議長(佐藤孔一君) 日程第44、議員提出議案第1号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤孔一君) お諮りします。

本案につきましては、ただいま職員をして議案を朗読させ、さらに提案理由も記載されておりますので、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号の件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) ご質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第1号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定に

ついでに採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第45 議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

○議長(佐藤孔一君) 日程第45、議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤孔一君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第46 議員派遣の件

○議長(佐藤孔一君) 次に、日程第46、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。本件につきましては発議の朗読を省略し、お手元に配付してごさいます発議のとおりであります。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この件については発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については発議のとおり決定いたします。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程の追加

○議長(佐藤孔一君) 以上で上程された議案は全部終了しました。

お諮りします。総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続審査申出についての件、さらに総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会から平成26年度行政視察についての件が提出されております。去る3月7日開催した議会運営委員会におきまして議案審議終了後、直ちに日程に追加し、議題とすべきである旨の話し合いがなされておりますので、議会運営委員会で協議された議事運営に沿って議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) ご異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出についての件、平成26年度行政視察についての件を直ちに日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付いたします。

(資料配付)

○議長(佐藤孔一君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 閉会中の継続審査申出について

○議長(佐藤孔一君) これから追加日程第1、閉会中の継続審査申出についての件を議題とします。

本件につきましては、総務文教、産業厚生各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長よりお手元に閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出についての件は発議どおり決定しました。

追加日程第2 平成26年度行政視察について

○議長(佐藤孔一君) これから追加日程第2、平成26年度行政視察についての件を議題といたします。

本件につきましては、発議の朗読を省略し、お手元に配付した発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度行政視察についての件は発議のとおり決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。平成12年4月4日の全員協議会による申し合わせ事項によりまして、議会の構成について議会運営委員会で協議されました議事運営に沿って議会全員協議会を開催したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

それでは、ただいまから15時15分まで休憩し、その後に議会全員協議会を開催したいと思いますので、よろしくご協力お願いいたします。(午後 2時56分)

○議長(佐藤孔一君) 再開いたします。(午後 3時30分)

日程の追加

○議長(佐藤孔一君) 先ほど副議長に対し議長辞職願を提出いたしました。

お諮りします。議会全員協議会における協議に基づきまして、皆さんに配付してあります追加議事日程により、議長の辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤孔一君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたします。

追加日程第3 議長の辞職許可

○議長（佐藤孔一君） 追加日程第3、議長の辞職許可を議題といたします。

この件は、私の一身上のことですので、地方自治法第117条の規定により退場いたします。

副議長、議長席に着席をお願いいたします。

（副議長、議長席に着席。議長、佐藤孔一君 除斥）

○副議長（佐藤勤君） それでは、議長、佐藤孔一君から議長の辞職願が提出されております。

職員に辞職願を朗読させます。

室井哲君。

（辞職願朗読）

○副議長（佐藤勤君） お諮りします。

佐藤孔一君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、佐藤孔一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

佐藤孔一君の入場を認めます。

佐藤孔一君、入場。

（12番 佐藤孔一君 入場）

○副議長（佐藤勤君） お知らせいたします。

ただいま佐藤孔一君の議長の辞職が許可されたことを告知いたします。

日程の追加

○副議長（佐藤勤君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙の日程を追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 議長の選挙

○副議長（佐藤勤君） 追加日程第4、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（佐藤勤君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番、星正延君、10番、星輝夫君を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○副議長（佐藤勤君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐藤勤君） なしの声があり、配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○副議長（佐藤勤君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

議会事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（点呼・投票）

○副議長（佐藤勤君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐藤勤君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、星正延君、10番、星輝夫君、開票の立ち会いをお願いします。

それでは、開票をお願いします。

（開票）

○副議長（佐藤勤君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。うち有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、佐藤一美君、6票、佐藤盛雄君、6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であり、佐藤一美君と佐藤盛雄君の得票数はいずれもこれを超えております。両君の投票数は同得票数であります。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじにより当選人を決定することになっています。

佐藤一美君と佐藤盛雄君、議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじの方法を議会事務局長から説明させます。

○議会事務局長（大竹義則君） では、ご説明申し上げます。

くじは、2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるくじを行います。2回目は、くじの順序によってくじを引き、当選人を決定するくじを行います。

くじは、抽せん棒で行います。1回目の順序を決めるくじは、1番と2番の番号の抽せん棒を抽せん箱に入れ、各候補者が抽せん棒を抽出、引いた番号がくじを引く順序となります。

次に、当選人を定める2回のくじは、1番から10番までの抽せん棒を抽せん箱に入れ、決定されたくじの順序により交互に5回ずつ抽せん棒を引き、抽出された数字の合計数の多い候補者が選挙の当選人と定めることとなります。

○副議長（佐藤勤君） それでは、くじを行います。

議場の出入り口を閉じます。

（議場閉鎖）

○副議長（佐藤勤君） 佐藤一美君、佐藤盛雄君の両名、前にお進みください。

では、1番、星正延君、10番、星輝夫君、前にお進みください。くじの立ち会いをお願いします。

（くじ引き）

○副議長（佐藤勤君） それでは、くじの結果を報告します。

佐藤一美君、30点、佐藤盛雄君、25点。

したがって、佐藤一美君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○副議長（佐藤勤君） ただいま議長に当選されました佐藤一美君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、ただいま議長に当選されました佐藤一美君から発言を求めます。

○議長（佐藤一美君） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、大勢の皆様方のご支援をいただき、議長に選出賜りまして、身に余る光栄に存じます。心から厚く御礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、私は未熟、浅学非才な者でございますが、皆様のお力添えをいただきながら、全身全霊をかけ、町政発展のため、そして町議会発展のために働いてまいり決意でございます。今後とも議員の皆様方、執行部の皆様方のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、議長就任のご挨拶にさせていただきます。まことにありがとうございました。

ここで、佐藤孔一君より退任挨拶の発言を許します。

佐藤孔一君。

○12番（佐藤孔一君） 議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

顧みますと、平成24年4月の初議会におきまして議員各位のご推挙によりまして、名誉ある議長に就任し、以来2年間、皆様のご支援、ご協力をいただき、大過なくその職務を果たしてまいりましたことに対し衷心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

議長在任中、議会の権威を高めたい。議会の機能を十分に発揮するようにしたいとの情熱で、議員各位の皆様には意に沿わぬ議事さばきをしたこともあったかと存じますが、

2年間の間、非才な私を盛り立て、ご支援をいただきましたことに御礼の申しようもありません。まことにありがとうございました。重ねて御礼申し上げます。

議長を退任いたしましても町政の進展と住民福祉を願う心は皆様と全く同じでございますので、変わらぬご指導お願いいたしまして、議長退任のご挨拶といたします。

大変ありがとうございました。お世話になりました。

○副議長（佐藤勤君） 議長には大変ご苦労さまでした。

これにて議長としての私の任務は終了いたしました。

議事進行についてご協力、まことにありがとうございました。

それでは、佐藤一美君、議長席にお着き願います。

（議長、議長席に着席）

○議長（佐藤一美君） それでは、これからの記事の運営等につきまして議会事務局長と打ち合わせのため暫時休憩いたします。（午後 4時04分）

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午後 4時10分）

ご連絡いたします。今定例会に説明員として出席を求めた者のうち農業委員会事務局長、湯田真澄君が通院のため、これより欠席となりますので、ご了承願います。

日程の追加

○議長（佐藤一美君） 副議長、佐藤勤君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長の辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 副議長の辞職許可

○議長（佐藤一美君） 追加日程第5、副議長の辞職許可を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって佐藤勤君の退場を求めます。

（副議長、佐藤勤君 除斥）

○議長（佐藤一美君） 職員に辞職願を朗読させます。

室井哲君。

（辞職願朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りします。

佐藤勤君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、佐藤勤君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

佐藤勤君の入場を認めます。

(11番 佐藤勤君 入場)

○議長(佐藤一美君) お知らせいたします。

ただいま佐藤勤君の副議長の辞職が許可されたことを告知いたします。

日程の追加

○議長(佐藤一美君) ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程を追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 副議長の選挙

○議長(佐藤一美君) 追加日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(佐藤一美君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番、星正延君、10番、星輝夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(佐藤一美君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(佐藤一美君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

議会事務局が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(点呼・投票)

○議長(佐藤一美君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、星正延君、10番、星輝夫君、開票の立ち会いをお願いします。

それでは、開票を行います。お願いします。

(開票)

○議長(佐藤一美君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。うち有効投票10票、無効投票2票です。

有効投票のうち、小玉智和君、7票、佐藤盛雄君、1票、猪股謙喜君、1票、佐藤勤君、1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、小玉智和君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(佐藤一美君) ただいま副議長に当選されました小玉智和君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、ただいま副議長に当選されました小玉智和君から発言を求めます。

○副議長(小玉智和君) 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、皆様のご推挙を得まして、副議長の栄職に選出を賜り、まことに身に余る光栄と存じます。

私は、町議会議員としてその経験もまた浅く、その器ではないことはよく承知しておりますが、副議長として議長の補佐役を全うするため、皆様のご協力を得まして、最善の努力を尽くし、任務を果たすことを決意してあります。

今後とも皆様の温かいご支援を心からお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長(佐藤一美君) ここで、佐藤勤君より退任挨拶の発言を許します。

佐藤勤君、お願いします。

○11番(佐藤勤君) 一言ご挨拶を申し上げます。

浅学非才な私ではありましたが、皆様方のご協力によりまして2年間何とか無事に務めることができました。これからも研さんを積み重ねまして、議会人として努力していきたいと思っておりますので、今まで同様よろしく願いいたします。ありがとうございました。

日程の追加

○議長(佐藤一美君) お諮りします。

議席の一部変更及び常任委員会委員の所属変更の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第7 議席の一部変更

○議長（佐藤一美君） 追加日程第7、議席の一部変更を議題といたします。

ただいま議長、副議長の選挙に伴い、議長に私が、副議長に小玉智和君が決定されましたので、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

先例により、議長の議席は12番、副議長の議席は11番ということでありますので、私、議長の議席を12番に、12番、佐藤孔一君の議席を2番に、副議長、小玉智和君の議席を11番に、11番、佐藤勤君の議席を3番に変更します。交換をお願いします。

（議席の一部変更）

○議長（佐藤一美君） この際、先ほどの全員協議会において協議されましたとおり、委員の構成のため暫時休憩いたします。（午後 4時33分）

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午後 4時43分）

追加日程第8 総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更

○議長（佐藤一美君） 追加日程第8、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更を行います。

常任委員会は下郷町議会委員会条例第2条の規定により、委員会の名称、委員定数は総務文教常任委員会6名、産業厚生常任委員会6名となります。

お諮りいたします。常任委員会の所属変更については、委員会条例第5条第5項の規定に基づき、総務文教常任委員会に山田武君、星政征君、星正延君、佐藤勤君、佐藤孔一君、そして私の6名です。産業厚生常任委員会に猪俣謙喜君、星輝夫君、室井亜男君、佐藤盛雄君、星嘉明君、小玉智和君の6名をそれぞれ指名し、所属の変更をいたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、各常任委員会委員とすることに決定しました。

続きまして、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の構成等のご協議をさせていただくこととなりますので、暫時休憩いたします。（午後 4時44分）

○議長（佐藤一美君） 再開します。（午後 4時58分）

○議長（佐藤一美君） 間もなく午後5時の会議終了の時間となりましたが、このまま時間を延長して行います。

休議暫時します。（午後 4時58分）

○議長（佐藤一美君） それでは、再開いたします。（午後 5時14分）

追加日程に入るに先立ち、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長に改選が生じたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長、大竹義則君。

○議会事務局長（大竹義則君） ご報告申し上げます。

総務文教常任委員会委員長、佐藤勤議員、副委員長、山田武議員、産業厚生常任委員会委員長、佐藤盛雄議員、副委員長、星輝夫議員の方々に改選されましたことをご報告いたします。

追加日程第9 議会広報常任委員会委員の選任

○議長（佐藤一美君） 追加日程第9、議会広報常任委員会委員の選任を行います。

議会広報常任委員会は下郷町議会委員会条例第2条第3項の規定により、委員会定数は4名となります。

お諮りいたします。議会広報常任委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定に基づき山田武君、佐藤勤君、猪股謙喜君、星輝夫君の4名をそれぞれ指名します。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会広報常任委員会委員とすることに決定しました。

続きまして、議会広報常任委員会の構成等のご協議をしていただくこととなりますので、暫時休憩いたします。（午後 5時15分）

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午後 5時28分）

追加日程に入るに先立ち、委員会条例第6条第2項の規定に基づき正副委員長を選任いたしましたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長、大竹義則君。

○議会事務局長（大竹義則君） ご報告申し上げます。

議会広報常任委員会委員長、猪股謙喜議員、副委員長、佐藤勤議員の方々が選任されましたことをご報告いたします。

追加日程第10 議会広報編集特別委員会を廃止する決議

○議長（佐藤一美君） 次に、追加日程第10、議会広報編集特別委員会を廃止する決議についての件を議題といたします。

この件につきましては、皆様のお手元に議員提出議案が配付されております。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りします。

ただいま議題となっております追加日程第10につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから追加日程第10、議会広報編集特別委員会を廃止する決議についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩し、全員協議会に切りかえたいと思います。

暫時休憩いたします。（午後 5時30分）

○議長（佐藤一美君） それでは、本会議を再開いたします。（午後 5時50分）

日程の追加

○議長（佐藤一美君） 議会運営委員会委員の山田武君、そして私から辞任願が提出されております。

お諮りします。議会運営委員会委員の辞任許可の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第11 議会運営委員会委員の辞任許可

○議長（佐藤一美君） 追加日程第11、議会運営委員会委員の辞任許可を議題といたします。

山田武君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されており、地方自治法第117条の規定によって山田武君の退場を求めます。

(9 番 山田武君 除斥)

○議長 (佐藤一美君) 職員に辞任願を朗読させます。

室井哲君。

(辞任願朗読)

○議長 (佐藤一美君) お諮りします。

山田武君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、山田武君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

山田武君の入場を認めます。

(9 番 山田武君 入場)

○議長 (佐藤一美君) お知らせいたします。

ただいま山田武君の議会運営委員会委員の辞任が許可されたことを告知いたします。

続きまして、私の一身上のことですので、副議長に議長席にお着き願います。

(副議長、議長席に着席)

○副議長 (小玉智和君) ただいま佐藤一美君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されております。

地方自治法第117条の規定によって佐藤一美君の退場を求めます。

(12 番 佐藤一美君 除斥)

○副議長 (小玉智和君) それでは、職員に辞任願を朗読させます。

室井哲君。

(辞任願朗読)

○副議長 (小玉智和君) それでは、お諮りします。

佐藤一美君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 (小玉智和君) それでは、異議なしと認めます。

したがって、佐藤一美君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

佐藤一美君の入場を認めます。

(12 番 佐藤一美君 入場)

○副議長 (小玉智和君) お知らせします。

ただいま佐藤一美君の議会運営委員会委員の辞任が許可されたことを告知いたします。

これによって議長としての任務は終了いたしました。議事進行についてご協力ありがとうございました。

それでは、議長、議長席にお願いします。

(議長、議長席に着席)

日程の追加

○議長（佐藤一美君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員が欠けましたので、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第12 議会運営委員会委員の選任

○議長（佐藤一美君） 追加日程第12、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。委員会条例第5条第1項の規定により小玉智和君、佐藤勤君、佐藤盛雄君、星政征君を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、新たに小玉智和君、佐藤勤君、佐藤盛雄君、星政征君が議会運営委員会委員となることに決定されました。

次に、正副委員長が辞任しておりますので、暫時休憩し、委員会の構成をご協議願いたいと思います。議会運営委員会の委員の方は301会議室にご参集願います。

暫時休憩します。（午後 5時59分）

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午後 6時12分）

議会運営委員会委員の構成をお願いいたしましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長、大竹義則君。

○議会事務局長（大竹義則君） ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に星政征君、副委員長に佐藤盛雄君が決定されましたことをご報告いたします。

日程の追加

○議長（佐藤一美君） 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の星政征君、佐藤盛雄君から辞職の申し出があります。

お諮りします。南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第13 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可

○議長（佐藤一美君） 追加日程第13、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可を

議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって星政征君、佐藤盛雄君の退場を求めます。

(6 番 星政征君 除斥)

(5 番 佐藤盛雄君 除斥)

○議長(佐藤一美君) お諮りします。

星政征君、佐藤盛雄君の南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、星政征君、佐藤盛雄君の南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

星政征君、佐藤盛雄君の入場を認めます。

(6 番 星政征君 入場)

(5 番 佐藤盛雄君 入場)

○議長(佐藤一美君) お知らせいたします。

ただいま星政征君、佐藤盛雄君の南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職が許可されたことを告知いたします。

日程の追加

○議長(佐藤一美君) お諮りします。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第14 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長(佐藤一美君) 追加日程第14、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。先刻全員協議会で了承されました内容に沿って、既に各常任委員会で選出されており、さらには下郷町議会運営に関する先例の6により、議長指名で推薦を行うことになっておりますので、山田武君、猪俣謙喜君、佐藤一美君を南会津地方広域市町村圏組合議会議員と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山田武君、猪俣謙喜君、そして私を南会津地方広域市町村圏組合議会議員に決定いたしました。

日程の追加

○議長（佐藤一美君） 南会津地方環境衛生組合議会議員の猪股謙喜君、佐藤孔一君から辞職の申し出がありました。

お諮りします。南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第15 南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可

○議長（佐藤一美君） 追加日程第15、南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって猪股謙喜君、佐藤孔一君の退場を求めます。

（7番 猪股謙喜君 除斥）

（2番 佐藤孔一君 除斥）

○議長（佐藤一美君） お諮りします。

猪股謙喜君、佐藤孔一君の南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、猪股謙喜君、佐藤孔一君の南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

猪股謙喜君、佐藤孔一君 入場を認めます。

（7番 猪股謙喜君 入場）

（2番 佐藤孔一君 入場）

○議長（佐藤一美君） お知らせいたします。

ただいま猪股謙喜君、佐藤孔一君の南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職が許可されたことを告知いたします。

追加日程第16 南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（佐藤一美君） 追加日程第16、南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。先刻全員協議会で了承されました内容に沿って、既に各常任委員会で選出されており、さらに下郷町議会運営にかかる先例の6により、議長指名推選で行うことになっておりますので、佐藤勤君、室井亜男君、星嘉明君、そして私、4名を南会津地方環境衛生組合議会議員と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました佐藤勤君、室井亜男君、星嘉明君、そして私、4

名を南会津地方環境衛生組合議会議員と決定いたしました。

追加日程第17 閉会中の継続審査申出について

○議長（佐藤一美君） これから追加日程第17、閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

本件につきましては、議会広報常任委員会委員長より、お手元に閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出についての件は発議のとおり決定しました。

次に、公有財産審議会委員の選任につきましては、新たな委員について、先ほどの各常任委員会において佐藤勤君、佐藤孔一君、佐藤盛雄君、星嘉明君が推薦されました。私より町長に対し委員の推薦名簿を提出いたしますので、ご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、本定例会は会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平26年第1回下郷町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（午後 6時22分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年3月19日

下郷町議会議長

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員